

平成22年知立市議会12月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成22年12月16日（木） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

明石 博門	田中 健	永井 真人	山崎りょうじ
稲垣 達雄	池田 福子	佐藤 修	坂田 修

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	竹本 有基	秘 書 課 長	鈴木 健一
企 画 課 長	加古 和市	市 民 協 働 課 長	正木 徹
総 務 部 長	林 勝則	総 務 課 長	今井 尚
防 災 対 策 室 長	杉山 月男	税 務 課 長	小笠原忠利
会 計 管 理 者	林 隆夫	監 査 委 員 事 務 局 長	山本 英利
教 育 長	石原 克己	教 育 部 長	近藤 鈴俊
教 育 庶 務 課 長	石川 典枝	学 校 教 育 課 長	村瀬 俊一
生 涯 学 習 課 長	寺田 和彦	ス ポ ー ツ 課 長	野村 清貴

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第56号	知立市事務分掌条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第57号	知立市税条例の一部を改正する条例	〃
議案第61号	平成22年度知立市一般会計補正予算（第2号）	〃
議案第64号	平成22年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第68号	平成22年度知立市一般会計補正予算（第3号）	〃
陳情第25号	消費税率引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情書	不採択
陳情第29号	地方自治体において明確にされた住民意思を尊重し国家政策に反映することを政府に求める意見書提出に関する陳情書	採 択
陳情第30号	国に「尖閣諸島領海内における中国船の巡視船衝突事件についての意見書」提出を求める陳情書	〃

午前10時00分開会

○山崎委員長

おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第56号、議案第57号、議案第61号、議案第64号、議案第68号、陳情第25号、陳情第29号、陳情第30号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第56号 知立市事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中委員

議案第56号の知立市事務分掌条例の一部を改正する条例、これに関しまして、先日の本会議の質疑でも多くの議員の皆さんから質問がありました。残念ながら当局からまだ市民の皆さんに十分御理解いただけるような回答がされていないように思いましたので、改めて質問させていただきます。

今回の機構改革に関して私が思うに、次のような印象を受けております。

まず一つ目に、市長の機構改革発言、そういったものを早く消していく、帳面消していく。すなわち、本当に必要性を吟味されたか、それをまだされないうちに改革発言がされてしまったため、進めざるを得なかったのではないかと、そういったような印象を受ける機構改革であると感じております。

結果として、内容がまだまだ皆さんに理解されるような機構改革とはほど遠いものになってしまったのではないかと、それが一つ目です。

二つ目が、市長がマニフェストに掲げる言葉、この間のJCのときにもささせていただきましたけれども、一つ目、安心・安全、それから協働推進、まちづくり、こういった言葉を何とか課の名前にしたいと、そういったような印象を受けています。

もちろん、課の名前に規定はありませんが、市民の皆さんにわかりやすい、なじみやすい課名の

ほうがいいのではないのでしょうか。

そして三つ目。本丸のところですが、市長がマニフェストを推進するために一極集中させる。すなわち、企画政策課というものの設置であると思えます。議会でもお話しされましたが、効率化に関しては十分理解できる部分もありますが、危険な印象をどうしても否めません。

これらの3点に対して、まず当局から見解をお願いします。

○企画課長

ただいまの委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目と2番目が、ちょっと重複しながらの回答になるかもしれませんが、御了承ください。

市長マニフェストということでのお話がございました。その中でも安心・安全、市民協働、まちづくりというのが目標です。また、市長も必要性を吟味されてということでございましたが、もちろん市長が市長になられたときに、マニフェストを掲げられまして、そんな中の見直しも昨年度来進めてまいりました。

中でも今回は、安心安全課という課を新たに、また、まちづくりも新たにつくったわけですが、決してそれがすべて市長のマニフェストによるものというふうには、事務局のほうといたしては考えておりません。

今回、機構改革を行うに当たっては、各担当課のほうに意見を求めました。求めた中で、例えばまちづくり課というのも担当のほうで、こういった課をつくっていったほうが今後いいんじゃないかという意見もございましたし、また、安心安全課につきましては、今回は事務局のほうも防災対策、防犯・交通安全対策を一緒にしたほうが、さらに市民生活の安心・安全を強化するためにも同じ課に、同じ部署にしたほうがいいのではないかとこの形で事務局のほうも検討いたしました結果でございます。

また、市民協働につきましては、秘書課がなくなり、新たに協働推進課というような形のものを掲げさせていただいておりますが、そこにつま

しても、決してそれぞれの部署が二つに分かれ、また新たなところに配属されるということになりました。決してこちらのほうとしては、今、委員の話もありましたように、名前が特に決まっておるわけではない。何々課を設けなければいけない、何々係は何々課に配属しなければいけないという決まりはございませんでしたので、より流れやすいといえますが、簡素化も含めまして、市のほうはとして考えた結果でございます。

ちょっと3点ばかりのものをまとめて何か答弁させてもらったようなお話をさせていただいておりましたが、不足したことがございましたらすぐに申し上げます。

○田中委員

ありがとうございます。

一つ一つの内容についてもお答えいただいているんですが、そのことについてまた少し具体的に後で、もう少しお話しさせていただきます。

今、企画課長のほうから、見直しを行った。市民のためという言葉が出てきました。市民のためという部分に関しましては、これも後でまた具体的にお話をしますが、このようなことに対して市民の方からもたくさんお声をいただいておりますので、それも踏まえてまた御検討いただければと思いますが、先ほど、見直しという言葉が何度か出てまいりました。私自身、機構改革というものに関しては、もちろん見直しというものも必要なんですが、本来の機構改革というものは、もっと斬新的なもの。今あるものを一度すべて一たん白紙にして、いわゆる積み上げてきたパズルをせっかく新しい市長になられたのであれば、それを全部1回ひっくり返して、そして積み上げていくような、そういったものが本来の機構改革ではないかなと思っています。そんな上で、時代のニーズに合った、そういったものをつくり上げていけばと思うんですが、何か、いわゆる組み合わせた、組みかえたというような印象が否めないの、なかなかこころは議員の皆さんにも市民の皆さんにも御理解いただけないではないかなと思います。

先ほど、市民のためというお話があったんですが、本当に市民のためでしょうか。だれのための機構改革なのか、そこら辺ひとつお答えいただけないでしょうか。

○企画課長

まず、なぜ機構改革を行うかということにつきましては、私ども原点は、真っ先に市民サービスの向上というふうに考えております。

行政運営の効率化によりまして、歳出が削減できるのも、また、各事業の強化を図るのも、すべては市民サービスの向上につながるものというふうに考えております。

それから、先ほど私のほうが、田中委員のほうからの御質問に一つ漏れておった点がございました。企画政策課のお話が出ておりました。答弁が漏れましたので、改めてここで答弁させていただきます。

企画政策課の今回部署のほうをつくったというのは、本会議の中でも市長・副市長・部長が答弁したものと少しずつ重複するところもございますが、失礼いたしたいと思っております。

まず、今現在、総合計画、実施計画につきましては企画政策課で、また、財政計画、予算編成につきましては、総務課の財政係で行っております。

ただ、私も実は昨年まで総務課長を2年間ほどやらせていただきまして、この4月に企画課長に参ったわけでございますが、以前の総務課長のときも同じような考えを思っておりました。

それはといいますと、実施計画を策定するに当たっては、非常に歳入が裕福で財源が非常に多くあれば、どんどん各課から上がってくる実施計画も認めるといいますか、採択をしてもよろしいんですが、今現在、非常に財政が厳しいということで、そういった各課から上がってくる実施計画の案につきましても、今後の財政計画を見込んだ中での採択・不採択というのを判断していかなければならないというふうに考えておりました。

昨年度から、実は実施計画の中でも財政係のほうの担当者を査定会場に行きまして、一緒に実施計画に上がってきた案件を精査しておると。もち

ろん、今年度も同じでございます。そういった形でやっておりました。

そういうことで、非常に今、財政が厳しい中で、お互いに政策係と財政係が連携を取り合うということが事務の効率化といえますか、そういったものに結びつくというふうに判断をさせていただきます。今回、財政係と企画課の政策係を同じ課に配属させていただいております。

ただし、同じ係ではございませんので、机を企画政策課の中で並べることによって、両者の事務の進捗状況等が、お互いにわかりやすくなって、お互いにそこで牽制し合うことも可能なのではないかと。今以上に、また可能なのではないかとというふうに考えております。

したがって、そういった部署をつくらせていただいたという経緯でございます。

以上です。

○田中委員

ありがとうございます。

両方歴任された課長の実体験から、こういった機構改革のプランが出てきたというお話でした。一つずつの課の中身については、もう少し後から具体的にお話を聞かさせていただきたいと思いますが、先ほど課長から、市民サービスの向上が目指すところだというお答えいただきました。それに関しては、我々も全く同じところですので、本当に安心させていただきました。

一つ、ちょっと気になる点があるんですが、今回の機構改革の事務手続の部分についてなんです、これほど我々も直前に来て、正直ばたばたしているというところは、我々のところに来る直前もばたばたしてたんではないのかなというところに関して、これは推測ですが、してしまいます。恐らく、当局の中がしっかり煮詰まっていれば、事前から我々のほうに情報が流れてきて、しっかり我々ももむことができたのではないのかなという印象があります。

その事務手続について、本会議の中で企画部長が、夏ごろ各課に意見聴取の通知をして、その後改革意見のあった課とヒアリングを行いましたと。

そして、庁議を得て今回の上程となったというような説明をいただきました。

改革、今お話も少しありましたが、組織としての方針・方向性、その必要性という部分に関して、まず各課に連絡したとき、どのような形で通知をされたのかということに関してお聞かせください。

○企画課長

ただいまの御質問でございますが、一応、今年度の6月の下旬に各所属のほうへ企画部長の名前で文書で機構改革についての意見聴取をするという形の文書通知をいたしました。

各所属のほうからは、7月中までに上がってくるような形のものとなっております。その後、事務局、当局におきまして、県下各市の状況調査を同じように並行して進めておりました。その後、少しこの間がおくれたというのもございますが、企画課のほうでたまたまことは40周年事業もございましたし、また、当然この間、9月議会も入ってきましたので、若干少しそこで間を置いたわけでございますが、10月に入りまして、すぐに意見聴取を出していただいた、各意見を出していただいた所属とのヒアリングを行いました。

なお、意見を出された課は、全部で部課長を含め14の所属から意見が出ております。

そこで出された所属長と企画部長、私、担当者とヒアリングを行いまして、内容をよく吟味させていただきました。

そういった皆様の御意見をいただきまして、10月中旬・下旬あたりに第一案目といえますか、改正案をまず作成をさせていただきました。その後、改正案をもとにたたき台ということで、最初の改正案をもとに、各担当の部長とも確認を行い始め、11月の頭のころ、今回こういう形での素案をつくらせてもらったということでの部長に確認をさせていただいて、それぞれまた新たに部長のほうからも御意見いただきまして、調整をさせていただいたと。

その後、11月の中旬に庁議に諮りまして承認を得たというような経過となっております

各課に通知した文書というのは、これは実は、

昨年も各課に通知文書を出してありまして、各課の意見が出ておりましたが、昨年来持ち越されておったというの若干ございましたんですが、今年度新たに機構改革を進めてきた折に、各所属においても事務における事務文書が円滑に回っておるかということも含めまして、各部長・課長両者に通知をさせていただいております。

以上です。

○田中委員

ありがとうございます。

今言った、要は部・課長にどういった通知の内容としては、今うまく回っていますか、問題ありませんかというようなニュアンスで聞かれたということでもよろしいですか、そういう形。わかりました。

実際、14の所属から具体的な意見があったということでしたが、その内容についてお聞かせいただけますか。

○企画課長

14ございますので簡単に内容のほうを説明させていただきます。

まず、秘書課のほうからは、国際交流協会の事務局についての提案がございました。それから、ホームページの内容についても提案ございました。国際交流につきましては、市民協働課のほうの業務、そちらのほうと類似しておるところが多いのではないかということの御意見です。また、ホームページにつきましては、広報を今、秘書広報係のほうが発行しておるものですから、あわせてホームページの発行も秘書広報係のほうで発行したほうが、よりお互いに中身を精査しながら連携がとれるのではないかなという提案でございます。

あと、市民協働課につきましては、コミュニティバスのことで、どうしてもコミュニティバスというのが交通安全ということで公共交通というミニバスが何かなじまないのではないかなという御意見もありました。

また、あと子ども課のほうからも出ております。子ども課は、今回は改正、見直しはしておりませんが、子育て支援係、また保育係のほうからも、

これもまた幾つかの御意見が出ております。ただ、それぞれ中身については、ちょっと今回該当されておりませんで、ちょっと省略させてもらいます。

それから、長寿介護課、国保医療課、市民課、環境課等からも出ております。総務課のほうからも出ておりました。順番が逆になっております。

総務課のほうにつきましては、契約検査の業務が非常に最近中身が濃くなっておるということで、契約検査と管財・用度のほうの事務の分散を検討したいというような内容でございます。

それからあと、都市整備部にまいりまして、都市整備部のほうから、都市計画課のほうからも、今後のまちづくりの考え方。これは、都市開発課、区画整理課のほうも出ておるわけでございますが、まとめて申し上げますと、今後のまちづくりを考えていくに当たっての体制がそれぞれの部署のほうから出てありまして、今回まちづくり課というのを新設されておるわけでございますが、そういった意見をまとめた中での新設というふうになっております。

あと、生涯学習課のほうからですが、生涯学習課のほうも非常に今、生涯学習課というのが、課長が六つの施設をすべて施設長という形で兼務しておりますが、自分の席における時間が、図書館とか歴史民俗資料館だとかいろんなところへも決裁があるということで出かけるということと、それから、市史の編さん業務が今後非常にボリュームがふえてくるということで、市史編さん係といいますか、ここの強化をお願いしたいと、そのようなお話もございました。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございました。

具体的にお答えいただいた部分とちょっとむにゅむにゅとした部分があったのでわかりにくい部分もあったんですが、多分聞けば、すみません、私のところ暇ですから、仕事くださいという、多分部署はないと思うので、どこも内容としてはちょっと作業が多いと、振り分けてくれんかとか、

多分そんなようなお話だったのではないかと思います。

ちょっと細かいこと、また後で聞く部分もあるんですが、今のお話の中で市民協働課から出た話、もう一度お聞かせいただけますか。

○企画課長

市民協働課のほうにつきましては、先ほど申し上げましたコミュニティバスの件でございます。ミニバスの件でございます。

それと、簡単に言えば、ミニバスの業務が市民協働課の中の防犯交通対策係の中にはなじまないのではないかと御意見がございます。

それからあとは、協働人権係のほうで、最近の外国人の増加によりますことについて、先ほど紹介のほうで国際交流協会というお話をさせていただいたわけですけど、市民協働課については、反対に外国人が増加してきて、外国人とのこういった共生を国際交流協会という部署があるということで、一緒に考えることはできないかと。多文化共生推進ということで一緒にできないかという御意見でございます。

以上です。

○田中委員

ありがとうございました。

今の市民協働課のコミュニティバス、これは後でまた少し具体的に個々について伺います。

あと、生涯学習課長のほうから、課長は今六つの施設の長を兼務している。ごめんなさい。ちょっと勉強不足であれですが、六つの施設をお答えいただけますか。

○企画課長

順番にいきます。中央公民館、猿渡公民館、文化広場、野外センター、図書館、歴史民俗資料館でございます。

○田中委員

ありがとうございました。

一個一個の公民館のすべて長を兼ねているということですね。了解しました。

今、10月にそのような具体的な意見が返ってきて、その後14の所属に対して、さらにヒアリング

を行ったというお話でしたが、そのヒアリングをされた際の各課との具体的な意見具申とそういったもの、中身をお答えいただけますか。

○企画課長

中身につきましては、それぞれ既に意見をいただいておりますので、その内容確認ということでございました。

○田中委員

ありがとうございました。

ということで、そのプロセスを経て進めてきましたということで、今回議案に上がってきた部分に関しては、最終的には各課が納得した形での改革案だという形でお話をいただいているんですが、これは本当に納得されているんでしょうか、お答えください。

○企画課長

これは、私どものほうは納得しとるというふうに考えております。私たち職員もどういった名前部署へ、いつ、どういう形で配属するかわかりませんが、その仕事を全うするだけだと思いますので、課の名前が変わったとしても、職員の気持ちは考えております。

○田中委員

もちろん、市民のためにしっかり働いていただければと思いますが、ただいまの企画課長の答弁に対して、本日お集まりの中にも課長みえますが、改革の対象となっている企画文教委員会所管の各課長の見解をちょっとここでひとつ確認という形でお伺いしたいと思うんですが、まず秘書課長、いかがでしょうか。

○秘書課長

それでは、秘書課からの意見を出させていただいた内容は、先ほど企画課長が申したとおりです。国際交流についても、そのように一緒に行っていたほうが効率的であるし、対象の市民の方もわかりやすいということで、私も納得しております。

それから、ホームページにつきましては、以前は広報係で担当していたのが、やっぱりハード面とかそういう専門的なもので電算のほうがいいということで、前回は戻しましたが、実際今の

新しいホームページの仕様になった場合、実際に運用していて情報発信の部署という秘書広報係が実際に運営していて、できるのであれば秘書広報係でやりたいという申し入れをさせてもらいまして、今回位置づけにしたということでございます。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございました。

本当に、ホームページに関しては、恐らくいわゆるソフトの部分でつくれば、もう少し温かみのあるホームページができるのではないかと。今、どちらかという、見ていると理系の人がつくったホームページだなというのが正直な印象としてありますので、よろしくをお願いします。

次に、では市民協働課長、お願いします。

○市民協働課長

ただいま企画課長が御説明いたしましたとおり、確かにミニバスのあり方につきましては、いろいろ近隣市ですとか県内見てみますと、なかなか担当している部署がばらばらでございまして、そういうことでいえば、ミニバスというのは各市それぞれどこが担当するかというところで一番頭を悩ませてみえるのではないかとというのはわかっております。

ただ、今、防犯交通対策係というところ、警察と連携しながら進めておる係でございますので、そこに一つこのコミュニティバスというのが入っていること自体、担当課としては、若干違和感を感じているというのが事実でございまして、どこかもう少しそういう適切な場所がないのかなという御提案はさせていただいております。

ただ、どこの課でとかということまで私も具体的にわかりませんし、あともう一点、多文化共生、こういうのも力を入れていかなければいけないということで、一つの係があれば、よりそれを積極的に進めるというような、私ども一課長としては、なかなか市全体の財政状況ですとか、そこまで考えて申しておりませんものですから、思いを単純にぶつけておりますので、これを総合的に企画課のほうで判断していただいたということで、

ただ、ミニバスについて少しだけ思うことは、ただ交通弱者を運べばいいという考え方だけではなくて、今後の知立市のあり方、知立市のまちづくり、いろいろ総合的に考えながら、このミニバスを走らせていかなければいけないだろうなという思いはありますので、そういう意味でもう少し具体的にしっかりとミニバスの行政を進める部署をつくっていただくということは、私はある程度今回のこの御提案に関しては納得しております。

以上です。

○田中委員

ありがとうございます。

市民協働課長が、若干違和感という話がありましたが、それによって変わった機構改革に相当違和感を皆さんいただいていますので、またこれも後で具体的にちょっとお話をさせていただきます。

次に、防災対策室長、よろしくお願いたします。

○防災対策室長

私どものほうは、安全安心課というような名称に変わり、防犯並びに交通安全をくっつけた形で安心安全課という名前になるようでございます。

こちらのほう、特に安全・安心という意味からすれば、市民の皆さんにはわかりやすい名称かなと思いますが、私の立場から申し上げると、先ほど企画課長が申し上げたとおり、そこの職に拝命した以上は、そこで仕事を全うするというところでございますので、特にそれ以上のことはございません。

以上です。

○田中委員

ありがとうございます。

あとは、生涯学習課長、よろしくお願いたします。

○生涯学習課長

私は、先ほど企画課長が申しましたように、六つの館の館長をしております。私自身は、中央公民館の館長席で業務をやっております。そこで図書館と資料館も各セクションの係がありますので、そこに毎日1回出向きまして決裁業務、そして、館内の状況を係長等から聞きまして、業務を遂行

しておるわけでございます。

そのほか、六つの館のほかに文化会館がございます。文化会館につきましては、指定管理者が管理・運営を行っているところでございますけれども、ここにつきましては必ず毎月1回、業務打ち合わせということで、担当と私と部長で出まして、打ち合わせを行っております。

その中で今回、市史編さんのほうが20年度からやってきているわけですが、22年度になりまして三つの部会もできまして、本格化しておりますところでございます。編集委員も6名、調査・執筆員、調査・協力員も委嘱して、事務打ち合わせや管理業務をしていただいております。非常にボリュームもふえてきておるところでございます。文化行政を推進し、文化振興が充実していければなということをお願いをしたところでございます。

○田中委員

ありがとうございます。

これもちょっと後でまた少し聞くんですが、いわゆる今度、生涯学習課と言われた。文化課、今度の改革でいくとなる。そうすると、文化課の課長が所管する施設が幾つで、生涯学習が所管する施設幾つというのは、よろしいですか、お願いします。

○企画課長

今のところ、生涯学習課長のほうが中央公民館、それから猿渡公民館、それから野外センター、文化広場の四つになるかと思えます。

それから、文化課長のほうが図書館と歴史民俗資料館、それから、これは先ほど課長のほうが申し上げましたが、文化会館のほうも一応管理としては所管に入ると思えます。

以上です。

○田中委員

では、体育館はだれが見るんですか。

○企画課長

どうも失礼しました。生涯学習課には今回の案といたしまして、新たにスポーツ振興係を入れさせていただきますので、今の福祉体育館、市民体育館のほうが入ってまいります。

以上です。

○田中委員

ということは、新しい生涯学習課長は五つの施設を所管するということですかね。余り変わっていないような気もするんですが、わかりました。

あと、ごめんなさい、お一人聞き忘れておりました。スポーツ課長、今回のことについてお聞かせください。

○スポーツ課長

私のほうは、企画課長のほうから素案をお聞きしたときは、当然、スポーツ課の存続ができないかということには言わせていただきましたが、しかし、教育委員会という中で一度考えてみますと、知立市史の編さん事務というのは、多くなっている。また、これからもボリュームがふえてくるだろうということを考えますと、図書館が切り離して文化課という課ができるのも当然のことなのかなど。

そうしますと、今、いうふうに1部4課が1部5課になってしまう。そうしますと、今度、知立市全体で見ますと、組織の中が余りにもそのように大きくなっていくのはどうなんだろうという等も考えまして、私のほうは今の案の形というのは納得はしております。

ただ、スポーツ課としましては、総合型スポーツクラブ、これが地元の皆さん、また、体育指導員の御尽力のおかげで、この12月1日、設立をいたしました。そういったことを考えますと、スポーツ課はなくなります。当然今のスポーツ振興をとめてはいけない、進んでいかなければいけないということを考えますと、本会議の中でも答弁がございました。決してこの見直しは、スポーツ振興を軽視しているものではないということを考えますと、私ども当然そのとおりだと思います。

それで、どういう形になれば、これからも粛々とスポーツ振興、また文化のほうも頑張っていくしかない、このように思っております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございます。

当然、ここで私お聞きしたかったんですが、もちろんここで各課長が反旗ののろしを上げるとは、私も当然思っておりません。ただ、今スポーツ課のお話なんか、本当にけなげで、これを聞いている皆さんもあれだと思んですが、一応皆さんのヒアリングを通して、こういう形で出してこられたということですよ。

ちょっとたまたま普通の部長なんかにはちょっとお話何うと、庁議以外には部長に対して特に公式なヒアリングとか会議みたいなものがあったのかみたいな話があったんですが、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○企画課長

今回、該当となっております部、例えば今回総務部とそれから都市整備部、教育部、その3部の部長のほうには、企画部長のほうが出向きまして、話をさせていただいております。

以上です。

○田中委員

総務部、都市整備部。ごめんなさい、もう一つどこなんでしょう。教育部、わかりました。に出向いてお話をしたと。これは、公式なヒアリングもしくは会議だったんでしょうか。

○企画部長

今、企画課長のほうから御答弁させていただきましたように、この案がまとまる前に素案の段階で、今関係しておりますプラス上下水道部ですね。今答弁させていただいた3部プラス上下水道部、上下水道部も今回改革といたしますか変更の対象になっておるといふことですので、その4部長には正式ではありませんが、いわゆる内々に、こんな案を素案としてつくっておるといふことでお話をさせていただきました。

そうしたお話を伺って、また素案の一部分に訂正を加えてということもやってまいった結果でございます。

そしてそれ以後、成案をまとめまして、庁議に諮ってきたということでございます。

○田中委員

ありがとうございます。

内々にということ、最終的には、では今回の機構改革は一度の部長参集の庁議で決められたということ、そういう解釈でよろしいのかなと思うんですが、これほど重要な機構改革というものが一度の部長参集で決まってしまう。組織としてどうなのかなという部分で、これは皆さんがどう思われるかわからないんですが、私自身は、もし私が部長という立場であって、それが今回の改革の対象になっていた場合というのは、到底何か納得できないのではないかな。これも皆さんに大いにのろしは上げていただきたいと思いませんが、納得できない。私自身であればということですが、思います。

心配なのは、この件で逆に組織がばらばらになってしまうのではないかと、そういうこともちょっと心配なんです、いかがですか、大丈夫でしょうか。

○企画課長

今、委員のおっしゃるように、一度の会議でといますか、庁議に諮っただけでということ、その前には定期的に開催されます部長会議等にも私ども企画のほうからは提案をさせていただいておりますでしたし、おっしゃるとおりかと思えます。

今回は、そういう形で少なかったのかなと、これは私自身も反省しております。ただ、各部長のほうに出向いた際、ほかの部長のほうには回っておりませんし、該当となる部長にしか意見を伺ってないということも、ちょっと私どものほうの事務を進めるに当たっては、まずかったのかなという反省もしております。

ただ、こういう形で庁議のほうでは出ささせていただいた際、庁議の中でも今回該当となるところ以外の部長のほうからもいろんな御意見いただきまして、庁議後にもまた改めて改正案をつくるような形というような、いろんな案を最終的につくらせてもらったというふうになっております。

以上です。

○教育部長

先ほど、企画部長が答弁されましたように、私

のほうも企画部長と課長のほうから、当局の案が事前に示されて、お話がありました。

それほど多くの回数でそれを行ったわけではございませんが、その中では、先ほど企画部長が申しましたように、今の議会に出ささせていただいておる、教育委員会の所管ですので若干この条例からははみ出ておりますけれども、その部分でいうと、4課という形になっておりますが、しかし、それについてスポーツということを生涯学習課という中で一くりにすることはどうかという御意見も申し上げ、その中で企画部のほうでも検討されて、また一つの案を御提示いただきました。

それにつきましては、スポーツも含まれた形での一つの五つという課でありましたけれども、そうしますと、各課のボリューム等と知立市の機構、類団の機構、それらはすべて斟酌していく中で、企画部としては四つの課で大きくりの中でスポーツを生涯学習課の中の位置づけという形で、再度四つの案を示されてまいりました。

したがって、それらについても、私どもも教育委員会に当然御意見を伺っていくという中で、教育委員会の中でもそれらについて、スポーツ振興の大切さということも御意見が述べられましたが、先ほど申しました類団の組織、それらをずっと踏まえた中では、現行の企画案に対して、あえて是正を求めるものではないという形になったわけでごさいます、ヒアリングは、企画部のほうから私にもお話をいただきました。

○田中委員

ありがとうございました。

今、教育部長からもお話がありました、生涯学習課の取り扱いについては、もう少し後で具体的に中身のお話を聞かせていただきます。

今ちょっと全体的なお話をさせていただいてるんですが、今、企画課長もおっしゃったように、ちょっとやっぱり急ぎ過ぎた、もしくはちょっとスケジュールが足らなかったことによって、ちょっと今回の本当にばたばたになってしまったのではないかなという印象を受けます。大事な機構改革です。今言われているように、予算が限られた

中で、いわゆるコンパクトな行政という形の中で課をふやすこともできない、でも業務はふえているという中で、一生懸命苦心して考えられているということはもちろん十分理解した上での話ですけれども、今回不安に感じたのは、進め方の部分に関して、ちょっと不安を感じてしまいました。これからしっかり手続踏んでいただいて、もちろん何か、先ほどちょっと10月から12月の間で何かちょっとおくれて40周年記念があったりとかいろいろありましたけれども、しっかりと協議を重ねた上で、我々にもできるだけ余裕のあるスケジュールで提案していただいて、しっかりもませていただければと思いますので、今後もしこのようなことがありましたら、そこら辺よろしく願います。

少し時間があれですけど、具体的な中身についてちょっと聞かせていただきます。

先ほど、本丸でちょっとお話しさせていただいたんですが、企画部企画政策課というものに関して、政策と財務が集中してしまう。先ほどもちょっと御答弁いただきましたが、もちろん効率化という部分もわかります。

ただ、財政計画と予算編成が一本化するということは、外から見ると重大な権限を一極に集中させるという印象をどうしても否めません。これは、現企画課長がもちろんなられるかどうかちょっとわかりませんが、これから先はちょっと固有名詞で考えていただきたくないんですが、いわゆる課長職という企画政策課長というものにこれほどの重責を課していいのかということが、正直不安に感じてしまいます。もちろん、これも林市長という固有名詞はなくて、いわゆるどなたがなられてもそうなんです、今の機構のままで例えば市長というものが一組の部長と課長というものを抑えてしまうことで、いわゆる政策とお金というものが自由に動かせるようになってしまうというような仕組みというのは、行政運営を行っていく上でかなりリスクをはらんでいるのではないかなと思います。これは固有名詞ではないですから、本当に勘違いしないでください。仕組み、組織

としてということですが、こういうことも大事な
んですけれども、組織を運営していく上で危機管
理というものも非常に大切になってくると思うん
ですが、このことへのリスクヘッジというのは本
当にかけられているのでしょうか、ちょっとお願
いします。

○企画課長

委員のおっしゃるように、両者が牽制し合っ
て業務を進めていくというのも非常に私どもよくわ
かります。計画を先ほどもちょっと説明というか
お話をさせていただいたんですが、現状、実施計
画を策定するに当たっては、単年度の財政を見る
だけでなく、今後、実施計画自体が今後3年間に
わたっての実施計画になっておりますので、今後
3年間、またそれ以上、なおかつその先の財政計
画を見ながらでないと、策定することはできない
というふうに考えております。

その中で、そこでお互いが実施計画を作成す
るに当たっては、今後の財政計画をよく理解してい
なければ、各所属のほうから上がってきた実施計
画をむやみやたらに不採択というような太鼓判を
押すのではなく、今後の財政状況を頭に入れなが
らでないと、策定ができないものというふうに考
えます。

また、予算編成におきましても、今現在、ちよ
うど今の時期が当初予算編成に財政係が取り組ん
で毎日大変苦慮しておるわけでございますが、実
施計画で採択されたものについては、当然のこと
ながら当初予算のほうに組み入れていかなければ
ならないという形になります。

そういった中で、突然のように国の施策等で新
しい施策が出てきたときや何かは、当然財源不足
となっていくということもありますので、実施計
画で採択されたものも急遽1年先送り、また、縮
小ということも財政担当のほう企画のほうの政
策係と検討し合い、決定していくと、そんな流れ
となっております。

したがいまして、両者がより深い連携のもとに
進めていかないと、実施計画も財政計画も策定で
きないというように当局のほうは考えております。

以上です。

○田中委員

先ほど来お答えいただいているんですが、その
目的とかメリットについては十分理解はしている
んですね。理解はしているんですが、万が一、い
わゆるこんなことはないと思うんですが、これも
絶対とは言いませんので、例えば暴走したときに
だれがブレーキ踏むんだと。どこでリスクヘッジ
をかけているのかと。本当に、課長クラスにこれ
ほどの重責を課して、だれしも極端視、現にどこ
かの部長と同じぐらいのいわゆる権限を有するよ
うになってしまうと思うんですが、本当に大丈夫
なんですか。そこを心配しているんですが、目的
ではなくて。そこについてのいわゆる当局として
ちゃんとお考えがあった上で、リスクヘッジもか
けた上で、あえてここは進んでいるんだよ。そこ
があるかどうかお答えください。

○企画課長

その権限をすべての課長にという話でござい
ます。

これも少し話が機構改革の案を策定している中
で、当初は財政課というものをつくって、また今
の企画政策、企画課とは別にという案も検討をさ
せていただいております。全体の中で、当市の
課の数、部の数を他市、類似団体等、比較した中
で、ある程度課を縮小、または部を縮小というこ
とも、そういったことも含めまして検討してまい
りました。

最終的には、今回は課ではなく係を財務係と政
策係と分けて一つの課に配属したということにな
ったわけでございますが、これは個人的な意見に
なりますが、正直申し上げて企画政策課の課長に
なる方は、大変な業務を背負うというふうに私自
身も思います。

ただ、そこは先ほど申し上げましたように、大
変である以上、またそこで力を発揮していただく、
していくべきではないかなと。当然のことながら、
2係、3係の課長よりも1係の課長のほうがうん
と楽かと思えます。係が多くなればなるほど、課
長の責務も膨大となりますので、大変なことにな

るかと思えますけど、今どこの課長もそういったことを余り意識せずに、そこの課長に配属されればそこで頑張るといふふうに考えておりますので、頑張っていただけのもと思えます。

以上です。

○田中委員

少し胸のうちもお話しただけてよかったと思います。ただ、どうしても数合わせだったんですよという部分も否めないのかなと思えますが、ふえていく業務、そして小さくしなければいけないというところで大変御苦労もあったのかと思えますが、最後の御答弁は決意表明にも聞かれたように感じますが、ぜひなられた方は頑張っていたければと思います。

ちなみに、これは参考までになんですが、一つの課でこのような事務分掌となっている市というのは、西三9市の中であるんでしょうか。

○企画課長

同じ課というところはないかと思うんですけど、最近よくグループ制を引いておるところが多ございまして、同じグループの中でそういった業務を行っておるところはあるようになっております。

○田中委員

後学のために、もしよろしければお名前をお聞かせいただけますか。

○企画課長

同じ課はないかというふうに記憶しておりますが、高浜市などは、市長直轄といいますか、そういった組織。部長はおりませんが、一つの部の中に財政評価グループというところがございます、そこにも該当するのではないかと。経営戦略グループというのが、市長直轄の組織ということで、部長はおりませんが、連携を取り合ってやってるんだというふうに考えております。

以上です。

○田中委員

ありがとうございました。

ということは、ほとんどない取り組みということですので、これから逆にこれを先進市として成

功事例になっていくように、ぜひ進めていただければと思いますが、本当に企画政策課長というものに関しては、何度も申し上げていますが、危機感を感じている。そういう意味では、我々もしっかり見守っていきますけれども、しっかり進めていければと思います。

次に移ります。

防災対策室のことについてちょっとお伺いしたいんですが、先ほどもお話ありました、安心安全課という形に名称が変わって、防災係がこれまでの市民協働課にあった防犯交通係と統合されたということでもあります。

安心・安全というくくりでいけば、確かにそうなんですが、防災に関しては消防、そして、防犯・交通は警察と、所管する相手が全く異なります。市民協働という動きに関してみても、自主防災活動、自主防犯活動というのは、全く異なってくるのかなと思うんですが、これを一つの課で行うというのは非常に業務が幅広く膨大になってしまわないかとちょっと心配をしております。

また、東海・東南海、南海地震というものも想定されておまして、東海地震の強化地域にここは指定されたというにもかかわらず、防災対策室と1課1係ですが、その課が係に格下げになってしまうという部分に関しては、時代のニーズにこたえていないのではないかなというふうに感じます。交通・防犯と絡めて一本化というのはちょっと理解に苦しむんですが、これがいわゆる市長のおっしゃる安心・安全の強化と言えるのかどうかという部分がちょっと疑問に感じてしまうんですが、いかがでしょうか。

○企画課長

ただいま御意見でございますが、一応、防犯・交通も、また防災対策もそれぞれ市民といいますか町内会との連絡を密に取り組む事業の一つかなというふうに考えております。

また、そのほうが市民にも、この安心・安全ということにもなじみやすいのかなという気がいたします。

それから、これは本会議でも部長のほうが答弁

させていただいておるかと思いますが、現在、防災対策室については、室長を含めて4人の職員で行っておるわけですが、今回、防犯交通係と一緒にすることによりまして、課の人数が安心安全課という課の人数が増員されます。どこの部署においてもそうなんですけど、課の中でお互いが協力し合い業務を進めていくというところが幾つかございまして、今回もそういったことによりまして、課がふえた分だけ防災の業務についても一時的に応援体制、協力体制ができるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中委員

御答弁ありがとうございました。

安心安全課という町内と密接に取り組んでいく課だよというところ。それと、課の人数がトータルではふえるので緊急に対しては対応がしやすくなるんだというお話でしたが、防災にしても、いわゆる防犯・交通にしても、どちらも特に緊急性を要する形ですので、同時に逆に来てしまうとパンクしてしまうのではないかという危惧も逆にあるのではないかなど。逆に、課長が1人しかいないわけですから、同時に来たときにどっちに行くんだろうみたいな。またそこでもめなければいいなと思いますが、仕組みとしてはそういうことだということですが、今、庁内と密接にというお話でしたが、そのことに関していくと、市民協働課の部分も絡んでくるのではないかなと思いますが、御存じのように昨年、県内犯罪発生率ワースト1になった知立市ですが、またあと、交通安全に関しても交通死亡事故が2年以上続いているという形で、施策としてはうまくいっているのではないかなど。ワースト1だったのが、10位になって、

施策としてはうまくいっているのではないかなと思うんですが、その重責を担ってきた市民協働課というものが廃止になってしまうということです。

課の名前が、今度は協働推進課という形に変更になって、今まで区長と窓口になっていた市民協働人権係が人事と分離された秘書広報係と合体して組織されたということです。

先日、同僚議員から、課から係への格下げではないかという質問もありました。もともと、区長の窓口になっていたのは協働人権係ということで、問題ないよという。要するに、格下げではなくてもともと係が対応していたんだからという御答弁でしたけれども、これ実は私も、御存じかもしれませんが、自主防犯パトロールをずっとやっております。そういう意味では、市民協働課には、一市民のときから大変お世話になっておりました。私がお世話になっていたのは、今度は市民協働課でも防犯交通対策係というところが、多分私がお世話になっていたのかなと思うんですけども、防犯交通対策係と協働人権係が窓口が結局一つ、同じだったというところで、区長とも自主防犯パトロールというところで、窓口が二つのようであるというところで、非常に連携がうまくいっていたというところなんですけど、これが今回ばらばらに逆になってしまうというところでは、市民協働が二つに割れてしまうような印象もあるんですけども、ここの部分で一つ心配だなという部分です。

町内会の役員のお話というか、感覚なんですけど、彼らに聞くと、彼らもお世話になっているのは協働人権係という認識はないんですね。市民協働課にお世話になっていると。彼らから、協働人権係に行ってきたよなんて話は聞いたことないです。市民協働課に行ってきたよというお話ですし、私もお世話になったのは防犯交通対策係ではなくて、やっぱり市民協働課、市民協働課という形でやっています。

正直、市民協働課という名前は、最初聞いたときには大変何かなじまないというか、協働と言う

言葉が最初なじまなかった。字も間違えたぐらいでしたけれども、それが時間がたって市民権を得て、今、市民の皆さんには大変広く、市民協働課という課の名前は知られているのではないかなと思います。ある意味、庁舎の中の課の中では、市民協働課というのが一番市民権を得ている課ではないかなと思うんですが、それをあえて変える。市民協働課という名前をあえて変えるということは、何か市民協働課という名前に不都合があったのかなというふうに逆に思ってしまうんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○企画課長

決して、市民協働課という名前が不都合があったということではございません。今回、防犯交通対策係を防災対策係と一緒にして、安心安全課を設置したというところで、協働人権係をどこと、どんな係と類似した仕事を持って、また進めていきやすいのかなというふうに考えたとき、今回、秘書広報係の事務分掌の中にも、広聴という部門がございまして、これは市民からいろんな御意見をいただいて、広聴の業務については、それぞれの担当の部署に意見をいただいたものを送り、また、担当部署が回答をして取りまとめた中で、御意見いただいた方にお返ししたりだとか、参考にさせていただくとかいろんなことがございまして、その中で秘書広報係が広聴部門を持っているということで、今回、協働人権係にありますそういった市民との協働事業を進めていくという係と一緒にするのはいいんじゃないかという形の結果になったわけでございます。

ただ、名称が市民協働課をそのまま残したままで市民協働課、秘書広報係というのもちょっとどうかなというところから、また、反対に秘書課、協働人権係というのもどうかなということ、いろんなことを考えた中で、協働推進課というところで、市長も直接いろんな御意見にすぐに耳を傾けるということでもございますので、そういった二つの係が同じ課になったのは、よかったのかなというふうには思っております。

それから、すいません、先ほどの御質問で一つ

訂正をさせていただきます。

先ほど、同じ課に財政と政策というようなものがあるかという御質問に、私、高浜市の例を出させていただいたわけでございますが、実は高浜市もグループ制をとっておりますけど、グループが別でございました。よって、課ではない。グループ内では同じものではないということでございます。

ですので、県下の中でも類似団体を見ましても、同じ部の中に、うちは今、総務部と企画部と分かれておりますが、同じ部の中に財政担当と政策担当が入っておる市は幾つかございます。

それとあと、ちょっと小さな町等については調べてございませんので、もちろん小さな公共団体については、同じ課にも入っておるところが出てくるかと思えますけど、市はございませんでした。失礼しました。

○田中委員

わかりました。

特に問題はなかったけれども、パズルの組み合わせの中でいい名前が浮かんだということでしたが、これは本当に市民協働課というのは、本当に広く市民の方になじんでいる言葉です。逆に、庁内で都合が悪いというぐらいでしたら、市民の方の意見を優先させていただいて、庁内は自分たちがなれ親しんでいるわけですから、さほど不便はないと思いますので、そこら辺も考えるときには、ぜひ市民の目線に立った上でいろいろ考えていただければいいのではないかなと思います。恐らく、皆さんが思っている以上に、市民協働課という名前は、本当に広く市民の皆さんに浸透している名前ですので、そこら辺どうぞよろしく願います。

それと、一つ先ほどもお話しさせていただいたんですが、いわゆる町内会を窓口としている協働人権係と、いわゆる自主防犯を窓口としている防犯交通対策係が、今まで同じ課の中で比較的風通しもよく進んできたものが、ばらばらになることによって、ここら辺がいわゆる分かれてしまうことによって、今まで一緒にやってきたことによ

て相乗効果があった部分が、今度分かれることによって風通しが悪くなって、活動が鈍くなってしまわないかと。

いわゆる、同じ町内会の中でも町内会がそのまま自主防犯活動をやっているところもありますし、今回、犯罪発生率が改善されてきたという部分の中で町内会の自主防犯活動というものもかなり貢献度としては高いと思うんですが、その活動が鈍くなってしまおうという危機感は抱いていないでしょうか。

○企画課長

各区長会、町内会については、委員のおっしゃるとおり、協働人權係のほうが担当しております。今回、防災対策係と防犯対策係を一つの課にして、安心安全課というふうに考えておるわけですが、先ほどもちょっと申し上げましたように、防犯交通も防災も、各町内会との市が連携をとって進めていく事業なのかなというふうに思います。

いずれにしても、両方の業務については、町内会とそういった形では連携をとりながら、市民の方と一緒に協働して進めていく、そういったことによって安心・安全を町内会とも市とも同じように保てていけるのではないかなというところでは共通かと思いましたので、そちらのほうに配属をさせていただいたということになっております。

○田中委員

もちろん、組み合わせたということはわかるんですが、では、例えば町内会に自主防犯活動をお願いするのは、どちらの課。いわゆる、安心安全課になるんですか。教えてください。

○企画課長

これは、安心安全課になります。

○田中委員

わかりました。

なじむまでにちょっと時間がかかるのかな。区長たちが混乱しないかなというちょっと心配もあるんですけども、いわゆる恐らく、区長会で防犯パトロールをお願いしますよという、この間のパンフレットみたいな物を配りますよとか、そういうのがあるんですが、でもそれを所管している

のは安心安全課ということになるということですね。

今までは、市民協働課と一つの窓口でできていたので、そこら辺に違和感があるんですが、そこら辺も区長たちが混乱されないように、しっかりと新しい部署で対策していただければと思います。

次にいきます。

今度はちょっと人事に関してのことなんですが、これもちょっと大胆に今度は企画から総務のほうに移管されています。人事係というのが何ゆえに総務課なのか。いわゆる、総務なのかという部分に関しては、ちょっと違和感をどうしても感じてしまうんですが、これはあくまで私の憶測です。主観ですので、間違っていたらあれですが、いわゆる先ほどからお話が出ている、企画政策課のところ、いわゆる政策と財務が一極集中すると。その上で、人事までが総務に残ってしまうと、庁舎がそこだけで動くではないかというぐらいの大きな力が集まってしまう。それはまずいだろうというバランスシートの中で、では人事は企画から総務に移したらいいんじゃないかという憶測をしてしまうんですが、本当のところ、その目的。わざわざ、一つの係をごそっと動かしてしまう目的は何なんでしょうか。

○企画課長

今、委員のおっしゃるように、人・金・計画、本会議のほうでも出ておりましたが、そういったところが一元化となりますものを分散させていただいたというよりも、一つの提案になっております。

また、今回、秘書広報係と人事係が秘書課という形になっておりますが、秘書課といいますと、どうしても市長秘書というイメージが強うございまして、他市を見ても、秘書係と人事係とは全く業務も違いますので、人事係が総務課なり、また企画課なりに入っておるというのは、いろんな市で見受けられます。

当市においては、今のところ秘書広報係と人事係が秘書課を形成しておりますが、他市において

は、人事係は決して秘書課というところではございません。

それともう一つ、総務課のほうに配属させてもう一つの理由は、実は今回、総務課のほうから財政担当を企画政策課のほうに異動するということになりまして、総務課では選挙管理委員会を総務企画係が持っております。選挙管理委員会を設置されておることによりまして、選挙はすべて総務課主体で行っておるわけですが、総務企画係が主体で行っておるわけですが、とても総務企画係の選挙管理委員会の事務局員だけでは済みませんので、同じ総務課にある財政係、また契約検査係の職員の応援を得て、総務課が一つになって選挙事務を行っておるということになります。

今回、財政担当が抜けることによって、総務課の職員数が一気に減ってしまうということになります。そういったこともございまして、人事係を総務課のほうに持っていったというのも一つの理由になっております。

以上です。

○田中委員

わかりました。これも苦心の策ですよということです。

次に、まちづくり課、今度これは新しい改革の象徴の一つではないかと思いますが、まちづくり課に関して、所掌事務の中にまちづくりの推進に関するところというのがあるんですが、非常にちょっと抽象的でわかりにくいです。これ、具体的にまちづくりの推進に関するところについての具体的な事務内容をお聞かせください。

○企画課長

まちづくりの推進ということでございますが、今回、これも冒頭といいますか最初のほうにちょっと説明をさせていただいた中身と重複します。

担当の部署のほうから、現在進めております都市開発課の所管の駅北地区、また経済課所管の西新地地区の再開発事業、そういった事業の事業化の熟度が高くて、今後、事務事業の推進を行っていくには、一括して行ったほうがいいのではないかと。

そういった意味で、こういった地区の開発事務を一つのところでというところで、まちづくりというところに名前をつけさせていただいて、こういったところの開発事業をまずは進めていっていただくということになっております。

以上です。

○田中委員

今、駅北地区とかあったんですが、まちづくり課の新しい改正組織のところの事務所掌を見ると、1がまちづくり推進に関するところ。2、市街地開発事業の計画及び調査に関するところ。3、市街地再開発事業の施行及び再開発組合の指導に関するところ。4、コミュニティバス、以下続くんですが、いわゆる今お話しされた2、3に関するところの中に含まれるのではないのでしょうか。

いわゆる、まちづくり推進に関するところというあえて文言を入れているわけですから、具体的に何かそういう事務作業があるのかなと思うんですが、それをお聞かせください。

○企画課長

大変失礼しました。

まちづくりということで、今回は、今申し上げたのは別の項目で載ってございました。失礼しました。

ミニバスの関係もここへ今回持って行くわけですが、総体的に知立のまちづくりを考えていく部署ということで考えております。

以上です。

○田中委員

ということは、今まだ具体的には事務内容は決まっていないということかなということだと、一番最初に私がお話しさせていただいたマニフェスト実行のための課をどうしてもつくりたかったというような印象になってしまうんですが、例えば、まちづくり推進という部分でいけば、今、市民の皆さんから幾つかプランもいただいています、御提案もいただいています。議員の皆さんからも幾つかお話が出ていますけれども、そういったことに関して、それを具体的に計画から実行に移すためのとか、もう少しそういうことをお聞かせい

ただければなと思ったんですが、漠然と、要するにまちづくり推進に関する事という印象になってしまいますと、ちょっとわかりづらいなという部分になってしまいます。

先ほどもちょっとお話いただきました、まちづくり課の事務分掌にコミュニティバスに関する事、公共交通に関する事という二つ、4番、5番の項目があるんですが、先ほど御答弁はいただいたんですが、いわゆる新しく創設される安心安全課というところに防犯交通係というものがあって、いわゆるここに交通というものがあるわけですから、この部署で行ったほうがわかりやすいのではないかなど。いわゆる、交通対策を二つの課に分けるということが、業務の簡素化につながっているのかという部分がちょっと理解できないんですが、当局の御意見をお聞かせください。

○企画課長

ミニバスをまちづくり課のほうに持っていったということですが、先ほどの市民協働課長の答弁にもありましたように、これまでは交通ということで、主に交通安全を中心に業務を行ってきたところの係に、交通というところから、その防犯交通対策係のほうに業務が入っていったわけですが、先ほどの課長答弁がありましたように、他市においては、これほどこの課でやらなければいけないとかいうことも決まっておられませんので、いろんなところで、いろんな部署で業務を行っております。

また、業務の内容が、申請許可が国土交通省の運輸局が担当となったということで、そういったところからも都市計画関係の都市計画課だとか建築課だとか、そういったところが担当する部署もございます。

よって今回、まちづくり課というところが新設されますので、知立市においては、一番そこがふさわしいという形で考えさせていただいております。

○田中委員

わかりました。

こちら辺も逆に、分散したことで市民の方のサ

ービスに不便が出ないようにぜひよろしく願います。

あと一つ、上下水道部においてなんですけれども、これは水道の部門に関して、2課が1課に統合されました。ただ、聞くところによりますと、今後、知立市の水道行政に関しては、第二排水場の建設であつたりとか、老朽管布設がえ工事など、浄水場のあり方について含めて、計画及び実勢をしていく段階にあると伺っています。

企画や財政計画がこれから一番大事に入ってくる時期に、この2課が1課になるということは、課長の負荷、それから実際の業務進行に当たって、本当に大丈夫なのかという、これも心配されるんですが、いかがでしょうか。

○企画課長

水道課にするということですが、このところにも水道業務課以外にもございますが、1課1係というところが、今現在幾つかございまして、今回はそういった簡素化を目指した中で水道の業務課も入ってまいりました。

水道業務課のほうについては、今現在、電算処理は随分進んでおりまして、事務自体は随分簡素化をされてきております。

今後、今委員のおっしゃりました排水場の建設計画もあるということですが、課を統一して、経営と工事部門を連携して一括で行っていったほうが効果があるという判断で、今回は一つにさせていただきました。

○田中委員

ここも効率化ということ優先してということでしたが、ここに関しても現場は本当に納得されているのかな、大丈夫なのかなという。現場が、やりますと言ったとして、本当に回るのかなという危惧は残ります。ここに関しても、今後十分そういうことがないようによろしくお願いします。

るる細かいことについてもちょっと聞かせていただきました。今回の条例に関しましてですが、これに関しては、行政自身がやることですので、細かい話についてはここまでとさせていただきますが、今回の私の話というのは、私の主観ではな

く、市民の声であるということもしっかり受けとめていただいて、市民の皆さんに機構改革というものをしっかり十分にPRしていただいて、今後の行動計画の実施に努めていただければと思います。今後もしっかり、きょうお話したような部分を重点的に確認させていただきますので、当局の皆様におかれましても、市民サービスの充実・向上にお努めください。

細かい話はここまでなんですが、ただ一つだけどうしても、ここは私自身も納得できないというか、腑に落ちないというか、落とし込めない部分があるんですが、先ほどもちょっとお話しいただいた教育委員会の中のお話になります。お話の中で、市史編さん事務がふえたので、文化課をつくりました。創設しました。

ただ、課の数はふやせないなので、生涯学習課の事務分掌を分けてスポーツ課に統合しましたというお話がありました。

もちろん、市長は県で唯一生涯学習都市宣言をしているという自負もありますから、その生涯学習という名前をどうしても残すという形になると、本来スポーツ課に統合したはずの作業が、その親であったスポーツ課の名前が消えて生涯学習の名前が残ったというような印象をどうしても受けてしまうんですけれども、そもそも教育委員会、先ほどもちょっとどなたかお話しされましたけれども、教育委員会というのは、教育委員会事務局組織規則というものが定められているんですけれども、今回の機構改革に関して、当局は教育委員会に対して、教育委員会としての機構改革という形で投げかけられていたのかどうか。

それから、公式な機構改革の調整的な会議というか、そういった打ち合わせ、公式なものですが、何回ほど行われたのかということをお聞かせいただけますか。

○企画部長

先ほど申しましたように、この成案になる前に関係する部長にも御相談をさせていただいた。そんな中で、今、御質問者がおっしゃいますように、教育委員会の部分につきましては、条例で今

回出させていただいておる内容とは違います。教育委員会のほうで最終的に決めていただくということでございますので、先ほど言いました事前の打ち合わせと申しますか、そうした中でも、これは教育委員会のほうで御協議をいただかなければいかん。その事務を進めてほしいというお願いをいたしましたし、最終的な庁議のところでも、この部分については、教育委員会のほうで御諮りをしていただく必要があるということで、部長にもお願いをしてきたということでもあります。

回数は、今言いましたように、事前に打ち合わせの中でお話をし、また、庁議のときにもこういう話をさせていただいてきたということでございます。

○田中委員

何度も話はされましたということですが、今、部長もおっしゃられたように、教育委員会の部分に関しては条例ではないというところで、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律という部分で、スポーツに関することというものもしっかり明記されている内容になります。

先ほどお話しした、いわゆるスポーツ課の名前が消えてしまう。いわゆる、もともと生涯学習課の中の市史編さん、文化事業の部分新しく課につくりましたよと。残った業務が、今あるスポーツ課のほうに合体しましたよと。そして、でも気づいたら、もともといわゆる吸収したはずのスポーツ課の名前が消えてしまったというストーリーの部分というのは、これは私自身、ほかの方に聞いても、何か変だよねというお話は非常に出てきています。

特に、これも市民の方の声なんですけど、いわゆる行政に結構関心のある方なんかだと、市長になるたびに何か課になったり係になったり、係の名前が消えたり出てきたりと、ややこしいなという話も正直耳にします。こちら辺、なかなか市民の理解を得られないのかなと思います。

それから、先ほどもちょっとお話ありました、新しいスポーツクラブの創設等もあるんですけれども、課から名前が消えてしまうということとい

うのは、いわゆる今、市も取り組んでいるさまざまなスポーツ行政にとって、非常にマイナスになるのではないかなと思います。市内の各団体からも、正直やる気なくなるねという声も上がってきております。

だから、そういう部分では、どちらかということ今はスポーツ行政、体協もそうですし、先ほど言った総合型のスポーツクラブでもそうですけれども、行政がお願いして活動してもらっているという立場であるにもかかわらず、あえて士気を下げようような施策というものは、余り有効ではないと思うんですが、これに関してどのような所見があるかお聞かせください。

○企画部長

今回出させていただいております案をつくるについて、素案の段階でも私どもも、いわゆるスポーツという名前が消えるということに関しては、どうだろうということも議論の一つに上がっていました。

ただ、生涯学習都市宣言をやっておるというようなことから、この名前も消せないだろうというようなこともございまして、最終的に生涯学習課ということにさせていただいたわけでございます。

ただ、この間の質疑のときにも御意見をいただきました。また、議会以外の部分でも、私のところへもいろんな御意見をいただいております。そうした中で、市民の方から見るとスポーツという名前が消えることについては、かなりいろんな思いの方がおみえになるなという感想を持っておるところでございます。

○田中委員

ありがとうございます。

苦心の策ということですが、エレベーターなんか乗ると市役所の職員マニフェストの中に、市役所とは市民のお役に立つところですよというのがありますが、そういった市民の声が届いているということであれば、今のお話聞いても、スポーツも大事、生涯学習も大事。でも、生涯学習都市宣言しているから、どっち消す。スポーツ消すともし言われたら、多分市民の方、ではやっぱりスポ

ーツは二の次なんだという印象になってしまうのではないかなと思います。

こちら辺は、もっともっと考えなければいけない部分ではないかなと思うんですが、先ほどもちょっと聞きました、西三九市なんですが、県内見てもそうですがスポーツ振興、いわゆるスポーツ課というものを課としているところが、非常に私は多いと見受けられるんですけども、どうでしょうか、実態伺います。スポーツ課というものが逆にないところなんてあるんでしょうか、お聞かせください。

○教育部長

教育委員会のほうでも企画部のほうからお話をいただいたときに、西三八市の状況、あるいは類似団体が愛知県内で九市ございますけれども、こちらのいわゆる事務組織というものを調べさせていただきました。

確かに、議員のおっしゃるとおり、大多数はスポーツ課という形。スポーツという形を残してみえるのが西三八市の形では多いですね。

しかし、類似団体九市を見ますと、組織が小さくなりますので、その中では生涯学習課という中でスポーツ振興を担当している課とか、名称もあるいは社会教育課という形の中で文化とスポーツというものをやってみえる課もございまして、これはまちまちでございました。

しかし、これは企画部長も先ほど非常に、自分の中ではこれを出した手前悩まれた答弁されてみえるんですけども、私のほうでも、実はそこには非常に、まだまだ心の中にもスポーツというものに対する名前が、議員のおっしゃるような形で統合されていくことに対しては、若干もう少し検討しておけばよかったかなという部分もございます。

いずれにしても、他市の例でいうと、スポーツという名前を絶対残しているということの実例が、類団の中では多いというわけではございません。

○田中委員

ありがとうございます。

スポーツというもの、特にこれからの高齢社会を迎えるに当たっても、スポーツというものも含

めて、市民に広く行政としてやっていくという部分では、課として残していく必要があるのではないかなと。

特に、知立市の場合というのは、ことし10月に総合型地域スポーツクラブというものを新たに立ち上げて、これをしっかり成功事例としておさめて、ほかの地域にこれから展開していこうという段階になっていますので、そういった諸団体の思い、それから、そこまで立ち上げた、先ほどスポーツ課長からもお話ありました。これまでの御苦労を考えたときに、大変残念な結果ではないかなと思います。

また、この事業に関しては、国の施策であって、県に報告義務もある事業だと思います。そういった部分では、スポーツというものがしっかり課の名前にあることは、非常に大切なことではないかなと感じております。

この件に関しては、先ほどお話ししました地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものに基づいて、教育委員会への意見聴取が必要な案件ではないかと思われるのですが、これは実際に意見聴取というものは教育委員会に対してされたのでしょうか。されたのであれば、いつごろされたかお聞かせください。

○教育部長

私のほうから答弁させていただきます。

この機構改革案が庁議に諮られまして、最終的に教育委員会に対して、議員のおっしゃった地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、地方公共団体は、教育委員会に意見聴取をしなければならないという事項があるんですが、その中には教育委員会の予算とか、あるいは教育委員会の議案に伴うような議決案件、いわゆる、教育委員会には議案の提案権はございませんので、それらについては教育委員会の意見を聴取しなければならないということになっております。

それを受けて、今回、市のほうで条例に基づく事務分掌条例で機構改革をやられますので、私どものほうにも諮る必要があるということをお話しさせていただいて、私どものほうで11月25日に臨

時の定例教育委員会を開きまして、その中で教育委員の意見を聴取させていただいているところでございます。

○田中委員

今の答弁である、一応必要な手続は踏まれたということでしたが、その際の教育委員会の答弁、意見というのはどのようなものがあったかお聞かせください。

○教育部長

意見書として、市長のほうには11月25日付のもので提出させていただきましたが、議員のおっしゃる委員会の中で委員からどのようなという御質問でございますけど、これはホームページにも出させていただいておりますので、見ていただければわかりますが、その中でスポーツに関する部門で意見が出されて当然おります。

一つは、生涯学習課長が、市民側からすると、生涯学習係と体育館に両方等をまたぐので、どちらのほうに行くかという御質問がございまして、私のほうから、まだはっきりきちっと決まっておりますませんが、教育委員会としては、その重さの部分で、体育館のほうに責任者を置いていくことになるであろうという答弁を私がしておるんですが、そういうのは、場所が離れちゃって弊害ないですかという御質問がありました。

それから、スポーツも大切な生涯学習の一つです。生涯学習課にして、実務上に弊害が生じることになりませんか、こういう御質問もありました。

また、もう一つは、スポーツ行事等の主催側として、新体制での名称でいく運営上に問題はないですかという部門と、それから、スポーツも文化もどちらも大切なものです。新たに市史編さん係ができたことにより、全体のバランスがとれるよう、組織機構改革がされますと。スポーツ課も課が係になりますが、現在と同様にスポーツクラブ編成など、積極的に業務を推進していくことが大切ですよという御提言等ございまして、最終的には意見書にまとめて、それを皆さんが、合議制でございまして合議されまして、市長のほうに提出

は、それはやっぱりメッセージとして感じるものです。

市長におかれましては、逆に文化振興などには非常に力を入れていらっしゃる、聞くところによりますと、今度のカルメンにも出演されるというお話も聞いておりますし、これまでも第九の合唱に参加されたりと、かなり文化振興には力を入れているというのが市民に伝わっているメッセージで、先ほどもお話ししましたスポーツ振興というのは二の次なのかなというふうに感じてしまうところがあります。

いかがですか。私、改革の大筋に対して幾つか提言させていただきました。行政の問題、行政として決めていただくというところですが、今るるお話させていただきましたスポーツに関して、課に名前を残していただくというこの要望というのは、非常に大きい部分があります。ちょっと長くなるかもしれませんが、生涯学習スポーツ課でも結構ですし、スポーツ生涯学習課でも結構ですし、市民の方がぱっと見てわかるような、そしてスポーツというものを絶対ないがしろにしないんだよと、大事な施策としてやっているんだよということがメッセージとして伝わるような名前に課を残していただく。

市長、これはそういうことに関して、一度協議いただけないかということをお願いできないでしょうか。

○清水副市長

先に、私は本会議で今回の組織の見直しのことで御答弁をさせていただいておりますので、まず私のほうから。

確かに今、本会議でもいろいろる、現在の生涯学習課とスポーツ課を一部事務を見直す中で統合させていただいて、結果的に生涯学習課ということにさせていただいた。その課としての業務は、スポーツ振興といわゆる公民館等の関係の社会教育といえますか、文化を中心にしたそういう文化活動というところがございます。

いろいろ本会議、また、本日のいろんな議論をしているんですが、名は体をあらわすというよう

なことも言われることがあるわけですが、そういう意味では、先ほど教育長もお話がありましたけども、市民の皆さんがそういう、とりわけスポーツ、レクリエーションに携わる皆さんが、いわゆる行政をごらんになったときに、私たちのほうにそういう目がどの程度向いているのかな、どのくらい力が入っているのかなという部分では、そういうことが一つの判断材料というのはおかしいんですけども、そういった意識を持たれるんだなということもよく改めて感じたわけでございます。

そういうこととあわせて、先ほど市長のお話もございましたけども、今回のことにつきましては、この本会議でも申しておりますけども、あくまでも生涯学習課ということにさせていただいたということは、いろんな文化活動、スポーツ、レクリエーション活動も含めて、総合的に市民の皆さんが、いわゆるゆりかごから墓場までではございませんけども、生涯を通してのいろんな健康づくり、いわゆる文化活動だとか、そういったものをきちんと日ごろの生活の中で定着をさせていただくと、そういうことが大事ではないか。そういった意味での生涯学習都市宣言でもあったわけでございますけども、そういったことでどちらも大切だ、重要だということの考え方には全く今回のことにおいても変わりはないということでございますので、その点についてはぜひ御理解をいただければというふうに思います。

○林市長

今回の機構改革の中のスポーツ課のところでありま。

私は、ちょっと話が長くなって恐縮なんですけれども、中学校も高校も学生時代も運動音痴だったんですけども、スポーツ関係の部に入っておりまして、議員のときまでも20年近く、地元の体育部ということですと活動をしておりました。このこともたびたび申し上げているんですけども、私も体育、スポーツが大好きであります。

今回の機構改革であります。先ほど来申し上げております。決してスポーツを停滞させるというわけではありません。生涯学習、なかなか市民の

人にとって、まだまだ生涯学習という言葉が市民権を得られていなくて、非常に私、不本意だなと思っております。平成12年、13年に愛知県でただ一つ、生涯学習宣言をしております。この総合型地域スポーツクラブも生涯学習の大きな柱だよということをどんと出していけば、私は生きていくのかな。非常にいい形になっていくのかなという思いを感じておりました。

先ほど、教育長、答弁させていただきましたように、大事なのは予算づけと人員配置であります。予算づけは、私、ラジオ体操も公開ラジオ体操やりました、40周年ですね。総合型地域スポーツクラブにあわせて、南小学校のグリーンサーフェイスも芽を出してやらせていただいております。

決して、この少ない財政の中でスポーツをおくらせるのではなくて、むしろ私は、標準水準以上にやっているのではないかなという自負をさせていただいております。

ですけれども、先ほど田中委員御指摘いただいたように、イメージというかメッセージが大事だよということを御指導いただきました。本会議でもいろんな議員から、スポーツ課をなくすことに対する非常に不本意な思いを聞かせていただきました。そうしたことも十分配慮させていただきたいというか、今はそんな生涯学習、スポーツ課が消えることに対して非常に皆様方お悩みされているなということを改めて実感をさせていただいたことでございます。

○田中委員

ありがとうございます。

御要望は、そういう市民の声はしっかり行政当局の側には伝わったということですが、まだ伝わったわけではなくて、ぜひ一度これに関しては教育委員会、今回の条例と反するところではございませんので、ぜひ一度また御協議いただいて、ぜひ課の中にスポーツの名前を残すという部分については進めていただきたいなと思います。

何度か申し上げておりますが、私の発言というのは、多くの市民の方と接した上での市民の声だと受けとめていただいて、そして、最終的に今回

の機構改革というものが知立市の発展につながっていくということはもちろん信じて、我々も一緒に活動していきたいと思っておりますので、今回の機構改革に関しては、そういった形でのいろんな御努力も今回聞かせていただきました。もちろん、まだ納得できた部分もあれば、まだ十分納得できていない部分もありますけれども、進めて、今後の行動計画、実施に努めていただければと思います。

ありがとうございました。

○山崎委員長

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時56分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○坂田委員

議案第56号については、本会議の質疑の席、また、そして先ほどの午前中の田中委員から、大変広範囲にわたっての質問・意見がありました。

今回の行政組織機構見直しの目的として、5項目に載っております。厳しい財政状況下での総合計画の着実な推進。また、いろんなその後4項目載っておりますが、私が思うには、今回この見直しの目的の中に、市民の立場に立って果たしてどこまで、今回のこの改正といいますか、これに取り組まれたか、いささか疑問に思う点があるわけでございます。

午前中の企画課長からの説明では、市民のための改革と発言がありましたが、果たしてどこまで市民のため、市民の立場を考えたか、私自身は非常に疑問に感ずる点が多いわけでございます。

その辺の中で、スポーツ課がなくなり、この件に関しましていろんな議員から、何とかこの課の中にスポーツという名前を残してもらえんかという、そういった立場から多くの意見が寄せられておりますけれども、教育委員会の組織に関しましては、本条例の定めるところではなく、知立市教育

委員会会議規則の中で決められることと思います。

先ほど、教育長から11月25日に教育委員会臨時の教育委員会を開いて、そこで多くの意見を聞いたと、教育長から報告がありました。私も、じかに教育委員の方に、この件に関しましてお聞きしました。教育長、先ほどホームページに載っておるということで私、教育部長からかな。まだホームページ見ておりませんが、私が二、三聞いた教育委員からは、余り議論はされず、報告ぐらいで済み、意見としては何とかスポーツという名前は残すべきだという意見が多く委員から寄せられたと、そういったことも聞いております。そこら辺のところ、いま一度、先ほどの教育委員会のその議論の場の御意見等について、もう少しお聞かせいただきたいと思いますが。

○教育部長

私は先ほど、教育委員会の会議録につきまして、ホームページに載せさせていただいている部分を御紹介させていただきました。

今、坂田委員のおっしゃる部分につきましては、意見書をまとめるときに、委員会としては暫時休憩をとっておりまして、そのときに私ども事務局が意見の集約をしまして、最終的に休憩を解いて、そこで合議をさせていただいたんですけれども、暫時休憩の間に、ただいま御紹介にあったような話が委員の皆さん方を含めて、スポーツ課のスポーツということを残していくことは必要だよねというようなお話はございましたが、それは暫時休憩中のお話でございましたので、よろしくお願いたします。

○坂田委員

暫時休憩中のお話ということでございますが、こういった会議よりも、そういった休憩のうちの雑談の中のが、割と人間の本心からの意見が多く出るということもあろうかと思えます。

ただ、この件は先ほど申したように、教育委員会での協議事項でございますので、この場で、はい、わかりましたという返事は、もちろんこれはできないことは十分承知の上でございますけれども、市長、先ほどからいろんな、午前中からこの件に

関しての意見が出ております。教育委員会に再度この件に関して協議をしていただけるように、市長のほうから要請されるお気持ちはありませんか。その点お聞かせいただきたいと思えます。

○林市長

午前中からのやりとり、そして本会議の御意見、いろいろ伺いました。スポーツ課を何とか残せんかという話はしっかりお聞きいたしまして、再度、今、坂田委員から御指導いただきましたように、一度教育委員会のほうにもう一度投げかけてみると申しますか、一度協議を図っていただきたい、そんな思いは今持っております。

○坂田委員

ただいま市長から、再度、教育委員会のほうへ協議していただくように要請をしてみたいという、そういった意見を市長からいただきましたが、ただいま市長の発言に対して教育長、どのようにお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思えます。部長でも結構です、どちらでも結構です。

○石原教育長

12月1日に知立南小学校校区に総合型地域スポーツクラブが設立されました。地域の皆様方の本当の御尽力、敬意をあらわしているところであります。

今後、そのスポーツクラブを発展・充実、さらに広めていくということで、大変機運が高まっているということで、そういう中で私どもはスポーツも文化も同じようにやっていくわけですが、スポーツ課が係に格下げされたというようなふうにも思われている方がみえます。実際、組織上ではそうなるわけでありまして、こうしたところで何となく機運をそいでしまうということは、これは市民の目線からいうと、我々の思いが十分に伝わってないということでもありますので、そういった機運を盛り上げてきたところ、一層それを盛り上げていく。

しかし、生涯学習都市宣言をした市であるということ、そういう言葉を入れたような組織づくりを考えていきたい。

市長のほうからお話があれば、教育委員会のほ

うで皆様方の意見を聞いて、市民の目線に立った組織の名前、名称等を考えていきたいと思っております。

○坂田委員

ただいま教育長から、非常に心強いお言葉をいただきました。ぜひ、これだけ多くの市民の代弁者として我々は意見を述べているわけでございます。そこら辺の意見の重みというものを取り入れていただき、ぜひ再度協議していただきたい。いただけると、今お返事をいただきましたが。

協議していただくとなれば、これは教育委員会は月に1回、第二木曜日だったかな、ちょっと忘れましたが、月に1回定例会があるかと思っておりますけれども、いつごろの教育委員会で、また、改めて臨時の教育委員会を開いていただけるのか、定例会の中でやるのか、いつごろ開いていただけるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○教育部長

市長のほうから、教育委員会に対して意見聴取の協議ということがまいりましたら、速やかにその日程を組んでいくこととなりますが、本来ですと、できれば市の事務分掌が出ておりますので、本会議の最終日までにはそれができると一番よろしいんですけども、きょうもこのような日にちでございます。来週の22日が閉会日ということになりますので、ちょっと期間的に臨時の教育委員会を開くにつきましても、若干時間が必要かなと思っておりますので、できれば、これは1月の定例教育委員会に上げさせていただいて、そして、その場でその名称等について合議をしていただき、その結果につきましては、議会の議長並びに議員の皆様方にも、こういう形で規則改正をしていきますという御案内を差し上げていきたいと、そのように思っております。

○坂田委員

ぜひ、そこら辺の今申された、1月の定例会の教育委員会の中で協議していただき、何とか課名の中にスポーツという名称をぜひ入れていただくようお願い申し上げ、恐らく、それはすぐ実行できるという前提で、私もこの場ではこれ以上

のことは申しませんが、よろしくようお願い申し上げます。

もう一点ですけれども、今回の条例の中で、従来の防災対策室が安心安全課と変更されて、その下に防災係と防犯交通係となっております、防災の二文字が課名から外されましたけれども、この件に関しまして、先の質疑の中でも取り上げられました。

私は、防災という文字が課名から外れたということに対しては、全く納得も理解もできません。

そういった中、防災係の中に水防訓練に関するものの1項目が新たに設けられ、これは平成20年6月1日、愛知県逢妻川を水防法による管理河川に指定されたことから、知立市水防計画に基づき、今後水防訓練を実施していくことを明確にするために項目が設けられたと考えますが、今後のここに設けられた水防訓練、どのように取り組んでいくのか。

ことは、5月30日に行われ、そのときに消防団員がある程度は出ておりましたけれども、すべての団員が出動要請はされていないと思っております。そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

○防災対策室長

今後の水防訓練のことについてということでございます。

御存じのように、ことし5月30日に水防訓練、国道419号の高架下で実地訓練を行いました。この日は、午前中だけでございましたけれども、前半部分でDVDを使用しました講座を実施し、その後、高架下のところへ移動して、積み土のうの訓練を実施いたしております。

それで、実際の参加者でございますが、全員で134名、そのうち消防団員が64名、それから、市のほうの職員が60名、あと防災ボランティア並びに土木事業者で水防の協力団体になっているところから10名程度出ていただいておりますので、合計で134名の参加を得ております。

今後、水防訓練につきましては、毎年5月の最終日曜日を訓練日として設定しておりますので、

その時々にあわせて計画を立てていきたいと思っております。

以上です。

○坂田委員

その件に関しましては、ちょっと今回の案件とは違いますので、そこまでにしておきますけども、本市は、平成14年4月に大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地震に対しての強化地域と指定され、防災に対する取り組みを強化する視点から、その後平成16年の機構改革で防災対策室が設置されましたが、今回この条例の中では、係に格下げとなっておりますが、強化地域とは、大規模な地震が発生した場合に、著しい地震災害に関する対策を強化する必要がある地域が指定されるのであって、今回の指定された知立市における機構改革は、東海地震に対する強化地域に指定された意味合いに逆行すると私は考えますが、この点に関して担当課長の御所見をお聞かせください。

○企画課長

今回の案につきましては、安心安全課ということで、名前を今回は防災対策室から安心安全課に名称を変更したということでございまして、決して室を係に格下げとかいうことで考えておるわけではございません。御理解ください。

○坂田委員

それは、午前中もそういった考えをお聞きしましたけども、ただ、近隣市を見ましても、私、今回この質問をするに当たり、近隣市の組織図をちょっと調べて見ましたけども、課名には必ず防災の二文字が入っております。刈谷市が、防災安全課、安城市が防災危機管理課、碧南市が刈谷市と同じ防災安全課、高浜市は午前中もちょっと説明がありましたが、グループ制をとっておりますので、こういった名称は載っておりません。岡崎市が安城市と同じ、防災危機管理課、豊明市が総務防災課となっております、必ずその課の名前の中に防災の二文字は入っております。

当局におかれましては、よく何かにつけて近隣市を参考にしという、そういったことを言われておりますけども、当然、今回この改正について、

近隣市のことを参考にされたと考えますが、なぜあえて防災の二文字を課の名前から外し、安心安全課とされたのか。私には、いま一理解できません。

市長はいつも、あいさつの中で安心・安全な町云々という、必ずそういったフレーズを使われて、あいさつの中に入れておられる。安心・安全という言葉は、非常に聞くほうにとっては、言葉では耳ざわりはいいんですけども、課の名前として固有名詞にしてしまっただけでは、私は危機管理意識が欠けているととらえられても当然と考えます。

先ほどの近隣市がそういった形で防災という活字を必ず入れているというところからも、私はそのように考えますが、確かに全国的に調べてみますと、安心安全課を設けている市町は結構ありますけども、ただ、東海地震の強化地区に指定されている知立市においては、この課の名前から防災という二文字をとるのはいかがなものかと考えますが、この点について、清水副市長どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○清水副市長

今回、安心安全課ということで、防犯交通安全とともに市民の安全を第一線で実施していく課ということで、市民の安心・安全のまちづくりということでの考え方からそのようにさせていただきました。

今回変わったことによる、そういう情報発信能力といいますか、市民に対するメッセージ性はどうかというようなことを坂田委員も御心配かなというふうに思いますが、そういったことも若干あるのかもしれませんが、先ほど企画課長も御答弁申していますように、日常のいろんな業務においては、今回の安心安全課ということで、課の体制、職員の数もふえます。そういったことでは、課長のリーダーシップのもとに、二つの係がしっかり連携をとっていくという中で、今以上にそういういわゆる相乗効果といいますか、そういった課の体制は強化されたんだろうというふうに私自身は考えております。

それからまた、これもいろんな防災というのは

今、要援護者に対するいろんな災害時での対応等々につきましても、これはもちろん今の防災対策とそれから福祉課、それぞれいろいろな関係各課と連携をとりながらやっていく。これは、またほかの対策についても同様だというふうに思っております。

そういった意味では、知立市の防災体制が脆弱化するのではないかという御懸念に関しましては、今後ともしっかり取り組む。また、体制を今の体制にさせていただきますので、その中でしっかり実施させていただけるものだというふうに考えております。

○坂田委員

この話は、堂々めぐりになるかと思しますので最後にしますけども、今回この改正された防災対策室が係になり、安心安全課になったということは、まだ市民の方はほとんど周知されておられません。恐らく、これが市民に周知されたところには、防災対策、防災活動に取り組んでいる方からは、非常に多くの苦情が寄せられると思います。

現に、私の地元は、非常に自主防災活動の盛んな地区でありまして、先日忘年会がありまして、私はその席で、今回こういう形になりますよと言ったところ、大変な怒りをぶつけられまして、おまえがおって何だと。そういう意見が多くて、私ではその場で收拾がつかなくなり、隊長に、直接これは市長に言ってくれと。そういった形で市長のところにも二、三日前に電話が入ったと思っております。

そういったところから、市長は、先ほど近隣市の紹介をしました。すべての市に防災という活字が入っております。なぜあえて、今回この防災という名称をなくしたのか。そこら辺のところの御所見を、市長のお気持ちを伺って私の質問を終わりたいと思います。

○林市長

まず、安心安全課、先ほど坂田委員おっしゃられたように、耳ざわりがいいということをおっしゃられたんですけども、安心・安全というのは、しっかりと市民の方々にもわかっていたきたい

ということがあります。非常にわかりやすいなど私は思っております。

ただ、これによって防災が低下をする、防災行政が低下をしてはいけない。そうした中で今回は、先ほどから出ております人数が、ただいま課長以下4名体制からふえるわけでありまして。課は、係の人間がふえるということは、実動部隊がふえるということで、市にとっては防災行政をやるについても支障が出ると私は思っておりません。

むしろ、例えば防災活動をしている中で、例えばそこで終わったときに、防犯のお話をさせていただき、防災やってらっしゃる方々に防犯・交通安全活動にもぜひとも参加してくださいということも申し上げるという機会もふえていくというふうに思うわけでありまして、誘発的に結合させていくということで、非常に私は、合わせていくことでいいメリットが出てくるというふうに思っております。

ただ、坂田委員おっしゃられたように、一時、防災対策室が課から消える。係には残るんですけども、課から消えるということで、非常に不本意な思いをされる方もいらっしゃるかと思いますけれども、決してこれで予算を削るとか、人を減らすとか、そういったことではないということでありまして。むしろ、しっかりとより強固にさせていく、そんな思いでおりますので、よろしく願いいたします。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

行政改革機構について質問させていただきます。基本的なことばかりお尋ねするかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、先ほどの田中委員との関連もありますけれども、企画部に権限が集中しているのではないかという指摘がございまして、私も実はそう思っております。私ずっと営業職だったので、この辺のところはすごく微妙な考えを持っておりますけれども、人・物・金という経営資源がありますと、人とそれからお金と、それから物というのは政策

だと思うんですけど、今のところ政策と財源、お金のほうが一緒になっている状態ということになってきます。

権限が集中しますと、非常にメリットも実はあると言われております。それはどういうことかといいますと、効率化は、ある意味の効率化は非常によくなるわけなんです。早くなるわけなんです。決断、即行動になるわけなんですけれども、これは最初のうちはよろしいんですけども、おいおい行き詰まってまいります。

どうしてかと申しますと、視野が狭くなります。少人数の方で決めているわけですから、視野が狭くなってまいります。その視野の狭い中、選択肢の狭い中から選ばざるを得ないということになってまいりまして、先ほど田中委員も申しておりましたリスク分散はしないのかということで、盛んに言っておりました。私もそこは聞きたいところなのです。

これでいきますと、チェック機能はどこへ行っているのというふうにお伺いしたいのですが、よろしくをお願いします。

○企画課長

チェック機能ということでございます。

今現在、総務課に財政係がございまして、総務課には課長、部長がおります。また、政策係は企画課にございまして、企画課長、部長、企画部長とおります。そんな中でそれぞれの係が、当然課長なり部長なりと意見を反映しまして、係の案を反映して、一つずつ計画を実現していくという形になるわけでございます。

今度は、これが同じ課の中で政策係と財政担当の係が一つになるということで、課長がまず一つ、その二つの係をまとめ、また、課長の上には企画部長がみえます。ということで、これまでの総務部から少し離れる形にはなることとなりますが、決して企画課長だけに権限が移譲しちゃうのではない。また、その上にはちゃんと部長もおりますし、また、部長の上、副市长、市長という形で段階的に業務のほうは進んでまいりと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○池田福子委員

ここで申し上げたいのは、同じ課の中でのチェック機能は、機能しませんよということなんですけれども。同じ部署にいる方、上下関係必ずありますし、力関係もあります。普通は、離れた部署の専門家を持ってくるとか、そういうことになります。

私、ここで情報係というのがございますね。これが、そのチェック機能を果たすのかなと一瞬は思ったんです。いろんな情報を集めてきて知らせるという方法をとるのかなと思ったり、または、3ページ、予算の編集にかかわる、2番目ですね。その編集の部分が、このチェック機能かなと思ったんですけども、それは違うわけですね。

○企画課長

情報係につきましては、現在もございまして、電算担当、市の電算を取りまとめて行っておる箇所でございます。

財政係、今回3ページでは財務係になっておりますが、財務係の2番目の予算の編成に関するということ、当初予算、補正予算の編成をしていくという業務になります。

○池田福子委員

ということは、ますますチェック機能は果たさないという組織になりますよね。視野が狭い、選択肢も狭い。最初のうちは、トップ・ダウンがしやすい、命令以下、すぐみんなが動くということ。

ただ、市民からは、徐々に離れていくと思うのですが、そして、そのチェック機能が働くかどうかは、その人の立場によりますよね。お答えとしては、監査があるというふうにお答えになるかなとは思ったんです。ただし、監査は、結果について見るだけなんです。この段階では、最初から参入していないと、参加していないと、このチェック機能は意味がないということになりますけれども。

各企業を見ておりましたが、最初のうちは、それはいいんですけども、じきに行き詰まると。行き詰まったときに、いろんな人の意見を聞いて

ないから、救いどころが非常に少なくなる。そういう結果が待ち受けているような気がします。

幸い、人事のほうは離れておりますけど、人・物・金が本当に一緒になったら、これは大変なことになると思います。いかがでしょうか。

○企画課長

以前にも人・物・金といますか、企画部かと思いましたが、その中に人事担当も含めて業務を行ってきたという時期がございましたが、一つの部に集中しますと、非常に大変業務がボリュームがあるということで、また、企画部と総務部のほうにそういった事務を分散されたという経緯がございます。

今回、今のチェック機能でございますが、もちろん原則、予算編成についても、また実施計画についても、それぞれの財政係が決めるのではない、企画の政策係が決定するのではない、それぞれの部署から吟味された案が上がってまいります。その中で財政係も政策係も実施計画の査定、予算編成の査定、それぞれ担当課の職員と中身を精査しながら、その時点でチェックをしておるものかなというふうに私思いますし、また、最終的な判断が決して財政担当に一任されておるわけではない、政策担当に一任されておるわけではない。先ほど申し上げましたように、課長、部長、またその上の副市長、市長のほうにもそういう形で回ってまいりますので、チェックに関しては、決して今回のことにおいて軽くなるというふうには考えておりません。

○池田福子委員

ローリングプラン立てますよね、3年ごと、3年単位で立てますよね。まさに、プランを立てて、そして実行して、何かあればそこで見直して、そしてまた行動してという、見直しの部分がチェック機能なんですよ。

ですから、その辺のところをしっかりしていない場合は、そのまま突っ走ってしまうということになりかねないということで、この部分、もうちょっとしっかりやってもらえないかなと、私はこれを見てて思います。もう少しチェック機能に権

限と言ったらおかしいですけども、きちっとした発言の場、権限、与えていただいて、引き戻すときは引き戻す、もっと進めたいときは進めたいという意見が言える場をちゃんとつくっていただいたほうがいいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○企画課長

今現在のシステムの中でもそういったものは十分に取り入れておるといふふうに解釈しております。

○池田福子委員

それを信じたいと思っておりますけれども、要するに、もうちょっと市民の意見というか、一般の意見も取り入れたものにしてほしいということなんです。こういう状態ですと、どんどんどんどんかけ離れていくような気がしますので、御一考願いたいと思います。

そうしましたら、ちょっと次に移りたいんですけども、3ページ、企業誘致に関することというふうにございますけれども、これは具体的にどういうことか、どのように今進んでいるか、ちょっと御説明願いたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○企画課長

企業誘致に関することということで、これは22年の規則改正により、企画課政策係のほうに入れさせていただきました。

今、企業誘致ということで、いろんな議会等でも御意見いただいたり、御質問いただいたりしておるわけでございますが、今現在は企画課が中心となり、各課の係、例えば文書担当、法規担当の職員、税務課の資産税担当の職員、また、区画整理課の職員、経済課の職員等々でプロジェクト委員会というものを発足しております。そのプロジェクト委員会でもって、今後の知立市における企業誘致に関係したことを現在検討を進めたばかりでございます。

以上です。

○池田福子委員

ということは、これはまだ始まってないという

ことでしょうか。まだ始まってない。始めたばかりですという意味なら、そういうことですね。まだスタートしてないと。

○企画課長

今年度、プロジェクト委員会を初めて設置いたしました。設立しまして、スタートしたばかりでございます。

○池田福子委員

では、方向性ぐらいは出ておりますよね。このようにしたいという。どうでしょうか。

○企画課長

現在のところ、まだ特定な場所ということを決めておるわけではございませんが、よく名前の上がります上重原北部でございますか、そういったところを今中心に考えておるわけでございますが、市全体にどこにどういった企業を誘致していくかということからスタートしておりますので、まだはっきりした方向性というのはまだつくっていませんが、今の委員会、これまでに2回。また、来週一度開かれますが、そのときには今回はまた企業へのアンケート調査を実施していくということで、このアンケートの中身をまた精査していくというような業務、そんなことを今行っておる最中でございます。

○池田福子委員

ちょっと議論がかみ合わないんですけど、私が申し上げたいのは、ポリシーはお持ちですかということを知りたいんですが。この知立市をどういうふうにしたいから、こういう企業を誘致してほしいとか、こういう企業に来てもらいたいとか。ですからそれにはまちづくりのほうの方々とも連携をとっていただけるといいなと思うんです。この知立全体を考えて、どういう産業を誘致する、そういう方向で持っていきたいというポリシーはございますかというふうに伺っております。

○企画課長

ポリシーなくして設立しておるわけではございません。今回も先ほど申し上げた上重原北部というところで、区画整理課が一番地域にとっては知識を持っておるということで、区画整理課の職員

が今のところいろんな資料を提供していただいて会議を進めておりますし、今回、区画整理課という名前がまちづくり課という中に係が入りまして課名が変わりますので、今後につきましては、プロジェクト委員会のメンバーにもまちづくり課の職員が中に入っていくというふうに考えております。

○池田福子委員

市長、伺います。市長、この知立市をどのように持っていきたいかということで、誘致企業、絞り込めるのではないかと思いますけど、ちょっと質問が飛んで申しわけないんですけども、縦割りではなく考えていただきたいと思っておりますけど。

○清水副市長

今、市長にというお話ですが、ちょっと私のほうから。

今回、企画課の中に事務分掌として企業誘致に関することというのを合流させていただいたわけですが、これについては、今出ていました上重原北部の関係、これも知立市の土地利用のあり方、これは都市計画マスタープランとかそういったもので将来計画を定めているわけですが、あの地域については、将来そういった工業系のそういうもので活用していく土地だということの位置づけが全体ではされているわけでございます。

今、その上重原北部の区画整理、これは地元の方からもそういった御要望も来ておりますけども、昨年度の時点では、その関係する地権者の皆さんのまだ意思の統一といいますか、合意形成ができておりません。そこには、いろんな今の経済状況の中で、そういった今の土地利用をそういった方向に持っていくというのは非常に心配であるとか、いろんな御意見がありますので、まだ合意形成ができていないわけです。

そういった御意見の中で、そこをそういった区画整理などをして、そんな工業用地にする用意をして、そこで企業に呼びかけるというときに、本当に企業が来てくれるんだろうかと、そういった地権者の方、いろんなそういう基本的な部分での

不安とかいろいろとあるわけですね。

そういった意味で、行政としても、そういった区画整理事業というものが成就する、そういったものと並行して、市としていろんな企業誘致を政策として実施していくために、こういった制度上、こういった制度を用意していけば、そういったことが有効にやれるのか。また、企業の皆さんに御理解がいただけるのか。

その中の一つは、これは各市でも実施されているわけですが、いろんな支援策、例えばそれを補助金というような形であるとか、税制上の優遇措置を設けるだとか、いろんなそういう企業が進出していただきやすいそういう環境づくり、それはハード面ではなくてソフト面の部分、そういったものもまだまだ北部地区、まだまだ地権者の合意形成ができておりませんので、いつからどうだということまではまだ行ってないわけですが、そういったソフト面での企業誘致策、そういったことも今、並行して内部で一度検討しようということでは始めているのが、今、企画課長が説明したプロジェクトということでございますけども、いずれにいたしましても、将来の知立市全体のいわゆる土地利用等のマスタープランに基づく計画、そういったものを実現するための一つの施策の一部だというふうに御理解いただきたいと思えます。

○池田福子委員

お話としては、非常によくわかる気がしますけれども、やっぱり誘致に成功すれば活性化するし、雇用もふえるし、税収入にもなるしということが言えると思えますけれども、先ほどちょっと私触れたんですけども、その課だけではなくて、縦割りを外してもらいたいと。

例えば、まちづくりの方たちとも一生懸命どういうふうにしてというふうにご話していただく。または、商工の関連の方、そういう方たちの意見もしっかり聞いて方向性を決めていただきたいと、そういう思いがございますので、よろしく願いいたします。

○清水副市長

今、池田委員御指摘のとおりだと思います。私

どものほうも、企画課に今、そういう企業誘致に関するということで、事務分掌は設けておりますけども、先ほど企画課長もちょっと触れましたけども、では、実際にそういう区画整理という手法をとってやる場合には、これは今度新しい組織でいいますと、まちづくり課が担当することになるわけですが、またそれ以外にもいろんな、先ほど申し上げたような支援策としての税制の問題をどう考えるんだとか、それから、経済課では、そういう具体的な企業誘致、どういう組織に、どういう機関に、どういうふうに働きかければいかとか、いろんなさまざまなことがありますので、それを今、企画課を中心に、そういう関係の部署の担当に集まっていただいて、いわゆるこれは御指摘のとおり、縦割りでどこか一つがやるということではなくて、いろんなハード面からソフト面、いろんなものが相まったの企業誘致策ということだと思いますが、今まだ前段の部分を庁内でプロジェクトということで、庁内というのが市役所の庁内ということですね。各担当部署を集めて、そういったことを、市としてのいろんなこれからの考え方、施策を今検討させているという段階でございます。

○池田福子委員

そうしましたら、ちょっとまた基本的なことをお伺いしたいんですけども、2ページの7番に人権教育及び啓発に関することというふうにございまして、これがちょっとざっくりとしているものですから、私はどの範囲なんだろうと思いましたが、これはどの範囲までの人権というふうに、どの種類という。教えていただけますでしょうか。

○市民協働課長

協働人権係におきまして、業務の中での一つであります人権教育啓発に関することでございますけども、協働人権係におきましては、いろいろ、もともとは実務としては啓発ですとか、教育と書いてありますように、皆さんに周知していくと申しますか、そういうようなものが主でございますので、人権というと幅が広くて、子供、老人、障がい者、あと同和もございまして、外国人、女性、

いろんな、あと、感染症HIVですとか、そういう全般にわたっておりますそういうようなものの、例えば機会をとらえて市民の皆さんに、そういう啓発を進めていく。そういうどちらかと申しますと、講演会もそうでございますけども、特に私どもが教育するとかそういうことではございませんで、それぞれの部署で人権というのはいろんな部署にかかわってくる問題ではございますし、例えば、子供のインターネットの問題であれば、学校教育のあたりも関連してくるであろうし、そういうようなことはありますけども、私どもとしては、そういう全般的なことを一つの係として啓発に努めていくと、そういうことでございます。

○池田福子委員

最近で目立つような人権問題というのはございますか。

○市民協働課長

私どもに、特に人権問題でこういう細かい御相談があるということはないんですけども、例えば、実務としてあるのが、今はDVのドメスティック・バイオレンスの相談というのは、一応市民協働の係が担当するものですから、それは時折ございますし、あと、人権担当者の中でもよく話題になるのは、最近は特にインターネットを使いたいじめですとか、あとそういうバッシングですとか、自分の名前を使わずに人を中傷誹謗できるものですから、そういうようなことをどうやって解決していくかというのは、なかなか出口が見つからない問題と申しますか、そういうようなことが今問題かなという意識はございます。

○池田福子委員

やっぱり、外国の方も多くなってきておりますし、それから、男女の問題もありますし、この問題は本当に取り組まないといけないと思います。やっぱり、ブラジルの方たちでも、時折非常につらい思いをされるみたいですので、その辺のところもちょっと取り上げて、問題にしてほしいという面もございます。

私は、ブラジルの方たちの多く通っている東小学校に日本語のボランティアというので、今行け

ませんが、時々お邪魔してはいたんですけども、その家庭は、一番日本語が話せるのが小学校の子供という事態になっているわけですね。役所に行ったりしても、まだ相手にしてくれないと。相手にしてくれないという先入観があるとは思いません、言葉が通じないからと。通訳についてくるのが小学校の子なんです。

だから、そういう面もございまして、そういう側面的な援助はどんどんしてあげてほしいというか、さしあげたいと思うので、よろしくお願いたします。

次に、それに非常に近い問題として出ておりましたのが、7ページなんですけど、これもちょっと私、非常に興味があって、興味というより関心がありまして、犯罪被害者支援に関するということのは、これはどの程度進んでいるのか、ちょっと伺いたいと思うんですが。

○市民協働課長

犯罪被害者支援ということでございますけども、実務として、今、市民協働課で行っていることは、啓発程度でございます。実際、例えば松本サリンの被害者、地下鉄サリンの被害者、そのような例えばもし被害者があったときに、申請の締め切りがもうすぐですとか、そういうのも警察から送られてくるんですけども、実際の相談窓口は安城署の中にあるものですから、そちらに行っていたかどうかという御案内の方、あと窓口にもチラシなどを置いていただいて、あと、犯罪被害者のネットワークですとか、そういうものもありますけども、実務としては、現状はそういう関係機関の御案内と、あと周知というところでございます。

○池田福子委員

この問題も非常に本人だけではなくて、家族の方々もどん底に落ち込むという問題が非常に多いと聞いておまして、第2次被害という名で呼ばれているようですけれども、まず孤立させないとか、そういうことも大事なかなと思いますけれども、やっぱり家族支援というのが大切かなと思っていて、ちょっと伺いました。

では、次に、8ページなんですけれども、納税

奨励、それから税務相談に関することというふう
に、税務課10番ですね。こちらなんですけれども、
どのように進んでいるのでしょうか、こちらの問
題は。

○税務課長

納税の奨励及び税務相談に関することというこ
とでございますけれども、特別にほかと違っている
ところとなれば、最近では土日での休日納税相談
ですとか、税理士によります税務相談ですとか、
そういったものを行っております。

○池田福子委員

そして、本当に困っている例もあろうかと思っ
たんですけど、その判断なり、その対策なりはどの
ようにされますでしょうか。

○税務課長

納税相談におきまして一番重要なのは、相談、
話をお聞きするということが一番大切だと思っ
ております。納税ができない場合において、まず最
初に窓口へ来ていただきまして、お話とか何かさ
せていただきますけれども、その時点でまず1回目
の相談であれば、どういうふうな分納ですとか、
そういった相談をさせていただくわけですけども、
分納のお約束をさせていただいても納税ができな
い場合もございますので、そういったときには再
度来ていただくとか、毎月ある程度相談に来て
いただきまして、納税が今後どういうふうな、分
納とか何かでやっていけるのかどうかということ
を相談させていただくということを行ってござ
います。

○池田福子委員

この欠損処分というのは、具体的にはどうい
うことでしょうかね。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時50分

再開 午後1時50分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

欠損処分ですけども、地方税法の中に定められ
ております法15条の7第5項ですとか、法15条
の7第4項ですね。早く言いました、税が。地方
税法の第15条の7のところに、滞納処分の停止の
要件というところがございまして、その要件に該
当する方におきましては、滞納処分の停止を行
います。滞納処分の停止におきまして、一般の方
ですと3年その状態が続いた場合には、欠損処分
ということで、早く税金がなくなるという処分
を行います。それが、不納欠損処分です。

○山崎委員長

改正案についての質疑であり、ここの事務分掌
の内容への質疑は、関連のない対象外の質疑は行
わないことをお願いします。

○池田福子委員

申しわけありません。

そうしましたら、先ほども出ましたスポーツ課
の問題なんですけれども、私の考えを言わせてい
ただきますと、スポーツというのは、非常に波及
効果が高いと思います。本人だけではなくて家族
にも及び、そして、近隣の近所の方たちにも効果
が及ぶという意味で、私もスポーツ課自体が無に
なるということに対しての関連している方々のち
よっと落胆が思い浮かぶんですけども、経済成
長でいえば右肩上がりであって来た部ではない
かと思うんです、スポーツ部門というのは。

それで、スポーツというのは、行政と市民が一
番結びつきやすいと思うんです。とかく離れやす
い行政とそれから市民の方々を結びつける、これ
が一番のツールと言っておかしいけれども、手
段だと思うんです。

本人たちも非常に頑張って、これからどんど
ん見える見込みなのに下がるというこの悲惨な思
いは、ちょっと理解してあげてほしいなと思うん
です。もうこれで頭打ちだと、これ以上は続けて
ても伸びないよという場合なら、つながってもい
たし方ないかなとも思うんですけども、これから
がというときを考えていただきたいという思い
でおります。

そういう意味で、先ほどから出ておりますスポ

一つ課ももう少し考えていただけたらいいかなと思う次第でございますので、よろしく願いいたします。

○教育部長

先ほどの田中委員と、それから坂田委員にお話しさせていただきましたように、今の池田委員の御趣旨、私ども教育委員会も同様に感じております。

先ほど市長もおっしゃられましたので、ひとつその件につきましては、市長のほうからこちらのほうに意見聴取の御協議がございましたら、教育委員会として先ほどの坂田委員にお答えしましたように、本来ですと最終日前に、まだこの委員会の委員ですので、ほかにすべての議員がみえますので、その議員の方すべてが納得されて、本来これは市の条例が可決して、委員長報告があって、その委員長報告に対して意見も何もなく、そういって、その後教育委員会で趣旨を受けてやるという、私は今段取りを考えているんですが、もしそれより前にできてしまえば、採決の前に出していければと思ったんですが、そこまでちょっと拙速にいけないものですから、よろしく御理解いただきたいということで、御趣旨のほう、十分理解させていただきます。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時04分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

○明石委員

私のほうからは、1点だけ質問をさせていただきます。

まことにミクロ的な質問なんですが、コミュニティバスが今回、まちづくり課に変更、改正、組織に変更ということになりまして、私、9月の一般質問でもコミュニティバスの利便性拡充ということで質問させていただきました。また、今月の

一般質問で進捗状況はどうかということに対して、担当部長のほうからは10月に向かってコースを一つ増ということで伺っております。

そうした中で、やっとレールの上に乗って、10月に向かっていっているやさきにこういうことになりまして、先ほどの生涯学習課のスパンのほうで、ちょっと大きくなったから課を二つに分けてという話もありましたけども、まちづくり課が都市整備部のほうに所属しておりまして、大変大きなプロジェクトを抱えた中で、果たしてコミュニティバスが都市整備部のほうに組み込まれて大丈夫かなというのが1点だけ心配になりましたので、大きなプロジェクトの中で本当にできるかどうか、きょう都市整備部長は見ておりませんが、担当が違いますので、その辺だけちょっと心配がありましたので、お聞かせ願えればと思ひまして、よろしく願いいたします。

○企画課長

今回、ミニバス関連の業務をまちづくり課にということでございますが、この事業につきましては、現在、市民協働課の中の防犯交通対策係が担当しておたわけでございます。以前は、もちろんミニバスというものはございませんでしたので、交通安全中心にやっておた係でありました。

そこで、交通というところでミニバスがその係のほうの業務に入ったものかというふうに解釈しております。県下各市いろいろと調べたところ、また、市民協働課のほうにもいろいろと教えていただいた中で、ミニバス関連につきましては、どこの市も正直申し上げまして、いろんな部署で行っております。今のこういった交通安全対策のところやっておる課もあれば、先ほども申し上げましたんですが、都市計画課等でやっておるところ、また、防災が交通安全と一緒にやっておるところは、そういったところとか、企画課が担当しておるところ、さまざまございました。

今回、まちづくり課というものを新設することによりまして、まちづくり課においては、都市のまちづくりの一つの事業として考えまして、都市のまちづくりの中にもミニバスが大いに関連して

くる業務というふうに考えました。

また同じ答弁になりますが、これまでの申請許可も国土交通省の運輸局が担当となっているということで、そういった都市整備部の担当課のほうで、申請等についても長けておるのではないかなという形でもって、まちづくり課のほうに設置させていただきました。

以上です。

○明石委員

そのまちづくり課のほうに入るということはよく理解できておりますが、実務としましてどうかという心配があります。その心配は、繰り返しになりますけども、大きなプロジェクトを抱えたところに入ってしまっただけでゆえに、せっかくここまで来た仕事が、ちょっとストップ、ストップまでいきませんが、ちょっと滞るか、もしくは例えば10月ということで年度内に間に合わないとかいうようなふうになりますと、大変それを心配しておるわけでございまして、やっとなんかここまで来た、10月までにできるというのが、そこを何とか、こういう理由でこうなっちゃって、ちょっとごめんなさいでは困るものですから、そこだけちょっとお願いします。

○企画部長

今、委員おっしゃいますように、今のミニバスを見直しして、来年の10月に新たなコースを1コースふやして、より市民の方に使っていただけるようにということで見直しを進めております。

4月から担当がかわってしまって大丈夫かというお話でございます。もちろん、担当がかわりましても、今計画しておる1台増車、そして、来年の10月スタート、このことについては、だれがどこへまた人事異動で行くかわかりませんが、きちっと事務を引き継いで、あるいは全然知らない者だけになってしまっただけでは、なかなか事務もスムーズに進まないということもあろうかと思っておりますので、そうしたところは人事異動の中でも配慮しながら、この事務がスムーズに間違いなく進むようにということは、考慮していかなければいけないというふうに思っておりますのでござい

ます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

少しだけお聞かせ願いたいと思います。

まず、最初に本会議でも、また、この場でも議論になったのが、現在、総務で担当している財政係が、今度、企画に移り、企画政策課ということで、この間の議論の中で今回の資料見ますと、厳しい財政状況下での総合計画の確実な前進と、それから、行政経営部門の一元化と、こういうことを言われて、効率化を図るということで提案をされておるわけです。

先ほどの議論の中でも、メリットは、こういう中身だよということと同時に、デメリットとしてリスク分散の問題がどうなんだと、チェック機能はどうなんだということが大きい議論になってきたと思うんです。

それで、企画課長のほうは、政策と財務は係が違うと。なおかつ、課長もおり部長もおり、その中でチェック機能が働くということと言われて、大丈夫なんだということと言われたというふうに私は理解いたしました。

しかし、そこでまず現在、総務と企画に分かれている中で、何が一番問題で、こうやって変えなければいけないのか。この説明文章の中では、こうした中身でやられていますけども、具体的にどのような手順でもって、企画のほうの実施計画をやり、総務のほうで財政の裏づけをつけていくわけですけども、企画と総務の中でどういうやりとりがあって、それが問題で、今度こうするんだという点について、もうちょっと日常の業務の中で予算編成含めて実施計画を立てる、そのやりとりの中で実際どうなんだという点、ちょっと御説明願いたいというふうに思います。

○企画課長

今現在の業務の流れのほうを説明させていただきます。もうすぐ実施計画のほうで財政計画よりも少し事務的には先に進め始めるかと思っております。

それで、実施計画については、各課の提案を受

けて査定に入っていきわけでございますが、当然のことながら、今年度も144件で五十七、八億円の当初は要求がございました。すべてを採択するわけにはいかんものですから、今後の財政状況をそこで初めて財政係のほうから、今後の財政状況を確認させていただいて、今年度でまいりますと23、24、25の3年度間の財政計画を参考に、それぞれの事業を順位づけいたしまして、採択・不採択というような形で決めていきわけでございます。

また、これも重複いたしますが、当然、財政計画もその時点ではまだ正確なものができ上がっていないという現状でございます。時期的に少し実施計画の事務が先に進みますので、財政計画のほうの策定については、もうしばらく後になりまして、そこで少し差異が出るわけでございますが、財政のほうといたしましても、歳入面についての税務課からの資料をいただいたりだとか、そういった形で少し時期がずれますことによって、そこで財政の一番新しい状況、状況というの常に実施計画を策定する場においても、常に新しい情報を得なければ、正確な査定といいますか、採択・不採択という決定ができないということでございますので、常に連携はとっておりますというの、課が違って今現在も連携はとっておりますが、これがひとつ部が違い、課が違うというよりも、同じ机を並べておったほうが、同じ課として同じ机を並べておったほうが、より一層連携は保てるのではないかとこのように解釈しております。

以上です。

○佐藤委員

そこで一つ聞いてみますけれども、計画のほう先で財政が後になると、これについては、税収の歳入がどういふふうになるか。また、国や県の概算予算要求含めて、予算や、それからそういうことを補正予算やその他のいろいろあると思うし、また、補助金についてどうなっていくかということもありまして、それは企画の中に一緒にしたからといって、その問題は解決できないのではないですか。これが一緒になったら解決できるということであれば話はわかるんですけども、これは解

決できますか。

一緒にできるということであれば、財政の状況はそういう形で進行するわけですので、それでは企画の政策をおくらせれば一緒にはできますけれども、基本的な問題として解決はできるんですか。

○企画課長

佐藤委員のおっしゃるとおりかと思えます。実際、一緒にの課になるとしても、少しずつずれてくるとは思いますが、一番最新の情報を全然財政のほうから企画のほうにいただいていないということではないですが、どうしても財政のほうにいろいろと検討されておる中身というのは伝わってこないところもございます。

最終的に回ってくるという時期よりも、今、何を財政がやっておるのかということが、横で聞いておったほうがより早く伝わるのではないかなというふうに解釈します。

○佐藤委員

結局、連携というけれども、机を並べてれば連携がとれるという、ただそれだけの話なんですよね。企画の計画と財政の計画が前後するという問題はそのまま残るわけで、机を並べてれば連携がよりうまくいくだらうという、この提案なんですよ、今の話聞けばね。

だとするならば、所管がえをしなくても、内部の先ほども縦割りということがありましたけれども、一般市民へのサービスでも縦割りだということがよく使われる。本当にそれがどうかということはありませんけれども、だとするならば、現状の中でも企画部の中と総務部の中で、より意思疎通のできる方法を考えるということのほうが、よりいいのではないですか。そういう検討がやられた上で、現状の中でどうするかということで、企画と総務の垣根を越えるための検討がやられた上で、それでも全然事が相ならんということであって、今回の提案がなされているのかどうかだと思うんですよ。順序としてそのところがどうなのかということですけども、総務部長、そういう形で今回提案されましたけれども、そういう現状の中で組織機構をかえなくても、もっと意思疎通をやっ

て、実施計画と財政がもっとスムーズに、効率的・簡素化できるやり方について、相互で検討されて、話し合いはされましたか。

○総務部長

財政がこういう厳しい状況下になってまいりまして、スピーディーな行動運営をしていかないかんといい中で、今年におきましては総合計画の実施計画の中では。

○佐藤委員

話をしたかということ。

○総務部長

はい。話をするというよりも、一緒になって実施計画の中にもヒアリングを参加、うちの財政と一緒にやらせていただいた部分がございますので、そういった意味では話し合っております。

○佐藤委員

そういった意味で話し合っているということであるならば、別に机を並べなくても十分な話ではないですか。同じフロアの中で机並べてるから意思疎通ができると、その待遇の話ではなくて、今求められているのは、結局部を垣根があってもより、例えば企画と総務が現在こういう提案されている。しかし、ほかの事務分掌で全部関連しているわけです。さっき池田委員が、企業誘致はどうだと。いや、都市整備はそういうところを区画整理と話をせないかん。それも調整せないかんわけでしょう。

だとするならば、現在の企画と総務の体制の中でも、そういう調整が、話し合ってますということ部が言われた。それをより一層よくするために、この目的に沿うような、効率的で簡素的な方法をどうするかということをもとに考えた上で、どうしてもだめだということ今回の提案がなされているということであれば、道理はあると。

しかし、今の話を聞く限りでは、机を並べるから意思相通、連携ができるんだという、この話ではちょっと納得、私はできないというふうに思うんですけども、副市長、今お聞きのとおりです。思いは思いとして、気持ちはわかるけれども、実

態問題としては、今話したとおりの話なんですよ。やっぱり、ステップをそのところの話を抜きにしてこういう提案をなされる。ちょっと熟慮が足りないのではないかなと私は思うんですけど、その点どうですか。

○清水副市長

今回の原案を作成する段階で十分な話し合いができなかったのではないかなというお話ですけども、ちょっと総務部長の説明も、そういうことではちょっとお話をされてなかったみたいですけども、今回のこのようにすることについては、十分調整をした上での話ということで御理解いただきたいわけですが、これは昨年にも実は、これも話が前にも出ておりますけども、組織の見直しということを検討しました。

そこでは、昨年は結果として原案を、結論を出すに至らなかったわけですが、その中でも昨年来からいろいろお話をします。その中で、いわゆる実施計画の策定と、それから予算編成の事務、こういったものが現実、本来であれば企画というものがしっかりあって、それを裏づける財源と、こういうことになって、それぞれが牽制し合いながら、きちっとしたいい政策を打ち出していくということになるんでしょうけども、とりわけこの時期、こういう財政状況の中では、なかなかそういったところの余裕というか、現実の問題としては、実計の事業の中身と予算編成の中身というのが、これは一定の整合を図らなくてはならないという前提がございますので、そういったことでは、なかなか今の行われている事務というのがどうも二重になっているという部分もあるわけですが、現実の問題としては。

そういう意味では、効率的な部分も考慮すれば、現時点、こういった形でやらせていただくということもやむを得ないのかなというふうに思っております。

また、先ほど来出ているようなチェック体制の問題につきましても、これもそれぞれの担当課が、それぞれ独断で行くということではありません。いろんな意味の編成作業の中では、もちろん横の

連携ですとか、横のいろんな意見聴取、そういったものを総合的に、こういったものは作成をされていくということでございますので、その辺は担当が独断でなし得るものではないというふうに理解しています。

○佐藤委員

副市長そう言われましたけれども、私がいわんとしていることは、現状の体制の中で問題があるならば、その問題をクリアする議論があった上で、それでも不可能だということで今回の提案があるのかということなんです。

総務部長は、こう言われたわけですよ。実施計画の作成にかかわってますと。それは、分かっているわけだから、それはかかわるわけですよ。だけど、今提案されていることについて、ここは不備でどうなんだと言ったら、さっき課長の答弁のとおりです。机並べることが連携だと言われるから、そのくらいのことならば、現在の体制の中でもちゃんともうちょっと風通しのいいやり方、連携の仕方をまず模索して、それができないということで提案されているのだったらいいけども、そうではないということだから、私はこれは問題ではないかということをお願いしたわけですよ。

今、副市長の答弁の中には、お互い牽制し合っでやることも大切だということを言われたわけですよ、その点でどうなのかなと。

企画部長、今、総務部長が先ほどこう答えられましたけれども、そうした現状の中での改革について、相互に議論はされましたか。

○総務部長

先ほど、私のほうから実施計画の調整についてのお話をさせていただきましたが、調整は一緒になってさせていただいている部分はありますけれども、部をまたぐ、課をまたぐということでございますので、私が申し上げたいのは、そういった意味からしますと、小回りがきく、また即効性があるという話の中では、そういった部をまたぐような状態よりも、一つの課の中で調整できるほうが、それは当然早く進むということでございますので、そういうことだとは感じておるといことはお話し

しておきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○企画部長

今回の計画部門と財政部門を一緒にすることについて、相談をしたかというお話でございますが、個々具体的にお話をしたということはございません。

ただ、先ほど来出ておりますように、実施計画を作成していく。それについては、当然財政状況をこちらへお知らせいただいて、計画づくり、全体の額をではどれぐらいにするのか、こうしたものをやっていくわけでございますけども、こういうことはあってはならないことだと思いますが、結局縦割りという、そういう弊害が出てきておるのかなという感じを私は持っています。

企画部門は企画部門で総合計画を実行していく。こういうことで各課からの希望に基づいて計画づくりをしていくわけですが、したがってなるべく多くの計画を実行したいという希望があるわけですが、悲しいかな、こういう厳しい財政状況ではなかなか各課の要望が十分に取上げられないという状況でございます。

とりわけ、ここ二、三年の厳しい状況でありますので、なかなか今まで採択をしておったものでも少々我慢をしていただかなきゃいかん、こんなような状況であります。それには、先ほど企画課長の答弁にもありましたけども、財政との連携ということが非常に大切であるということでもあります。

しかし、実際の事務ではなかなかまならん部分もあるということでございます。なるべく、この事務が効率的にスムーズにということで、また、次年度の当初予算編成、こういうものにも当然絡んでくるわけでございますので、こうしたところがスムーズにいくようにするには、今回の提案をさせていただいております計画と財政を一本化して、いわゆる小回りがきくといいますが、そういうふうにさせていただくことが、よりスムーズに進むんであろうというふうに思っております。

○佐藤委員

はっきりしたことは、現在の体制の中で、部長が図らずも縦割りの弊害があるのではないかということが言われました。これは、何も企画と総務だけではなくて、すべてのところで連携をもってやらないかんわけだけでも、そういう弊害が具体的に何かということとはともかくとして、よく言われる言葉なんですよ、誤解もあるかもしれんけれども。

だとするならば、本当の意味での機構改革ということを考えたら、市民サービスの向上が今度の機構改革の目的だということと言われました。だとするならば、その弊害を現在の体制の中でクリアしていく、改革していく、そのことが市政全体の中で効率性云々ということと言われましたけれども、本当の意味での機構改革につながる出発点になる、その議論が欠けていたというふうに私は、今の議論を通じてははっきりしたと思うんです。

私、それでもう一つ聞きたいんですけども、経済が厳しいから機構改革をせないかんということと言われました、小回りがきいてと。しかし、先ほど言われたように、企画の計画と財政の計画はさまざまな関係の中で、企画の計画は先行するけれども、財政のことは見きわめが国・県とのかかわり、税収のかかわり、そういう中で見きわめが極めて難しいということと言われました。

これは、税収がそれなりに上がっているときであろうと、厳しいであろうと、同じ条件ですよ、これは。そうではないですか。厳しいからそうせないかんということじゃなくて、厳しかろうが厳しくなろうが、そうやってやらないかんもんじゃないですか。この点どうでしょう。

○企画部長

おっしゃいますように、財源が厳しくても、ある程度のゆとりがあるにしても、当然厳しいときには厳しいように、あるいは余裕のあるときには余裕のあるようにという計画をしていくわけですので、そういう点では、今、御質問者がおっしゃいますようなことが言えるのかなというふうには思いますが、今回のリーマンショック以後の税収を見ていただきますと、これは今後にもないよう

な厳しい財政状況であろうというふうに思っています。何年前かに知立も非常に財政状況厳しい時代がありました。財調が底をつくというような状況もあったわけですが、あれはある意味、歳出を多くしてきた結果として、財調が少なくなってきたということかなというふうに思っておるんですが、今回の場合は、使ったがために厳しい状況になってきたということではなくて、歳入が減ってきておるということをございますので、これは今までの状況とは少々違うというふうに私は思っております。

こうした中で、今、何篇でも言うようですが、少しでも効率的な運営をしていかないと、これはなかなか難しいといえますか、立ち行かなくなってくることも考えられんことはないというふうに思いますので、ここは計画と財政を一緒にさせていただいて、少しでも効率的な運営を図っていく必要があるというふうに思っております。

○佐藤委員

総論では、厳しかろうと厳しくなろうと同じだということはお認めになりました。

それで言われているのが、リーマンショック以来の歳入不足、これは過去かつてないということを上げられて言われました。だから、効率化を図るために、同じ課の中に政策と財務を入れるということと言われました。

逆に、厳しいからこそ、別の部署で現在の体制の中で本当に牽制して、本当のこれがいいのかということをやすることも必要なんです、効率の裏返しで、私はそう思うんです。

だから、そのところの部分について、ここで本会議もいろいろ議論あったですけども、納得のいく解明された説明はなかったなというふうに私は受け取っております。

ただ、機構については、政権を担当している方が、市民の福祉の保持、それに基づく行政運営、具体的には実施計画、そういう形でやる上で、そちらのほうの政権になっている方たちにその権限があると。ただ、議決を求められるということは、機構改革においても余り乱暴で、市政の停滞を招

くようなものはいけないよ。だから、議決に付さないかんとということになっているというふうに私は理解していますけれども、そうした点でどうかなのという。ここの部分では、今申し上げたような議論を感じているという、そういうところです。

それともう一つは、先ほど坂田委員が触れられました。それから、スポーツ課が係になるという問題も触れられました。田中委員が質疑をし、そして、坂田議長が質疑をし、市長も一遍スポーツ課という名称を残すために教育委員会と話をしたいと。教育委員会も、やぶさかではないし、そうした方向で、教育長はさらにメッセージ性という問題を含めて話し合うということを表明されたんです。

私は、坂田議長が言われた防災係と、これはこれで皆さんのおっしゃるように、その仕事の内容自体は変わらないかもしれない、正直言ってね。ところが、メッセージ性という意味では、安心・安全というのもいいわけだけでも、だけど安全の中には安心も抱合されているんだわ、これは。そう思いませんか。

だとするならば、同じ抱合されているやつを二つつなげなくても、坂田議長が言われるように、他市の事例にあるように、防災安全課だとか、そういう名称にして、もうちょっとメッセージ性を高めたらどうですか、市民目線に立って。私はそのように思っております。

というのは、東海・東南海地震が来るぞと。それから、強化地域に指定された震度6強弱と、東海地震だけではないと。南海地震、東南海がみんな連続して発生したらどうなるんだという議論の中で防災計画の見直しも行われ、そして、そういう議論もやり、耐震改修の事業も出てきて、ぐっと進んだんですよ。

ところが、この間そうした議論が、ともすると、確かに防災訓練等でやられているけれども、全体としては希薄になっているような状況もあろうかと思うんです。災害は、忘れたころにやって来るという点では、そうしたメッセージ性のある課を残すという点では、先ほどのスポーツ課の議論と、

坂田議長が言われた議論と、全く構図が一緒なんですよ。

一方では、見直しをするような議論、表明もあり、だとするならば、その部分についてちゃんと、今回これで提案されて議決がどうなるかわかりませんが、次の議会あたりでその部分の修正を提案するというぐらいの誠意があってもよろしいではないですか。同じ構図だと思いませんか、どうでしょう。

○企画部長

名称については、いろんな見方とありますが、あろうかと思えます。確かに、先ほどの議論にもありました防災なくしちゃっていいの、今おっしゃるとおりなんです、防災という名称をなくしていいのかということ、逆に安心という、いわゆる心のゆとりということですか、こういうものも含めた安全・安心ということのはかりに乗せてどっちがどうだという、そういうことではないんじゃないかなというふうに思います。

市民の方が、本当にこの地で安心して安全に生活を送っていただけるようにということも込めまして、今回こういう名前にさせていただいたということでございまして、これも先ほど来ておりますが、決して防災を後退させるとか、そういうことでは決してございませぬので、市民の方が本当に安心して暮らしていただけるようにと、そういうことで防犯、交通、防災を一括させていただいて、こういう名称にさせていただいたということですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤委員

先ほどの議論の中では、それぞれその内容は変わらないよということは、防災についてもスポーツについても言われましたけど、市民へのメッセージ性と。安心・安全も一つのメッセージ性です。しかし、安全の中に安心は抱合されてませんか。

○企画部長

入っておるといえば入っておるのかもしれませんが、安心で安全にということと並列的に今回は並べさせていただいておるということでござい

す。

○佐藤委員

企画部長はそう言われましたけれども、この点では議会からもそういう意見が出ているし、また、一遍今回これで通るかどうかわかりませんが、通ったとしても、もうちょっとそうした点での検討が必要ではないかなというふうに思いますけれども。というのは、もちろん自信を持って出された案ですので、変えたくないという思いはわかりますけれども、しかし、こうした議会から出ている意見も大切な要素だということを受けとめていただいて、ぜひ修正を含めて検討していただきたいというふうに思いますけど、副市長どうでしょうか。

○清水副市長

朝からのいろんな議論がございました。私どももさまざまな検討をさせていただく中で、今回こういった条例改正案を提案させていただいているところでございます。

いろいろ各委員のいろんな御指摘・御意見、これも本当に私どもも腹に落としていただいております。ということではございますけども、先ほどの今出ております安心・安全、どちらがというあれですけども、今回は安心安全課ということにさせていただいているわけでございますが、これも繰り返しになりますけども、いろんな意味で市民の皆さんが安心して暮らせる、そういったまちづくりの基本、それが防災であり、防犯であり交通安全だというふうに私どもも認識をしておりますので、そういった意味で今回このような形にさせていただいたということでございます。御理解をいただければと思います。

○佐藤委員

変えないということを表明されたんですけども、ただ、これが今回通るかどうかわかりませんが、一遍そういう関係者の意見もね。これは、確かに市が防災計画に基づいてやるということは言うわけだけども、いざ実際の災害が日常的、平時においては防災訓練やそういうことを市役所内でそういうところが担当してやるわけだけども、

具体的なそういう事態が起きたときには、避難所の開設をするに当たって、地域の方々の協力なしでは何一つ進まないわけですよ、はっきり言って。ここが欠落してるんだわ。

確かに、そこに事務分掌として、係として入り、内容は変わらないよというものの、ところがそういう先ほどのスポーツ課の議論と一緒にですよ、欠落しとるんだそこが。

ですから、ぜひそうした皆さんの声もぜひ聞いてもらいたいというふうに思うんです。今回、これで通るだろうと思いますけれども、その後、絶対普遍というものはないわけですので、やっぱりそこを聞くということがとても大切と。被災者である市民の協力なくして、相互の連携の中で災害のいざといったときのことは、事が進まないんだから。

防災対策課長、私はそういうふうに課長は、名称を変えることがベターだとはいえないかもしれないけれども、私のそうした意見については、あなたはどんな思いをお持ちですか。

○防災対策室長

組織の名称について、どうのこうのという見解はちょっと申し述べることはできませんけども、防災に関しては、市民と一体となって行動するということが前提でございますので、できるだけ市民の方からわかりやすい名前にしていただければいいかなと、そんなふうに考えております。

○佐藤委員

直接防災を担当している課長からも、直接申し上げられないけれども、そうした名称にしていたらというのが今の答弁でした。

だとするならば、当該の自主防災会がそれぞれの町内にでき、いろんな施策、地域の方たちにコーディネーターみたいなやつ、いろいろやろうということをやっている、ずっとこれを積み上げてきた中で、いかがなものかなということで、一度これは立ちどまって、皆さんの御意見を聞く、考える。それでもやっぱりこれだというならばよろしいですけども、やっぱり立ちどまって考えることくらいのことね。

だって、この議会で庁内での議論はあったかもしれないですけども、市民との関係の議論は、本会議で初めてやり、質疑で初めてやり、ここの委員会で初めてやっているわけです。直接の市民は、ここにはいないんですよ。だとするならば、関係する皆さんに趣旨を説明して、こういうふうにやりたいと、しかしこんな御意見も出たという形で一遍検討してもらいたいと思いますけども、それくらいのことはできるのではないですか。

市民サービスのために行政改革をやるということを表明されているわけですから、私どもも市民改革のために、そうしたらどうかという提案をしているわけですから、ぜひそれは検討していただきたいというふうに思いますけども、どうでしょうか。副市長。

○清水副市長

過去に、今ある知立市の行政組織も、過去には何回もいろんなその時々の中状況の中で変わってまいりました。そういった変遷があるわけですので、今後も今、質問者もおっしゃいますように、これが普遍のもので、これ以外にはないんだということではございません。

これは、いろんな他都市の話とかいろんなことも含めて、いろんな考え方がございますので、そういった中で柔軟に対応すればいいんだというふうには私も思うわけでございます。

そういった意味では今後、今回御提案申し上げたものが永遠に、これでないとならば知立市は行政が成り立たないんだということではございませんので、そういった意味では今後、過去の例にもありますように、世の中のそういうことの中では、また別の形のそういう組織、そういったものを御提案することになる機会もあるのではないかとこのように考えております。

○林市長

安心・安全について、私からも一言申し上げたいと思います。

今、私ども市役所に入ってくる場所に三角ポールを立てさせていただいております。ごらんいただくとわかるんですけど、ことし平和都市宣言を

つけ加えさせていただきました。あと何があるかということ、生涯学習の町であります。安心・安全が書いてあります。

私どもは、やっぱり知立市は長年、生涯学習、そして安心・安全、ことし新たに平和都市を加えさせていただきました。

先ほど来出ておりました生涯学習も愛知県下でただ一つという、非常に誇らしい宣言をしている町なのに、なかなか浸透しない。これはという思いがありまして、何とか生涯学習を広めたいということを非常に思っております。

そうした中での一つでありまして、安心・安全もそうであります。先ほど来、耳ざわりのいい言葉とおっしゃる。確かに、耳ざわりがいいから、市民一丸となって安心・安全に取り組むという姿勢が出てくるわけでありまして。これは私、非常に大事にしたい言葉ということではあります。佐藤委員のおっしゃることもわかるわけでありまして、これから例えば今後、組織の見直しがある際には、より一層市民の皆様方の声をやっぱり聞くということも大事なことだということに思っております。

○佐藤委員

今回はこれで、次の機会と、そういうことですね。ただ、そういう意見を受けとめてほしいというふうに思います。

それともう一点は、先ほどまちづくり課の中にミニバスが入るわけですけども、国土交通省が公共交通を所管するというので、今回ここに入ると。先ほどの市民協働課の中では、現在のところミニバスが入っているのは違和感があるというような議論が表明されたわけです。

しかしながら、まちづくり課ということで国土交通省もやっているし、区画整理のところと一緒に課にするということの説明があったわけですけども、しかしながら、区画整理や再開発とミニバスとまちづくりが一緒になるというのは、何となく違和感があるわけですね。再開発、区画整理、地域が限定されているんですよ。

ところが、ミニバスは、全市を走るんですよ、

全市を。住民の皆さんから、もっときめ細やかなとかいろんな御意見が出ている。そんな中でハードの部分と限られた地域の区画整理や再開発のところと一緒にまちづくりだということを言われるんですけども、どんな因果関係で相互にいい影響を与えるのか、その辺はどうなんですか。

○企画部長

まちづくりとミニバスがどういう関係にあるのかというお話でございますが、やっぱりこれからのまちづくりというのは、そこに住む人の生活ということを、もちろん今でも考えてまちづくりが行われておるといふところであろうと思いますが、これから高齢化が進んでくる。こうした中で、新たなまちづくりも進んでいく。

そうした場合には、足をどうするのかということもやっぱり考えたまちづくり、あるいは、足だけではなくて、そこで生活する人たちの例えば買い物とかいろんなことを考えながらのまちづくりであろうというふうに思います。

そうした中の一つとして、今言った足の部分も考えてのまちづくりというのは必要になってくるであろうというふうに思います。

よその市のことを言っただけでは何でありますけれども、いろんな市によってバスが走っておるわけですけども、それぞれ都市整備部でやっておみえになるところもありますし、商工観光の商工、こうしたところで担当してみえるようなところもありますし、いろんなところで担当してみえる。それぞれの一番のそのバスの目的といいますか、そういうものを考えながらの組織ということであろうと思いますが、今回はといいますか、今度の機構改革の中では、都市整備部のほうで整理をさせていただいておるといふことでございます。

○佐藤委員

今、部長の説明は、まちづくりの足確保と言っているけども、区画整理と同じ課のくくりで、知立市全域で区画整理やっているなら、これからやっていると、それならわかるんですけども、今現在区画整理をやっているのは駅周辺でしょう。これから課題になっているのが八橋地域ではないです

か、山町地域ではないですか。

そうして見てみると、ただミニバスは、区画整理していない従来の市街地もみんな走っているんですよ。全体を視野に置いたほうが、より住民ニーズをとらえたミニバスになるのではないですか。

今回、基本として1課1係を廃止し、基本的には1課2係にするということでしょう。そうした中の割り振りの中で、行き場所を失った、これは特別どこに所管してもいい事項だと。それぞれの市町でさまざまだということを言われたように、所管することがそういう体制の中で行き場所を失って、公共交通もまちづくりだと、このまちづくり課をつくって、幸い区画整理課、区画整理係、1課1係だと。ここへくっつければ1課2係の体制ができると、そんな発想ではないかなということ、変な疑いを持ってしまうんですよ、結果的にこの流れを見てみると。

だって、1課2係を中心とするならば、従来のところは違和感があるよということで、従来は市民協働課だったけども、今回は安心安全課にミニバスを置いておいたら、所管事項がふえて1課3係になるではないですか。ちょっとこれは企画課の方とか総務課の中のそういうところは3係のところを、長寿介護とかあるけれども、基本は1課2係だという前提に立つと、行き場を失ったところがまちづくり課のほうにミニバスが走っていたと、こういうふうに私は受けとめておるわけですけども、そんな感じでちょっと説得力のある説明はないなというのが実態です。

ただ、そうであっても、その中身が従来を踏襲し、従来の内容を踏まえて、より一層いいものになることを願いたい、願っておるわけですけどね。そこだけ表明しておきます。

それともう一つは、今回、先ほど議論のありました生涯学習課、それから文化課、それぞれあるわけですけども、これは具体的には事務所はどうなるのかなと。

今現在、中央公民館に生涯学習課ということで事務所になっておるわけですけど、そこには今度、

文化課に移るところも所管するということになるんですけど、先ほどの話を聞くと、生涯学習課、これは体育館のほうに行くのではないかという議論がなされているし、文化課はどこに行かれて、中央公民館の今の事務所はどうなるのかなど。その関係で、市民との利便性やそういう点ではどうなるのかなという疑問が沸いているものですから、ひとつその辺お答え願えればなというふうに思います。

○企画課長

これにつきましては、まだ案でございますが、一応今こちらのほうの案といたしましては、生涯学習課長の席は現在スポーツ課長の席、体育館です。

それから、今現在の生涯学習課長の席は、空席となります。文化課長の席は、これは図書館もしくは歴史民俗資料館ということになりますが、まだ教育委員会のほうともそのあたりは詰めておりませんので、どちらかになるかというふうに思っております。

以上です。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時04分

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永井委員

それでは、機構改革はほとんど皆さんの御意見でいろいろな案が出ましたので、私が述べることは本当に少ないのかなと思っております。

そんな中で、企画文教委員会に行政機構改革、今回は付託されたわけですが、ちょっとこれは議員側も失敗かなと思っております。各担当委員会に、主に建設水道委員会にも振ってまちづくり課、あるいは水道課のことをもうちょっともんだほうがよかったのかなと思っております。これはちょっとまくら言葉として言っておきますが、

まず1点目、この機構改革をすることによって、

執行されるというか、かかる予算はお幾らぐらいを予定、見込んでいますか。

○企画課長

今現在、私どものほうが考えておるのは、今回の課の変更ということで、今、各フロアに案内看板、何々課とか、また、廊下のほうには2階に子ども課ありだとかいろんな看板があるんですけど、そういったものを一切プレートを交換いたしますと、約10万円ほどではないかなというふうにしておりますが、ただ、今こういった財政のほうもケチケチ大作戦ということであっております。

したがって、できるだけ安価にといいいますか、コピー用紙の物をラミネートといいいますか、加工した物を利用したりだとか、そういったことをして極力予算といいいますか費用は抑えたいというふうに思っております。

あと、内線電話番号が、2階と3階で若干、今の案といたしましては、企画政策課が2階へ、また、3階のほうには安心安全課のほうに一つ係がふえますし、また、推進協働課のほうには、今の人事係のあたりに協働人権係らが入ってまいりますので、そういった中で2階、3階の電話の内線の移動ということで、今ちょっと業者のほうに見積もりを出して、お願いしている最中でございますけど、大幅な工事をやるということではございませんので、そんなに多額になるものではないかなというふうには思っております。

以上です。

○永井委員

機構改革にかかる予算は、そうべらぼうな予算ではない、そういうふうにとりました。

それでは、逆に今回、この機構改革をやることによって、課が二つ減って係が二つふえると。想像するに、人件費等の削減も見込まれるのかなと思っておりますけども、その見込みはどれぐらい見込んでいるのでしょうか、年間をお願いします。

○企画課長

ちょっと私のほうでは、人件費まで計算しておりませんが、今回の機構改革によりまして、部の数は同じ、課の数が二つ減りますということ

になりますと、課長職が当然2人削減されるわけ
でございますので、課長職の件費、ちょっと私
自身が余り幾らもらっておるのかというか、課長
職が仮に900万円だといいたしますと、それが普通
の職員となりますと、多分600万円とかいうふう
にはなるのではないかなと。そこで差異が300万
円ぐらい出てくるとは思いますが、いずれにしても
皆さんがこうやって昇格してくるということも
ございますので、一概に1人300万円の2人分が
削減されるというふうには考えてはおりませんが、
課長職を2人削減することによりまして、それで
課長の給料を支払う者は2人間違いなく減るとい
うことでおります。

○永井委員

予算的には、非常に効率のよい機構改革である
というふうに受けとめました。

そんな中で、朝からずっとと言われております機
構改革の中の各課のネーミングですね。これは、
私からも一つ言わせていただきたいと思えます。

上から順番にいきます。これは、朝も田中委員
のほうからありましたけども、協働推進課という
ネーミング、ずっとなれ親しんだ市民協働課とい
うネーミングをこのように変える理由が、朝の話
では、秘書係が入るからなじめないではないかと、
そんなような御答弁だったかと思いますが、
私は全然そうは思いませんね。市民協働課の中に
秘書係があっても、本当の市民の皆さんと市長が
協働で知立をよくしていくんだという意気込みが、
ここでもはっきりするのかなと思っておりますの
で、ここは市民協働課の名前を残していただき
たい、そういう御提案をさせていただくとともに、
何度も出ていますが、安心安全課も防災に対する
皆さんの士気を高める消防団員の方、各町内会の
自主防災会の士気を高めるためにも、ここも防災
の名前をしっかり残していただきたい。

それと、都市整備部のまちづくり課というもの、
これもいかなものかなと思っております。まち
づくりと聞くと、まちづくりという観念は非常に
広いと思うんですね。まちづくりの中には商工、
時には農政、そして当然観光もまちづくりの中の

担当かなというふうに思いますので、これももう
少しはっきりと、さっき佐藤委員も言われたよう
に、区画整理の名前も残してもいいのではないかと
いうふうには思っております。

いずれにいたしましても、私からもお願いした
と思います。この行政機構改革、例えば12月22
日の閉会日に案が可決された際にも、ネーミング
に関しては、もう一度関係する諸団体、例えばさ
っき言った市民協働課でしたら、区長の窓口です。
このネーミングを柔軟に考えていただきたいと思
いますが、何回も同じこととなりますが、ぜひお
答えください。

○企画課長

私の立場から申し上げるのは、今回は条例改正
とは課の名前、また事務分掌、条例改正とはまた
別なもので、すべて規則改正に変わってきます。

今回は、規則改正まで提案をさせていただいて
おりませんし、あくまでもこれはまだ案というこ
とでございますので、今、委員のおっしゃったお
言葉、また本日の各委員の御意見、いろいろと参
考にさせていただいて、ただ、これがどういう形
でまた名前が仮に変更を考えるもの、また、そう
いったことについては、ちょっと今後も一度よく
上のほうとも相談いたしまして、検討させていた
だきたいと思えますけど、今、私のほうがここ
で変えさせていただきますということは断言でき
ませんので、御了承ください。

お願いします。

○永井委員

ぜひ、このネーミングに関して、いま一度再考、
担当課の職員の方々、関係諸団体の方々とお話し
合いしていただきたいというふうにお願いしてお
きます。

そんな中で、市民協働課の件に関しても、これ
はお約束していただきたいのですが、行政、市民
サービスの面でたらい回しになってはいかんとい
うふうには思っております。19年の改正のときは、
子供に関することはすべて1課でワンストップで
いこうという意味で、たしか子ども課が新設され
たというふうに私は記憶しております。こういっ

た観念をしっかり持って、例えば区長あたりが協働人權係の方に防犯の話、防災の話を持っていったときに、ずっと担当係の方に連絡がとれるように、お願いしたいのですが、この辺のお約束はしていただけるでしょうか。

○企画部長

市民協働課が言ってみれば二つに分かれて、協働推進課という名前になっていくということでございます。今おっしゃいますように、区の代表である区長、こうした方がお見えになったとき、区長だけではなくていろんな方がお見えになったときに、たらい回しにならないよう、迷わないように、こうしたことは市全体で徹底をしまいたいというふうに思います。

また、先ほど課の名称について再考の余地はないのかというようなお話もいただいたわけですが、今回はこの名称でぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○永井委員

今、委員が8人おる中で、3人か4人の委員が提案させていただいた課の名称変更、これはぜひ行政当局側としては重く受け取っていただきたいなというふうに思います。

最後に1点だけ、ちょっと市長にお伺いしたいんですけど、これで企画政策課というのができて、政策と財政が一つになって、お話のとおり小回りがきいて即効性があるんだというふうにお聞きしました。

この機構改革、4月1日から施行されるとなると、せっかくこういう小回りがきいて即効性のある改革ができたんですから、即何かやりたいという意見があるのかなというふうに推測いたしますが、市長、まずこの4月1日超えたらこういうことをやりたいんだという、ひとつ意気込みというか提案というかをお聞かせ願いたいんですが。

○林市長

行政改革のことですね。今度、予算編成部門とひつつくわけでありまして、今回示させていただいている行政改革の大綱改革プランがあるんです

けれども、それを今、課が離れていまして、なかなかその予算編成に反映しにくい状況があるということでもあります。これは、ちょっと徹底をさせていただきたい。それは4月に、次の当初予算になってくると思うんですけども、いずれにしても、あと、先ほどから出ております、非常に財源がないわけでありまして、従来、企画財政係の仕事というのは、専ら切る仕事なんです、切る仕事。それで、企画係の仕事というのは、つくる仕事であります。

今、財政が限られておりますので、切る、つくるを合わせていただいて、新しい物をつくるという言い方はあれなんですけども、少ない財源の中にいい物を構築する、創造すると、そういう作業をやっていただきたいということ。

何篇も申し上げますけど、本当に財政にいくと切ることばかりなんです。切らないと予算が積まないという作業です。仕事というよりも作業になってくるんですね。企画は、本当はどンドンどンドンお仕事をしたいというものなんですけど、なかなかお金がないから、それもままならない。

だから、あわせ持って、人間もふえますので、新たな物をイノベーションしていくというんですか、それをちょっとお願いしていきたいなということがあります。

あと、今、本当にお金も先行き不透明感があるんですけど、あわせて国の財政制度だとか非常に変わりやすいんですね。なかなかそれは不透明感があって、これを本当に一元管理して実施計画にも生かし、そして予算編成にも生かすという形で、これは本当に国の情報をしっかりとつかまえていくということと同じ部署でしっかりとやっていきたいなというふうに思っております。

いずれにしましても、この案を可決していただいた際には、委員の皆様方のお声をしっかりと受けとめて、よかったなという形にぜひともさせていただきたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

○永井委員

もう少し具体的に教えていただきたいのですが、

例えば、市長がずっと言ってみえる防犯というか、犯罪を減らすんだということもありますし、財政厳しい中、税収をふやすことも考えていかないかん。そんな中には区画整理も大切なのかなというふうに思いますし、いろいろ市長のおなかの中にいろんなやりたいことがあると思うんですけど、まずこれに手をつけるんだという具体的なものがあれば、ぜひひとつ教えていただきたいんですが。

○林市長

安心・安全とか限らず、今回の制度改正というか、組織見直しのことでありますか。

今申し上げましたように、経営の統合化、これについては今申し上げたんですけども、例えば安心・安全ですと、何か一つ安心・安全な取り組みをしている方々に対しては、何かメリットの出やすいものというんですか、そういうものがあれば。例えば、これは案の段階であれなんですけども、例えば消防団の方々がなかなか今、消防団入り手がいないということがありまして、その方々が何とか入る策をちょっと考えるについて、それらについては、交通安全とか防犯活動に取り組まれている方を巻き込むとか、それも一つの例なんですけども。

後は、事務事業の見直しですね、具体的には、一般的に今、非常に高度成長の時代につくられた事業も結構ありますので、それを見直して予算編成、そして実施計画に反映させていくということもやっていかなければいけないことだというふうに思っております。

いずれにしても、何やるにしても厳しい財政事情という背景がありまして、それについて知恵を出し合って取り組んでいかなければいけないなという思いの中で、こうした今、組織の見直し案を出させていただいているということでもあります。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号につきまして、挙手により採決します。

議案第56号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第56号 知立市事務分掌条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第57号 知立市税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

少しだけお聞かせ願いたいと思います。

今度、5年間超過課税を延長する、こういう提案であります。それで、11月18日にこれはことしだね。代表者会で法人市民税超過課税の延長についてという資料をいただきました。そこで、22年は、超過課税対象法人が1号から5号ということで162法人という形であります。

そして、本年度の予算上では、超過課税分が773万円と、こういうふうになっているわけですけども、162法人のうち、確かに資本金1億円以上ということでもありますので、これが法人数そのものなのか、超過課税を黒字決算というような形で超過課税として納入を予定されているものなのか、その辺お知らせ願いたい。できるならば、いただいた資料の中で18から20年、こういう形でありますけれども、本当の意味で法人数と実態はどうだったかなということだけお知らせ願いたいなというふうに思います。

○税務課長

前回お示しました1号から5号までの企業につきましては、単に1号から5号まで均等割でいただいているところだけを集計したものでありま

して、この中で超過課税の対象に、本当に黒字になってもらっているところというのは、ちょっとうちのほうでも把握しておりませんので。

○佐藤委員

超過課税の決算の中身はともかくとして、対象企業がこれだけありますよということはわかりました。

それで、知立市における実態を見ると、72%くらいが、これは1号法人からすべて合わせてですけども、赤字決算というような状況があるわけですけども、そうした中であって、資本金1億円以上の企業について、今の答弁はつかめれないということでありましたけども、これは把握は全然できないわけですかね。その辺どうでしょうか。

○税務課長

ちょっと把握できるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○佐藤委員

どういう作業が必要か、私はわかりませんが、対象法人に対して実態としてどれくらいの法人が超過課税の対象となり、そして、金額は幾らかということ、やっぱり把握しておくことが必要ではないかというふうに思います。

というのは、今回これが5年間延伸という形で、少しでも税収を上げるという中で延伸が提案されているということを見ると、その動向を見る上で必要ではないかと、こんな趣旨であります。

それからもう一つは、直接超過課税と関係するかどうか私はわかりませんが、国のほうが法人税を実効税率が40%ちょっとでありますけれども、これを5%引き下げると。これがその部分については1兆2,000万円とかも言われていますけれども、菅総理の発言を聞くと、この部分について国と地方等で財源をというような話が聞こえてくるわけです。これは、超過課税の部分にあるかどうかわかりませんが、まだその詳細が明らかにはなっていませんけれども、その辺でどのような、今明らかでないから見通しとか言われても困るだろうとは思いますが、どんな感触でこれらの法人税の引き下げを見ているのかなど。

そんな認識があったらお聞かせ願いたいと、こういうことです。

○税務課長

今、国のほうで言ってみえます実効税率ということになりますと、ちょっと計算方法が違いますので、単純に5%ということであれば、法人市民税のほうは法人税に対しまして5%掛けていますので、単純に5%減るものと思いますけども、国が言っている実効税率というのは、それ以外のもの全部含めての税率ですので、うちのほうの今の現時点としては、どれだけ減るのかというのはちょっと見えてない状況でございます。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

○池田福子委員

これを見てつくづく感じるがあります。これがどうのこうのというわけではありませんけれども、やっぱり中小企業が非常に弱っているのを感じます。

22年の超過課税の税収を見ましても、これが1社当たりが5万円弱という、本当に税収としては寂しいという。これだけもうかってないという企業が多いということだと思います。

先ほどもあれしましたように、70%以上が赤字ということで推移している限りふえなくて、こういうものに頼らねばいけないという現状は脱皮できないと思うんです。

これとはちょっと外れますけれども、企業の活性化をもっと進めていかないと、いくら取れるところから取ろうと思っても、限界があると思います。この間の一般質問でも中島議員が提案したような住宅リフォーム、あれはざっと計算しても14倍の波及効果と言われている。そのほかもろもろだと、もっと高いだろうと言われているものをもっとお考えいただいて、投資をしたら何倍ぐらいになって、税収はどれぐらいというほうに考え方を大きく広げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号につきまして、挙手により採決します。

議案第57号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第57号 知立市税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中委員

それでは、議案第61号に関して、幾つかお話しさせていただきます。

まず、細かい関連がありませんので、11ページの歳入というところで関連事項で一つ御提案がありますので、お話しさせていただきます。

最近、ナビターという自治体案内図、案内板というようなものについて、ちらほら耳にすることがあるかと思います。名古屋に本社を置く広告代理店の優良企業なんですけども、よく皆さんが駅なんかには置かれている案内板で結構有名だと思います、ナビターというサービスなんですけど、それが今回新しいサービスとして、いわゆる自治体の庁舎内に同じような案内板、そういうサービスを行うというプランがあります。既に、名古屋市内の自治体であったりとか近隣都市なんかでも設置されていたり、設置が検討されていたりするものです。

細かい説明はしませんが、ごらんになったら、駅なんかによくありますので、いわゆる電子地図

上に自治体の施設が載っていたりだとか、そういう案内があって、その周りに企業広告、民間広告なんかもついていて、その広告収入でそれを運営するような形になっているんですが、いわゆるランドマークの紹介であったりとか、避難場所の案内、そういったタウンガイドとしてもかなり有効なものですし、最新のIT化にも関連しております、いわゆる携帯なんかのそういうぴっとやると、携帯にその情報を取り込めて、そのままそれを見ながら、例えば図書館に行きたい、ぴっとやると、図書館までの案内をしてもらえるとか、そういったサービスになっております。

また、国際化にも対応しております、知立市においてもいわゆる多文化・多言語という部分がありますけども、そういった日本語だけでないほかの他国の言語サービスもしております。

こういったものなんですけど、なぜここでちょっとお話しさせていただくといいかと、いわゆるこれを自治体の庁舎内に設置させていただくことによって、この企業が自治体に納入額を納める。お金を納めるという形でのサービスを行っております。それにかかる経費設置費用であったりとかメンテナンスに関しては、すべて業者が行うという形で、いわゆる自治体としては持ち出しはゼロで、それを設置することを認めることによって、いわゆる収入が入ってくるというものなんですけど、お話しもしましたらあるかもしれません。近隣でも始まっているというお話も聞いていますが、知立市にこんなような話は来ているのでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○総務課長

そのような話ですけど、前、企画のほうがか封筒とかネーミングだとか、そういったところで検討したところがございます。当市につきましても、そういうような自動販売機とか、そういうような北側の玄関のところに案内板をつけるというような形でというような形は、だんだん財政が厳しくなっておりますので、その前にうちのほうは、改正する前に行政財産目的外使用の改正が一部必要ではないかということをお聞きしたいと思います。

ておりまして、うちのほうといたしましては、そういうものを進めていきたいと、そういうふう
に思っております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございます。

市長のマニフェストの中にも3番目の税金の関連の④のところで、これは指定管理者とか民間委託の部分のお話だと思います。市民サービスを行うに際し、民間活力の手法によるところが、市民にとってメリットの出るものについては、積極的にその導入を図りますという形になっております。

今回のシティナビターに関しましても、知立市の規模におきましては、年間36万円の納入金があるという話を聞いております。これは、このまま自治体収益として計上できるものです。新たな自主財源の確保と市民サービスの向上につながるとてもよい話だと思いますので、ぜひ導入を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○林市長

今の田中委員の御提案であります。まだ具体的にはちょっとわからない部分があります。他市の状況も今、田中委員あるよということをお知らせいただきました。一度研究、検討をしてみたいなと思っております。

○田中委員

ありがとうございます。

先ほどから、財政厳しいという話もありますので、またぜひ御検討いただければと思います。

続きまして、20ページの総務費に関連しての部分で、これも直接ごめんなさい、この項目ではないんですが、防災倉庫の維持管理について、一つちょっとお話を聞かせていただきたいと思っております。

市内にある防災倉庫、防災コンテナについて、定期点検というのはどの程度の頻度でされているか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○防災対策室長

市内に避難所、あるいは水防倉庫として高架下に倉庫がございますが、そういうところでコンテ

ナ、あるいは防災倉庫を設置しております。全部で40近く倉庫があるかと思いますが、現実、手が足りずに放置されたままになっているところがあります。中に毛布、あるいは食糧等が入っておりますので、当然、食糧や何かも入れかえというのがありますので、そのときには必ずあけるということ。

それから、総合防災訓練のときに、必ず学校避難所につきましては、そこの中身を使いますので、そこで点検を行うということで実施しております。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○明石委員

それでは、17款1項1節、19ページをお願いします。

1億1,060万円、これはマイナスですが、この時点での残高と、理想的な残高が幾らならば安全なのか。危険水域は幾らなのか、それをちょっと教えていただきたいんですけど。

○総務課長

今のお話につきましては、財政調整基金のお話になるかというふうに思っております。財政調整基金につきましては、21年度決算で21億700万円ぐらいございまして、22年度当初で16億4,600万円取り崩しました。その残りが4億6,100万円ということで、9月補正で約4億1,900万円の積み立てを行っております、それから12月、今回で1,100万円積み立てでございまして、約9億9,000万円の財調が今現在ございます。

少しこれとは関係ございませんが、12月の追加の補正をしております、そこにつきましては、1,700万円の取り崩しをしておりますので、現在、財政調整基金といたしましては、約9億7,300万円というような形になっております。

この財政調整基金の標準的などというようなことだと思いますけど、これにつきましては、標準財政規模の約10%から15%ということと言われておりますので、当市でいきますと22年度につきましては、11億円から17億円ということ考えており

ます。

それから、財政計画でもお示ししましたとおりに、財政計画が非常に少なくなってくるということで、幾らぐらいが危険水位かということ、今の答えだと思うんですけど、財政担当といたしましては、少なくとも15億円ぐらいを何とか堅持していきたいという考えは一つ持っております。

以上でございます。

○明石委員

続きまして、47ページの理科支援特別講師報償金6万円、合計で上まで行って現職教育研究費80万円、これがすべてやめになっておりますけども、まず、報償金の中身、内容をちょっと教えていただけますか。

○学校教育課長

理科支援員等配置事業の報償金であります、こちらにつきましては、特別講師を招いて授業を行うということでもありますけども、実を言いますと22年度に向けて事業が縮小されて、22年度の事業については、この事業、特別講師を招くということは、理科支援員。それで、名前も理科支援員等配置事業だったものが、理科支援員配置事業というふうに名前を変えて、事業自体70万円という、そういうものになっております。

まず、こちらのほうでいきますと、そういうことになっております。

以上です。

○明石委員

それでは、平成21年度の予算でいきますと、これが78万円が出ておりますが、これはすべて78万円、決算をちょっと見てこなかったもので申しわけないんですが、これはすべて実施をしたということよろしいでしょうか。

○学校教育課長

理科支援員等配置事業、本市におきましては、平成19年度から、19、20、21と3年間、来迎寺小学校で行ってまいりました。今、78万円というお話でした。臨時職員の賃金、事業の中でお手伝いをさせていただく方が72万円、そして特別講師報償金が6万円、そして消耗品費ということで2万円、ト

ータル80万円という事業でありました。3年間、来迎寺小学校で実施してまいりました。

以上です。

○明石委員

これは、では国の方針でやめなさいといいますが、やめろというふうに解釈してよろしいですか。市独自で自主的にやめたよというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○学校教育課長

この理科支援員につきましては、来迎寺小学校で3年間行ってきまして、平成22年度に向けても予算編成の折にはぜひ継続、さらには、もっと幾つかの学校でやれたらという思いで予算計上させていただきました。

ところが、西三河教育事務所のほうから知立のほうに、2月5日に平成22年度理科支援員、理科支援員等の等はなくなっているんですね。理科支援員配置事業の変更点及び実施希望調査についてという文書が来ました。締め切りが5日に届いて10日でありました。

それで、この中身を見ますと、過去3年間に行っていない学校で行うこと。それから、先ほどのように80万円であったものが70万円ということで縮小、さらには、対象校についても明らかになっておりません。事業は、縮小されるんだろうなという思いはありました。

ということで、すぐ小学校に確認をしましたが、非常に平成22年度、23年度、22年度採択ということに決まるのが3月31日、契約は4月1日以降、それから理科支援員を探すということもありまして、非常に不透明な部分が多く、六つの小学校、希望がありませんでした。

それで、今申し上げたような不透明な部分が多いということで、教育委員会としましても、あえて希望はしないということで、国がやめなさいということではなく、知立市がいろいろな状況を考えて、あえて希望しなかったということになります。

以上です。

○明石委員

今の答弁聞きますと、時間的なことがよく聞こえてきましたけども、19年から21年度まで行った成果と申しますか、そういうものは何か出ておるんでしょうか。

○学校教育課長

成果というものが数字でということではありませんけども、来迎寺小学校の5・6年生の理科の授業に対して支援員が入りまして、実験の準備等、または片づけ等をお手伝いしていただくということでありますので、来迎寺小学校の5・6年生の教員にとっては、ややもすると面倒、準備等が非常に時間がかかることを支援員の方がしていただけるということで、余裕を持って理科の授業に取り組めると。その結果、子供たちも理科、数字では言えませんが、楽しく取り組んだというふうに聞いております。

以上です。

○明石委員

ということは、そういう理由でことはやらないよということではありますが、では、来年の23年度も引き続きこれはやめて、やらないというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○学校教育課長

来年度につきましては、まだ未定ではありますけども、平成21年度、本市も行っておったときの西三河地区の理科支援員等配置事業、13ある市町のうちで11市町、どこがやってなかったかというのはちょっとわからないですけど、11市町で18校支援員が配置されておりました。

それで、今年度、事業規模縮小された本年度は、四つの市町の7校ということで、約3分の1ほどにやっぱり大幅に縮小されております。

それで、私も来年度のことについて確認をいたしました、非常に不透明であるということでもありますので、昨年ですと2月5日ぐらいに23年度用ですか、来年度に向けての希望調査が来るかもしれないという、まだそのような状況でありますので、今の段階では言えませんが、もしも同じような状況であるとしたら、来年度についても申し込みは控えていきたいというようなことも考え

ております。

以上です。

○明石委員

それでは副市長、お尋ねしますけど、これで多分2月に来て、多分やらないであろうということでもありますけども、これで思い残すことはありませんか。

○清水副市長

この理科支援のことにつきましては、学校現場でのいろんな先生方の負担軽減だとか、その授業が円滑に進むということのための制度として、国がそういった制度を設けてやってこられたということであると思います。

そういう中で、補助金の総枠が縮減されたとかいろんな事情の中で、採択できる学校の数がいろいろ全国、愛知県、またそれは西三河というふうに配分をされる中で縮小されてきたということの中で、なかなか知立市で3年実施をさせていただいた。さらに次の学校というような希望があったにもかかわらず、なかなか難しいという今の状況があるというのが、今の学校教育課長の説明だったと思います。

こういうことが非常に、委員もおっしゃるように、非常に成果の上がる有効的な事業であれば、当然これは単独でも引き続きやったらどうだという御議論もあるんでしょうけども、現在のところは、そういった国の補助金等々によって創設されたそういう事業でありますので、そういった制度の中で知立市としてもできる範囲で取り組みたいということにさせていただきたいというふうに思っております。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

3点伺いたいことがございます。

まず、歴史編さんに関して51ページですけれども、係に昇格いたしまして、人材的にも充実させていかれると思うんですけども、人材の配置、それから体制など、それから待遇なんでもちょっと教えていただけますでしょうか。

○生涯学習課長

現在、市史編さん事務局という形でこの事務を進めております。事務局の局長は、私が兼務でやらさせていただいております。担当の文化係長も兼務でございます。

そして、事務職員がおりますけども、これは発掘だとか文化財保護、そして市史のほうもいろいろとさせていただいております。

そのほかに、再任用職員ということで1名、それと嘱託員が1名、あと臨時職員が3名というような配置になっております。

それで現在、市史編さん事業でございますけども、編さん委員会、編集委員会、各専門部会の三つの組織で構成されておまして、それぞれの組織の中で委員会が開かれますので、その分野のところを会議等で出ているのが状況でございます。

○池田福子委員

嘱託の方は1年ごとの更新として、臨時の方は3名いらっしゃいますけど、どのような雇用形態でしょうか。

○生涯学習課長

臨時職員も6カ月ごとの任期でやっております、6カ月来ますと2週間休んでいただいて、また6カ月の勤務形態というような形をとっております。

○池田福子委員

6カ月ごとで、では待遇は全く変わらずですか。待遇面では、昇給とかそういったものはどうでしょうか。

○生涯学習課長

これは、一般の臨時職員と同じですので、1時間当たり940円の臨時職員ということになっています。

○池田福子委員

これは、10年スパンですよ。10年スパンで、この方たち、嘱託の方、それから臨時職員の方たちは、かなり専門職なんですか。

○生涯学習課長

臨時職員につきましては、一般的な調書を起こしたりしております。

それから、いろいろ収集等が出ておりますので、収集作業をさせていただいております。

嘱託員につきましては、学芸員ですので、専門職でございます。

○池田福子委員

仮に、こういう創造的な仕事というか、大変なお仕事だと思うんですね。こういう方たちの雇用の保障というものはあるんでしょうか。

○生涯学習課長

私も、この嘱託員については要綱がございますので、それに基づいてやっております。

以上です。

○池田福子委員

こういうお仕事は、専門職ということもあるんですけど、モチベーションが非常に問題になると思うんです。仮に、先の話としてまだ考えられないとおっしゃるかもしれませんが、10年のスパン終わったらぱったりということはないですかね。

○生涯学習課長

ここの刊行までは10年かかりますけども、その後、いろいろ収集した物や何かがあります。そうしたものをまた展示なり等をしていただきまして、そしてまた、刊行した本のときのものがどこにあるかと、これは何だということで、また市民の方からもいろいろ言われてきますので、そういった方が見えた場合に、必要だなというふうには私は思っています。

○池田福子委員

貴重な人材の方々でもあると思いますので、心配のないような方法で雇用の継続をお願いしたいと思います、ぜひ。

そしてもう一つ、二つ目が53ページなんですけれども、学校保健衛生費というもの、マイナスになっておりますけど、これはちょっと伺いますが、ワクチン関係のものもここに入っておりますでしょうか。

○学校教育課長

こちらの対象は、小学校1年、2年、3年のぎょう虫卵検査、それから小学校1年、4年、それから中学1年生の心電図の検査、それから小・中

学生全員の尿検査、それから中学校1年生の血液検査、それから、これは今度は教職員になります。教職員の35歳以上の胃部のX線、それから教職員の健康診断、以上が対象であります。

以上でございます。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時03分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田福子委員

学校保健法というのに基づきまして、予防処置を行い治療を指示しということに関連いたしまして、このたび3種類のワクチンの接種、補助金が出るようになったと思うんですけども、学校教育においてこのワクチンの接種に関して、中学校では事業に取り入れるということだと伺っておりますけれども、ちょっと教えていただけますか。

○石原教育長

今回、中学校の生徒における子宮頸がんの予防ワクチン接種というのが始まります。それに関連して、養護教諭のほうで、どういうところでどういうふうに指導していくかということで、指導案等をつくっていただきまして、例えば中学校と小学校ですけども、今年度ですと小学校6年生、中学校からですけども、中学校1年生のときからやらなきゃいけないので、6年生のときの授業で保健の学習。保健という授業はない、体育の中の保健があるわけですけども、病気の予防というところがあります。その中で、病気の起こり方という単元が病気の予防の中、その中の病原体がもたくなって起こる病気の予防というところ、この中で9時間扱いですけども、3時間目に体の抵抗力を高めようというところがあります。これについて、ここで教えてくださいよと。

それからもう一つ、第9次で行う地域のさまざまな保健活動の取り組みというところがあります。そこで、地域で行われているさまざまな保健活動、

ここでも保健センターのほうから資料をいただいて学習をするということで、養護教諭のほうでつくってくれましたので、これをこれからやっていくと。

中学校は、中学3年生にはあるわけですけども、今年度の場合は3年生では遅いので、すぐにやってほしいということで、今年度については1年生から3年生まで、12月22日、水曜日ですけども、この全校集会時に養護教諭が全校の場で、男子もおりますけども、その場で指導すると。集会後に、女子向けワクチンで子宮頸がんを予防しようという、こういうのがあります。これは漫画で、子供たちが読んでもわかるやつです。これを全生徒に配布すると。

それから、こういうのもあります。自分で守ろう自分の体、きょうから始める子宮頸がん対策と。これちょっと読んでみると、なかなか難しいので、これは保護者に配布したいということで、こういう物をとにかく来年早々始まるということで、緊急的に中学校はすぐに各学校全校養護教諭がやるということ。小学校のほうは、保健の学習の中でやっていくというところが、今のところ取り組んでいるところであります。

○池田福子委員

すぐ中学校に対しては、特に取り組みが早く着手できてるなという感想を持ちました。

子宮頸がんに関しては、ほとんどワクチンの接種で罹病することはないし、万が一罹病したとしても、ごくごく軽微に終わるということがわかり切っているワクチンにかかわらず、今まで手がつけれなかったという事情があるものですから、これは非常に喜ばしいことだと思いますので、ぜひ継続させていただきたいと思うんです。

ついでとっては何ですけど、ちょっと伺いますけど、薬物のああいう物もこの事業の中で、薬物汚染とか入るんですかね、どうでしょうか。

○石原教育長

薬物乱用についても、中学校の保健の授業で扱っております。そのほかにも、今盛んに言われておる児童喫煙、喫煙の害というものも、これを授業

の中で行っております。

そうした薬物乱用も含めて、中学校の学習内容の中に含まれております。

○池田福子委員

ありがとうございます。

喫煙なんぞは保護者の方たちにも、できたら手紙なりとかそういったものでお知らせいただくといいんではないかと思えます。

ありがとうございました。

今後とも続けていただきたいと思えます。

それから、3番目に就学援助金ということでちょっとお伺いしたいんですけども、これがかなりふえていると思うんですけども、今現在就学援助金、保護、要保護、それともう一つが特別支援、教育就学奨励費というものが2種類あるようなんですけれども、それぞれ何人ぐらいでしょうか。

○学校教育課長

就学援助でありますけれども、現在、日々ふえておるとい状況ではありますけれども、3回目の支払い時点、10月までの分の支払いで小学校209人、それから、中学校のほうが130人ということになっております。

それからもう一つが、特別支援のほうは、第1回目で小学校42人、中学校が16人です。

先ほどの中学校、130人といいましたけれども、134人ということでお願いします。

○池田福子委員

ここ1年でかなりふえたわけですか。どうでしょうか、概算。

○学校教育課長

就学援助のほう、小学校のほうが平成21年度末で180人でございましたが、先ほどお話をさせていただいたように、非常にふえております。

それから、中学校のほうが昨年度は121人ということでありました。

それから、特別支援のほうは、昨年度が小学校が36人、中学校のほうの特別支援の就学奨励費が13人という数字でございます。

○池田福子委員

こういうふうに支援していただけるというのは、

非常にありがたいことと思うんですけども、何しろ日本は教育費が非常に高いので有名だと思うんです。先進6カ国か8カ国か、トップで、義務教育自身は要するにただなんですけど、その関連費用、制服にばかり、学用品、給食その他、例えばクラブ活動費ほか含めると、非常に高額なものになるということで、諸外国で一部の諸外国は、本当に出費がないという現状もありますけれども、ここで、例えば特別支援教育就学奨励費のほうは、これは所得制限があるんですよ。

○学校教育課長

こちらにつきましては、その世帯の収入の月額を需要額という、教育扶助、生活扶助の合計基準月額というのがあるんですけども、これで割った値が2.50未満が対象になるということでもあります。

○池田福子委員

そうすると、割に流動的な計算になりますね。その年度によっても違うし、行く学校によっても違うということで、幾ら以上の年収だとか、そういう線はできないというふうですよ。

○学校教育課長

こちらの計算につきましては、複雑になるわけですけども、生活扶助の基準、知立の場合は2級値の1というふうな決まりになっております。そのほか、世帯の人数によります。

ですから、そういうことでいきますと、行く学校云々というのは、これは特別支援学級に通っている児童・生徒を対象にしておりますので、その月額収入によって判断をするということでもあります。

以上でございます。

○池田福子委員

ありがとうございます。

それから、私がこれでちょっと疑問に感じるのが、本当にいい制度だと思うんですけども、例えば1年のときに学用品、保護及び準保護児童のほうで1学年で月額1,050円というふうになっていると。中学校のほうを見まして、重度のところを見ますと、これも多分1学年のときに買わねばいけないんでしょうけれども、7,300円となっていると。学用品も月額1,990円というふうになっ

ておると。

それから、ずっと下で新入学生徒学用品費等2万2,900円というふうになっていたりするんですけど、これはいわゆる3月に買って6月に払われるという意味ですよ。入学のときは、やっぱり4月では間に合わないんで、3月に買うということになりますよね。

○学校教育課長

最初の支給6月になっております。

以上です。

○池田福子委員

保護・準要保護、保護のほうは、特に生活保護ということで、例えば小学生でいけば1万9,900円まではいい。だけど、6月にそれは払うということで、タイムラグ3カ月あるんですけど、非常にこれはありがたい制度なんですけれども、何とかならないでしょうかと、私はこういう問題が起こるたびに思うんです。

といいますのも、私の後輩の御主人が消費者金融に勤めておまして、3月は主婦の借り入れが物すごく多いと言うんです。何というふうに探っていくと、学用品という、特に1年生の学用品ということで、もっと聞いてみますと、子供が2人いた場合は、また大変なんだわ。だけど、出るんだけど、何か月間がすごく苦しいんだという話をすごく聞くわけですよ、そこの御主人はおっしゃるわけですね。

私自身も非常に貧困のきわみにおまして、実は、母親の財布からどんどんお金が減って行って、最後は10円単位のお金しか残らないというのをいつも見てたんです。一番苦勞するのが入学とか1年生とか、そういうときに物すごく苦勞しておりました。

お子さんが、1年生は特にそうなんですけれども、例えば何かがそろってない状態で学校に行くというのは、大人が考える以上にすごくつらいものがあると思います。

制服がそろってないというのは、極端な話ですけど、柔道着が要るのに、柔道着を持ってなかった。それで学校へ行くというこのつらさというの

は、やっぱり大人の私たちから見よりも、本人たちはもつつらい、そういう思いがいたします。

確かに、3カ月後には出るんですけども、できましたら4月の段階でそろえてあげられるような方法がないかなと、いつも思うわけです。いかがでしょうか。即答は無理だと思いますけれども、方向性として、こういうのを現物支給と言うそうですかね。医療費ではぼつぼつ始まっているとは聞きます、命の問題だとは思いますが。

ただ、子供というのは割に残酷でして、だれだれちゃんは、何々持ってないねと、そういうことも言われるのがいじめのきっかけになるわけではないんでしょうけれども、そういう話もよく聞いたり、結局は学校に行きたくなくなるとか。

私もそうでしたけど、友達には、そんな貧乏しているというのは言えませんでした。ですから、家族ごと孤立していくんです。孤立した中で、物がそろってないのに行かなければいけない、親を心配させないために行く。つらい状態で学校生活を我慢するという状態を避けてあげたい、そういう意味がありますけれども、何とか少しずつでも前進できないものではないでしょうか。

○学校教育課長

4月から支給できないかという今のお尋ねでありますけれども、手続の問題もあるんですけども、4月に入って申請を受け付け、審査をしということを行っていきますと、今の6月がぎりぎりのところであるというふうに考えております。

以上です。

○池田福子委員

そのお答えは、非常によくわかります。

ですから、これはやっぱり縦割りでは、またこれはいけないという、そういう思いもいたしております。この問題を取り上げる場合は、政府のほうにも関連づけないと無理ではないかなという思いもありますけれども、子育て日本一というからには、1年生に入る子供たちさえ守れないのかと。そういうことでは、ちょっと問題があると思うんです。方向性として、ちょっと示していただきたいと思っております。市長、いかがですか。

○林市長

今の池田委員のお話は、私も理解させていただきました。今、支払う時期が6月から4月にということであります。どんなことが、今、学校教育の立場からでは、答弁が一つの方向かなと思っております。今、生活保護との兼ね合いの中でのという御提案でありました。一度、どんなことができるのか、子供にとっていい方向が出ればなというふうな思いは持っておりますので、一度研究をしてみたいなと思っております。

○池田福子委員

例えば、本当に短期の期間でいいので、福祉資金で融資しますみたいな、流動的なんですけど、そういうのも臨時に設けられないかと思う次第であります。その辺のところをよくお考えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

○佐藤委員

それでは、少しお聞かせください。

本会議でも財政調整基金の問題が出ました。先ほどもその議論がありましたけれども、9月の議会でも財政調整基金、そして来年度の予算編成、こういう議論の中で22年が当初16億円入れたと。しかしながら、財調の推移を見ると、来年度は当初で16億円を入れることはなかなか難しいと、たしか10億円というようなことを言われたと思うんですね。

そして、財調の残高が5億円と、こういった中で16億円入れればいいわけですけども、入れることができない、財調も保留せないかん。そんなことで、5億円ばかりの財源が不足するというような議論をさせてもらった記憶がありますけれども、そうした中であって、私は土地開発基金の中の4億円を取り崩して、その不足分に充てたらどうかという提案をさせていただきました、そしてそのことについて、必要であれば3月議会で提案したいというようなことも言われたかと思うんです。その辺確認していただいて、なおかつ、今回の長期財政計画を見ると、平成25年に土地開発基金の

現金分の4億円を取り崩すということでもありますので、来年度の予算編成に当たって、土地開発基金を取り崩すことなく財源手当ができる見通しなのかなと、単純にそんなふう思うわけですけども、その辺どんなお考えで、予算編成方針についても、こうした形で出してはいただいておりますけれども、その辺のことをぜひお知らせ願ひたい。

○総務課長

9月につきましては、委員の質問に前のときの財政計画につきましては、土地開発基金につきましては、23年度取り崩すような形になっていたと思います。

今回、うちのほうで土地開発基金につきましては、25年度に変えております。これは、強いて言いますと、財政計画を立てるときに、非常に苦しいというのが本音でございまして、給食センターの跡地というような形につきましても、一応一般の物で使うわけではなくて、基金で対処したいと。

本音を申しますと、土地開発基金につきましても、公有財産については本来違うような基金とか、そういったものに充てればいいではないかというふう思うわけですが、今の財政調整基金の見通しを見ますと、非常に危ないと言ってはおかしいんですけど、非常に少なくなるということで、今のところ土地開発基金が最後のとりでと言ってはおかしいんですけど、財政当局ではそのような形で23年度のやつを25年度に変えさせていただきます。

強いて言えば、財産を財産にかえるような形で使っていきたいというような形でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、この基金については最後のとりでということでありまして、23年度取り崩しを25年度に延伸をする計画だということでもありますけれども、そうすると、22年度ベースの予算ということで財調の取り崩し充当ということもありましたけれども、そうすると23年度は、言われていた財調の繰り入れをこれでもわかるわけですけども、どれくらいやって、そのときの財調残高がどうな

って、たしかこの前は5億円ほどですね。当初、10億円入れたら5億円ほど財源不足になるということでした。こうした議論があったわけですが、ところが、この基金については、取り崩しをしないということでもありますので、ということは、財源不足を生じた5億円については、予算編成をしていく上で何とか見通しが立つという。もちろん、いろいろこういった形であるわけですが、そういうことだということに理解してよろしいですか。

○総務課長

うちのほうの部長が本会議でも答弁しておりましたとおりで、財政の基金につきましては、22年度の見込みで15億円から16億円。財政計画につきましては、16億700万円ぐらい計上させておりますが、この中で非常に状況的にはそれほど9月のときから変わっておりません。

ただ、今でいいますと、税のほうが若干いいような感触を聞いておりますので、財政調整基金、23年度当初予算つくるときに、13億円ぐらいは取り崩して、あと3億円か4億円ぐらいはままでいけるのではないかなという形で今のところ思っております。

今、ちょうど財政の査定でございまして、それはどういような形かと言っておかしいんですけど、調整しているところです。今、各課に非常に協力をしていただきまして、削減というのを図っておる最中でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、来年度の当初予算を編成するに当たっては、これは予算規模としては22年度と同程度ということなのか、いろいろと経費の節減とかいろいろ言われているわけで、この長期財政計画のこれだけ見る範囲では、同規模の歳入かなというふうに見てますけれども、これで13億円取り崩して財調が3億円ということになりますけれども、先ほど標準財政規模の10%から15%が必要だと。とりあえず、23年度はそこの中でできるわけだけでも、次年度となると残高3億円と。その後、決

算を受けて財調に戻す部分があるかと思うんですが、いずれにしてもそうした点では、非常に苦しい中身かなというふうに思うんです。

その点と、もう一つは、この計画でも大変苦しいわけですが、繰入金ということで繰り越し、これが7億円ずっと同じベースで並んで、実質的には繰入金ということは財調だということを思いますけれども、例えば13億円当初で入れても、実際的には戻したりして、実態的に使うのは5億円程度で済むよと。

しかしながら、その実態とあわせても財調の取り崩しの中で一律ではないですけども、非常に厳しい事態だなと。平成27年度は、何もしないという前提の計画だと思うんだけど、2億1,000万円余という形になるわけですので、本当にそういう意味でいけば、繰り越しを当初13億円入れたものの、実態として5億円を見込んでいるならば、本当に先に基金を取り崩すか、後かとかいろいろ議論はあるかと思うんだけど、13億円が本当に必要な中身なのかなという疑問も財調長期財政計画との関係で見ると、苦しいには苦しいんだけど、そんな疑問を持つわけですが、どうでしょうか。

○総務課長

今、委員が質問したとおりに、21年度21億700万円あったものが、22年度の見込みで約16億円という形で5億円ぐら減るという形になっております。

それから、前も9月議会で話したとおりに、このまま22年度の規模でいけば、5億円ぐら減るという形になると思いますので、24年度については、財政調整基金は10億円程度という形で見ているんですけど、今、当初予算、先ほども言いましたけど、23年度の当初予算を策定しております。今回、非常に難しいというのは、23年度だけの当初予算ではなくて、24年度も見込めるような当初予算という形を考えて、今作業に当たっておりますので、何とか23年度だけではなくて、24年度も非常に厳しいときでございますが、先ほども述べましたけど、主管課のほう

がかなりいろいろなことで協力をさせていただきまして、効果は今のところ査定の中では上がっておりますので、何とか当初予算のときについては、いい御報告がしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

一つ、先ほどは13億円くらい入れたいということでありましたけれども、この計画では、結果として5億円余で財調を入れると。これは、当初ばんと入れて途中で減額補正して、また積み戻したり、そういう作業が当然要るわけだけど、厳しいということはかなりシビアな予算の精査をしながら組んでいるとするならば、当初で何も13億円入れなくても組めるのではないかという、素朴な素人のそんなことを思うんですけども、その辺はどんなお考えですか。

○総務課長

何回も一緒に繰り返しのことになるかと思えますけど、22年度の当初予算を組むときに、16億円取り崩したというような形になっております。

今、その23年度予算を組んでおる最中でございますけど、何とか16億円も取り崩さなくても、13億円でも何とか済みそうだと。まだまだ精査的にはたくさんしなくてはいけないというところがあると思えますけど、委員が言われるとおりに、非常に財政調整基金を残したいというのは本音でございます。たくさん残せば残すほど、歳出を今度は切っていくかといけないというような形になると思えます。

また、いくら財政難といっても、直接市民の皆さんに御迷惑かかるところについては、急に税が少ないというような形で次年度からすぐ、それではやめますということはなかなか市民の皆さんに御説明をするような期間も必要ではないかというようなことも含めまして、本音で言えば質問者が言われるとおりに、13億円ではなくてもっと減らしたい。財政調整基金を持っておきたいというのが本音でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

結果として、当初16億円入れてもこの計画だと5億円ぐらい基金を繰り入れて守りたいという中身だというふうに思いますけれども、そこでもう一つ、今年度も厳しいということでもありますけれども、たしか地方交付税の交付団体になりましたけれども、その後、再算定がやられたというふうに思いますけれども、地方交付税の再算定の結果、確定額は、当初は700何十万円というような話でしたけども、再算定の結果、確定額はどのくらいになって、それが12月で補正減額いろいろされているわけで、後は3月ということになると、3月の段階でそれが来るとすると、さらにそれは翌年度に繰り越すのか基金に入れるのかわかりませんが、新たな需要が3月前の段階で出れば別ですけど、その辺の見通しはどんな形になりますか。

○総務課長

普通交付税でございますけど、国のほうの補正につきましても、上積みされるというような形になっておりまして、今、県のほうからそういうような数値は内定でいただいておりますが、まだ交付の決定の通知が届かないということで、県のほうもまだ確定してないから、まだ公表は控えてほしいというようなことを言っておりました。

ただ、今言えるのは、数字は控えさせていただきますけど、若干と言うとおかしいんですけど、ふえますということで、3月の議会にその辺はきちんと提出させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員

私は、最終的には4,700万円くらいというふう聞いておりますけれども、そうすると当初が700何十万円ですので、おおよそ4,000万円近い新たな地方交付税が交付されて、3月の段階でどんな形でそれが扱われるかちょっとわかりません。

例えば、3ワクチンの無料化で国が半分出すというものも半分は知立市が負担をせないかんと。3,000万円余のお金ということになると、そうし

たことの財源になるのかなとか、さまざま思うわけですけども、そんな形で出ますけれども、こうして見ますと、22年度がこうなんですけれども、この地方交付税については、来年度も決定時期が違うもんだから、今からなるだろうとか、ならんだろうというのはあれですけども、その見通しはね。税収がうんと収入額が伸びればいいわけですけども、今の状態だと、先ほど課長が言われたように、若干いいようだという話はあったけども、それが交付団体の域なのか、不交付の域なのか、その辺の見通しどうでしょう。

○総務課長

来年のことはわかりませんが、交付団体になるのではないかというような形で思っておりまして、今回、補正があってそういうような額がふえるというような形になりますけど、国のほうももし補正がない場合については、上げたとおりの少ないような金額になっておりますので、うちのほうといたしましては、そのぐらいの財源が入ってくるということについては、非常にありがたいというふうに思っておりまして、先ほど委員も言われましたけど、どういような形で使うかという形で、まずは財政調整基金の中に少しでも入れたいというのが本音でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

まだ金額については明示というか、確定していないということで、ということは、この前の答弁の中では、現在高が先ほど7,300万円と。そして、年度末残高が15億円から16億円と言ったわけですけども、財調に積みたいということですので、これはまだ入り込まない中身での年末残高と、こういうふうに理解してよろしいですかね。

○総務課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

そんな形で大変厳しい財政状況の中で、交付額が決定されると。交付額が決定ということは、収入済額があのとときの700何十万円よりも少ないという理解でいいと思いますよね。

それで、もう一つ聞きたいんですけども、今回、財政状況に関する緊急アピールということで、総務部のほうで市長が出されて、予算編成方針というものが出されましたけれども、ざっとこの中には、予算編成に当たって臨時経費、経常経費の枠配分を遵守することというふうになっています。扶助費を除いてという形にはなっていますけれども、これは枠配分というのは、多分一律で各課に予算の枠の中で予算を組みなさいと、こういうものだと思うんですけども、その枠というのは経常経費をどのくらい切り詰めるような内容になっているんでしょうか、割合でいうとそれぞれ違うんでしょうか。

○総務部長

今、枠配分をお願いさせていただきましたのが、職員の時間外勤務に関しましては、10%以上の削減。

それから、枠配分の中でお願いさせていただきましたのが、経常経費につきましては、5%のカットという形での枠配分を各課にお願いしてきております。

それと、臨時職員の雇用に関するものにつきましても、10%の削減をお願いしてきております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、時間外ということで、残業をやるのが決まっていることだというふうには私は思いませんけれども、ただ、現状の中で正規の職員と嘱託、臨時職員、この比率が非常に相拮抗するような状況の中で、その部分に依存すると同時に、職員への負荷もかかっている状況。各課、いろいろあるかと思うけども、大分税務などはこの間、残業を減らしてきた努力がなされているということは承知はしております。

それで、時間外で10%削減をするということになると、予算規模ではどれぐらいの効果が生まれると見ているんでしょうか。

○総務課長

大変申しわけないです。当初予算の資料につきましては、ちょっと持ってきておりませんので、

幾らかというのはここで申し上げることはできませんので、もしあれでしたらお時間をいただいて持ってくるような格好をさせていただきたいと思っておりますけど。

○佐藤委員

それで、今そうした形で枠配分をしながら、精査をしながら予算編成の段階に今入ってきているわけで、これを実施するというは、それぞれのところでどれくらいの予算規模の中で財調、税収との関係の中でこれを実施することでどれくらいの金額換算になるのかということが精査をされないと、編成上の方針としては、一生懸命頑張っておられると思うんだけど、このこととの関係の中ではちょっと浮いたような感じになってしまうのではないかなというふうに思うんですよ。

だから、そうした点では、これをやることによってどれくらいの内容なのかなということを経外、経常経費、臨時という形で思っている。

ただ、実際にこれをやったときに、23年度以降の予算上はそうやってカットはできるかもしれないけれども、実際の運営上で本当にそれができるといえることになると、また別の話であるとは思いますが、少なくとも予算編成することであれば、その辺の金額の見通しを明らかにしてほしいなというふうに思うわけでありまして、どうでしょうか。

○総務課長

数字のほうは、ちょっと申し上げることができませんけど、今、頭の中であるのは、主管課のほうが第一の査定で財政のほうに報告をしていただいて、そのときに本来ならそのような形で各課そういう削減をしていただきましたので、そのときの削減が4億5,000万円ぐらいだったというふうにならざることを記憶しておきまして、まだ今、課長の査定をしておりますけど、そのときにつきましては、まだ億という金が足りないというような形で調整を図っているというような形で、先ほどから非常に申しあげているわけですが、これだけの大きな削減ができたというのは、主管課のほうがですね。うちのほうは、方針は出します。方

針は出しますけど、主管課のほうは努力をさせていただかないと、なかなかそういったものができきませんので、本当に今、課長の査定の中でも、係長とそれから補佐については、非常に努力をしてもらって、本当にありがたかったというようなお礼と資料をちょっと渡している最中でございまして、今、数字のほうは大変申しわけないですけど、状況としてそういうような形で努力をしているというような形でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、億が足りないということを言われましたけれども、とすると9月議会で議論した10億円の財調、足らず米の5億円ぐらいを例えばここで生み出すならば、先ほど13億円の財調の取り崩しと言いましたけれども、その部分については、なしでもいい。確定ではないもので、今一生懸命やってる最中の中で、最終的にはそれが10億円ぐらいの範囲の中でおさまるのかどうか、その辺の考えはどうでしょう。

○総務課長

先ほども一応何回でも繰り返すことになるかと思っておりますけど、22年度並みでやると財調が5億円ぐらい少なくなるというような形になっておりまして、うちのほうでいきますと、このままいけば、また次のときに5億円少なくなるというふうに思っておりますので、そういうような形にならないような形で何とか努力をしていきたい。

うちのほうの予算編成というのは、財政調整基金を入れるというような形を組んでおりますので、少なくとも先ほど申したとおりに15億円ぐらいは、私はこれは個人的な意見なんですけど、は持って、少なくとも3億円や4億円ぐらいは手元に置きたいというのが本音でございまして、財政調整基金をたくさん入れるというふうには思っておりません。切れるものについては切って、財政調整基金のほうをたくさん残したいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、もう一つ聞きたいんですけども、国・県の補助事業の中で廃止または縮小されたものについては、原則として市の補助事業にしないと。廃止・縮小を検討するというような形で言われているわけですね。

例えば、この間緊急雇用という形で防犯パトロール、さらには公園パトロール等々ありましたけれども、そうすると実施計画や行政改革の中身、どうだったかということは別にしてみますと、そういうものが今年度で打ち切りと、こういう考え方でよろしいのでしょうか。

例えば、公園パトロールについては、かつての委員会でしたか、その議論の中でぜひ残してほしいというような御意見もありました。そして、そのことについては、残したいような含みの答弁もあったわけですけど、その辺の考え方はどうなのかなど。

確かに、緊急雇用ということで100%基金の財源にするということでもありますけれども、事務分掌条例の安心・安全だといろいろ言って、防犯パトロールの大切さとかそんな議論もあったわけですけども、その辺で補助がなければ一律カットなのか、縮小して残すのか、その辺の考え方もちょっとお知らせ願えたらと思いますけど、どうでしょう。

○総務部長

今のお話のパトロール等につきましては、安全というまちづくりの一つのものでございますので、許されるならば継続したいというのが思いとしてはあろうかと思えます。

補助の割合がなくなったり、また、補助の枠があっても予算の範囲内ということで、簡単にいいますと補助率が下がるようなケースも出てまいります。こういったところにつきましては、全部一般財源の投入ということになりますので、こういったものが先々財政を運営していくのに許されるのか。また、そこら辺は縮小という形になるのか、ここら辺が今後の課題であろうというふうに思います。

○佐藤委員

そうした形で、しかしながら今年度実施をして、残せるものなら残したいということをおっしゃられて、そういうものがなくなれば一般財源の投入と。なかなか厳しいということは承知してはいますが、そんな中でも既にこれらの部分については、こうした方針に基づいて、査定で上げられたのかね。方針として出たもので、上げる以前に自粛で上げなくて、実際問題として来年どうなるのかなという点についてどうですか。

○総務部長

緊急雇用につきましては、来年度も続くというふうに聞いておりますので、これは継続していけるものだというふうに思っております。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時54分

再開 午後5時02分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

もう一つだけお聞きしますけれども、臨時職員の雇用に要する人件費は、ゼロベースから査定するということがありまして、そここのところで現状のままでも時間数を減らすのか、それとも賃金を引き下げるのか、その内容はどういう中身でしょうか。

○総務課長

臨時職員の削減につきましては、主管課のほうでいろいろな状況がございますので、状況を聞きながら、うちのほうが申しておいたのは、月・火・水・木・金のうち一日を休みにしてくれとか、そういうような形で削減が図れるのではないかと。そういうような分も含めまして、主管課のヒアリングの中で、一番いいのは、所管課のほうからそういう形で、いいですよと言って協力をしてもらった場合もありますので、頭からはそういうようなものはないというふうに、査定の中でしております。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、週3日だったものは2日にするとか、そういうことであって、賃金の単価を引き下げると、そういう中身ではないと、そういう理解でよろしいですか。

○総務課長

単価のことにつきましては、今のところ予算の中で23年度からすぐということは考えてはおりません。24年度以降になりますと、それはちょっとまだ定かではないというようなことでございます。

以上です。

○佐藤委員

わかりました。

それともう一つお聞かせ願いたいんですけど、単純な話で、23ページの国保連合会データ変換システム開発委託料ということで、電算処理ということでありますけど、これはどんな中身のものかなということですか。

○企画課長

国保連合会データ変換システムの開発委託料でございます。これにつきましては、現在、当市の国保システムについては、知立市独自開発の汎用コンピューターで運用しております。

これまででは、愛知県国保連合会のシステムと当市のシステムの間に特に問題なく電算処理を行っておりましたが、国保中央会が進めているレセプト審査支払いシステムの最適化構築にあわせて、県の国保連合会も保険者システムの再構築を行うことになりまして、新たな仕様が提示されました。この仕様は、22年度当初では想定されておらず、23年5月の本番稼働までに対応しなければならなくなったということで、今回補正へ計上させていただきます。

以上です。

○佐藤委員

これは、見てみますと一般会計のみというような形での開発委託料ですけども、こういった入札はどんな形でやられているのかなということですけども、現状はどうですか。

○企画課長

現在、このシステムにつきましては、一つの業者が開発をされまして、今回もその業者との随意契約というふうになるというふうを考えております。

○佐藤委員

そうすると、この国保連合会のレセプト、システムが変更になったということでありまして、そうするとこれは知立市だけではなくて、愛知県下含めて全体でこれをやられるということなのか、ちょっとその確認を。

○企画課長

これに関しましては、当市は汎用コンピューターで、先ほど申し上げましたように独自開発でソフトをつくっておるわけでございますが、サーバーを利用して、パッケージソフトを利用しておる市につきましては、国保連合会とのそういったコンピューター同士のやりとりというのが、パッケージソフトを利用しておれば特に問題ないようです。

ただ、うちのように汎用コンピューターを使っております市が当市含めて、まだ数々あると思うんですが、それぞれ各市において同じように今回はシステム開発をせねばならなくなったというふうに聞いております。

以上です。

○佐藤委員

パッケージソフトというのは、私はコンピューターのことはわかりませんが、そうしたほかのコンピューターとも互換性のあるソフトだというふうに理解しますけども、ちょっと説明いただいて。

それで、一つの業者がこれを開発したということになりますと、知立市以外のところでも知立市と同じような方式でやっているところは、こうした業者にならざるを得ないということになるのかと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○企画課長

今現在は、うちの場合は知立市が今、汎用コンピューターを利用して国保だとか住基、または税だとかいろいろところをそういった汎用コンピュ

ーターでソフト開発、知立市独自の開発をしてまいりました。それが今回のように、途中でそういったシステムの改修をしていこうとなりますと、例えばそれまでやっておいた業者から改めてほかの業者がまた新たに開発をするというよりも、現在行っておる業者のところで開発を進めたほうが安価になりますし、ということで、今は随意契約ということをやっております。

○佐藤委員

そうすると、先ほどの説明だと一つの業者が開発をしたということですので、私自身は知立市と同じような方式をとっているところ、共通の同じようなソフトなのかなというふうに理解しましたがけれども、ところが今話を聞いてみると、知立市の汎用コンピューター、それに付随するソフトは知立市独自のものを開発し、なおかつそれに関連する業者に今までやられてきたということでありましてけれども、そうするとその業者にお願いをしてソフトを開発してもらおうということになるわけですね。そのところを一遍確認させていただいて、そういうことでありますけれども、その点できのうも環境組合でありましたけれども、入札に際して随意契約であっても、1回では終わらずに、きのうは物によっては5回、6回という形でやって、入札差益が出たというようなことがありましたけれども、そうした点では、どんなやり方をなされるのかなというふうに思いますけど、どうですか。

○企画課長

今回のシステム改修につきましては、先ほど来申し上げましたように、当初開発したところでやるのが一番安価になると。

今現在のソフトにカスタマイズをかけて改修すればいいというふうにしておりますので、新たな別の業者が参入するよりも、うんと安価にできるというふうに解釈しておりますので、今回は随意契約でお願いしたいというふうに思います。

○佐藤委員

随意契約はいいんですけども、ただ、知立市としてこの委託料の積算がどういうふうにしてや

っているかわかりませんが、業者のほうがこれくらいの値段だよと。委託料がここへ計上されたわけで、まだ入札がやられているわけではないわけで、その入札に際して、もちろん金額にもよりますけれども、基本的な考え方として、知立市が思っている予定価格と相手側が思っている予定価格、そのすり合わせが乖離があった場合、2回、3回とやっていくのかどうか、その辺の考え方だけお示してください。

○企画課長

当市においても、今回の予定価格を設定していくに当たっては、今回の設計の中身について、たまたまうちの業者と同じ市町がございます。そういったところも情報提供を求めながら、知立市がほかの市町に比べまして高くなるようなことはないようにということを研究しながら、予定価格を決めていきたいと。

なおかつ、そこでまた予定価格に達しない場合は、2回、3回というのは行っていけるというふうに思います。

○佐藤委員

そういう形でやられるということでありまして、わかりました。

それでもう一つだけお聞きをしたいわけですが、先ほど、池田委員のほうから49ページですけれども、要保護・準要保護の就学援助という形でありました。そこで人数とかいろいろお知らせを願ったわけですが、特別支援教育就学奨励費というものがありますけれども、先ほどの答弁の中では、所得制限があるのかという問いに対して、月額を需要額と、それは教育扶助費とかいろいろ言われて、2.50未満とか2級値の1、これは生活保護の等級だというふうに理解するわけですが、世帯の人数とかこういう形で説明されたんですけれども、要するに特別支援ということで、かつては特殊学級と言った子供たちだというふうに、家庭だと思っただけですけど、ちょっとその辺お知らせ願いたいんですけど。

そうした子供たちの中で生活保護の2級値の1に該当する、要するに要保護・準要保護は普通と

言うとおかしいけども、一般的な子供たちと。ところが、特別支援というのは、制度がなければこちらのほうで面倒見てもらえるんだけど、こういう制度がね。

私、今回予算書で、今までこういう科目がなかったような気がするんですけども、要保護・準要保護は載ってたかと思うんですけども、ところがそういう特別支援という教育奨励費というものがある、本来であれば、本来かどうかわかりませんが、この制度がなければ、要保護・準要保護で見られる子供たちが、こうした制度というか事業がある中で、こうしたところで奨励費という形で就学支援を行うと、こういうことなのか、その辺の制度の仕組みについて、ちょっと説明してほしいなというふうに思います。

○学校教育課長

特別支援教育就学奨励費についてであります、こちらにつきましては、委員がおっしゃられたとおり、特別支援学級に通っている保護者が対象でありますけども、先ほどの準要保護とこちらとでは、こちらの特別支援のほうで支給の金額は、基本的に半額ということになっております。給食費でいきますと、小学校、準要保護の場合、1食220円、ところがこちらは110円というふうになっておりますので、こちらのほうが所得基準はかなり緩やかなほうになります。

例えば、ある家庭が両方出される場合も。準要保護のほうの書類と、こちらのほうの書類を出す場合があります。収入によっては、準要保護の基準を多く超えてしまっているが、こちらのほうでは基準の中に入るといことになると、半額であっても補助をしているということでもあります。

もしも、準要保護のほうに該当するようであれば、そちらのほうの支給を家庭としてはいただいたほうが、金額としては多くなります。そのような形になっておりますけども。

○佐藤委員

この支援の費用が、例えば小学校でいけば給食費が220円を110円という形で半額だということを言われたんですけど、今のところで要保護・準要保

護よりも所得がちょっと上回るという子供を特別支援学級に通う子供の保護者に対して、これが適用されるということでもありますけれども、そうすると制度としては、今の説明、特別支援学級であっても就学援助費の幾つかの項目に該当すれば、就学援助のほうでやるということだということとはわかりました。

そうすると、先ほどのところで教育扶助費だとか需要額だとかいろいろ言われて、2級値の1ということと言われたんですよ、2級値の1。2級値の1ということは、生活保護のときに使う言葉、対象支給額を決める言葉だというふうに思うんですけども、生活保護だということであれば、最初から特別支援のほうではなくて、要保護・準要保護でいいかと思うんですけど、その辺がもうちょっとわかるように説明していただけたらなというふうに思いますけど。

○学校教育課長

委員が言われるとおり、所得が本当に生活保護の対象であれば、もちろんそちらのほうで保護を受けていただくということでもあります。

特別支援学級に通っていて、何とか補助がという場合には、申請していただいて、生活保護の基準よりもうんと緩い基準のところで支給をさせていただくというものであります。

余りあれですけど、例えば言いますと、5人家族で月収50万円ぐらいなら対象になるというような、ざっとでありますけども、そのような基準であります。

○佐藤委員

5人家族で月収50万円までなら対象になるということで、余りよくその辺が、2級値の1というものだから、私は生活保護のことかなというふうに思ったりするものだから、ちょっと十分受けとめれないんですけど。

こうした形であるわけですけど、これについては、就学援助費については、前は補助金という形でありましたけど、今は交付金という形になっているかと思うんですけども、特別支援のほうもそうした交付金、就学援助と一緒に組まれた交付金

で対応してるのか、一般財源との関係はどうかの
かということは、この辺はどうでしょうか。

○教育部長

細かなちょっと資料を持っておりませんが、
制度上でお話ししますと、この特別支援の部分も
全体の書類の中で来る部分で、案分で溶け込んで
おりますけども、制度上では一定の交付金が対象
で入ってまいります。ちょっと金額はここではわ
かりません。

○佐藤委員

ちょっとその基準、所得月額が5人家族で50万
円ということと、2級値の1ということを先ほど
言われたので、その辺の関係がちょっと余りよく
わからないという、私は頭が悪いのかしれません
けども、もうちょっとわかりやすく説明していただ
けたら。

○教育部長

生活保護法に基づきまして七つの扶助をしてお
りますけども、そのうちの基準額の算定にしてお
るのが生活扶助費であります。たまたま2-1と
かいった部分は、私もちょっと今ここにおりませ
んし、直接の担当ではないのでわかりませんが、
私の過去の経験で申しますと、都市によって、う
ちでも類団があるように、そのものがございます。

したがって、その区分を課長は言ったと思いま
すが、基本的には要保護・準要保護の場合は、私
どもは通常は生活保護基準の1.1倍以上という形
で行っておりますけれども、当市においては、児
童扶養手当の所得制限額という人数でありますけ
ども、そこよっての1.1倍ということでござい
ますので、他都市と比べますと、若干緩やかな対
応をしておるといってございませぬ。

それから、特別支援教育の件は課長が申しまし
たけれども、そのとおりでありまして、要保護は
当然生活保護でやりますので、準要保護に値する
方、要保護でも生活保護を受けられないけれども、
そういう基準の方は、当然こちらで拾ってまいり
ます。

そして、それを超えてしまう方、すなわち私ど
もで言うと、先ほど課長が申しました生活保護法

の生活扶助費の算定の2.5倍、ここまですべて一応制
度上の基準でございますのでこの額で、支給額に
つきましては、先ほど申しました額の2分の1と
いうことで、国の制度上で決められておりますの
で、これは金額はちつとも変わりません。

ただ、要保護のほうは、若干、先ほどちょっと
池田福子委員もおっしゃいましたけども、柔道着
等は知立市だけは、金額で支給していると、そう
いう中身になっております。

○佐藤委員

わかりました、そういう点ではね。

それでもう一つお聞きしたいんですけども、
こうした形で申請事由ということで1から15まで
あって、学校長の所見、それから民生児童委員の
所見という形で、これはこの間も議論になってき
ましたけども、近隣市の中では民生児童委員の所
見を外しているところもあるかと思うんですけ
ども、たしか刈谷市はそうではなかったかなとい
うふうに思いますけど、そうした外している自治
体がわかっていたらお知らせください。

○教育部長

これは前にも御指摘をいただきまして、私ども
ももう既に変えまして、学校長でそれが認められ
るものは認める。しかし、学校長だけでは判断で
きないものが、この要綱の中で言うとかくさん書
いてございますけども、そのうちの何番から何番
のものだけは、民生児童委員の所見が要るとい
う形になっておりまして、この部分は、他市と担当
のほうで一遍よく見てもらいたい。できるだけ
申請は簡素にして、そして、教育委員会でも受け
られるようにしてということ、三つのパターンで
受けれる形にして、そういったこともしっかり反
映されたのか、そして、所得が厳しい状況にある
ということ、今回の補正に至ったかなという思
いもあります。

○佐藤委員

それで、12から15の理由に該当する場合は、民
生児童委員の所見が必要ということになっていま
すけれども、例えばここで12が、保護者の職業が
不安定で生活状態が悪いと、こういうのがありま

す。

それから、学校納付金が滞りがちであると、被服状態が悪い、または学用品、通学用品等に不自由をしている等で、保護者の生活が極めて悪いということ。経済的な理由により、欠席日数が多いということでありませけれども、このすべてが民生児童委員がわかる中身ではなくて、例えば学校納付金が滞りやすいなんてものは、民生児童委員よりも学校側が一番よくわかる項目ではないかなと。保護者の生活状態が極めて悪いということも含めてですけども、もうちょっとこれが民生児童委員の所見が必要であるとしても、ふさわしい中身かどうかね。本当に、民生児童委員のそういうものが必要なかどうかということはどうもちょっと検討されてもいいのではないかなという気がして、思いますけれども、1から11については、はっきりした証明があるような中身ですので、それは学校長のあれで十分ですけども、12から14については、もうちょっとそういうものが必要だというふうに、検討する余地があるのではないかなというふうに思います。

それでもう一つ、民生児童委員の所見が要るということで、現在、12から15というふうになっていますけれども、この辺は学校長なり教育委員会なりが、そうした申請が上がってきて所見が必要だというときに、十分民生委員の方が対応できる、相手の方と接触があり、ヒアリングがあり、きちんと書ける状態にあるのかどうか、その辺はどんな状況かなというふうに思います。どうでしょうか。

○学校教育課長

申請書の12から14、15はその他ということになっております。この12から14の内容は、学校で把握できるものもありますが、例えば14番等、経済的な理由により欠席日数が多いと。欠席日数が多いということは学校で把握できるわけですけども、それが果たして経済的な理由なのかどうかということで、この12から14については、校長と民生委員がよく話し合っていて、民生委員お一人にこの責任を持っていただくということではなく、

校長と民生委員がよく話し合っていて、そして申請をしていただきたいと、そういう趣旨であります。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永井委員

それでは、ちょっと教育費に関して少し教えていただきたいと思っております。

今回の補正、ほとんどのものが職員の方の給料の減額に関するものかなと思っておりますが、ここでちょっといつそのこと、この際ですので私勉強させていただきたいのでお答えください。

教育費の中の職員の、例えば1項の2、事務局費でというところの職員の方、その次の小学校費でいうところの職員の方、中学校費でいうところの職員の方、どういった方がこの給料の対象になっているのかということ。一般的に使われている言葉、あるいはどこに勤めている方、そんな感じでわかりやすくお答えください。

○秘書課長

今言われた事務局費、こちらについては、教育委員会事務局の職員の、今で言いますと、教育庶務課の職員です。

それからあと、小学校費ですね。失礼しました。小学校費及び中学校費につきましては、教育庶務課に所属している用務員の給与等であります。

すいません。御答弁漏れがありました。

社会教育総務費、こちらにつきましては、中央公民館に勤める職員の給与というふうに。

以上です。

○永井委員

ありがとうございました。

本当に、教育に携わる職員の方というのが、先生初めいろんな給与形態というか、県からもらってきたり、市でお金払ったりというのがいろいろあるものですから、ちょっと確認をさせていただきました。

そんな中で、ここに1通の通知文書があります。これは、あて先は保護者様となっています。そし

て、差出人が知立市長、林郁夫というふうになっております。知立市長、林郁夫名ですので、多分市の管轄からこういった通知が出たのかなと思っておりますが、学校給食費の納入についてという文書であります。これは、八ツ田小学校の児童から手に入れた通知文なんですけども、ちょっと抜粋して読まさせていただきますと、一部の保護者が学校給食費を未納することによって、他者に負担が発生することになります。したがって、学校給食費を定められた期日までに納めることのできるよう、御準備をよろしくお願いいたします。

こういう文書を児童がもらってびっくりしたと。うち、給食費払ってないのという、児童の率直な意見であります。こういったもの、非常に私はデリケートな文書だと思います。対象者だけに指導する、未納しているね。中には、全国的に言うと、悪質に納入してない方もみえるという話も新聞とか見えています。

ただ、そんな中で本当に生活に苦しくてちょっとおくれちゃったとか、さっきの池田委員のお話ではないですけども、給料日はあと3日後なのになとか、そういう方もみえると思います。これを児童に直接渡すというのは、私いかがなものかと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○教育庶務課長

このたび、給食費の通知を出させていただきました。趣旨といたしましては、保護者向けに出させていただいたということでございます。

御存じのように、最近、新聞紙上等でも問題になっております給食費の納入につきまして、皆さんに子供手当等も出ております状況から、皆さんに給食費、御準備いただきたいということで、このたび出させていただいております。

○永井委員

こういった文書を出すこと自体に私は否定をしているわけではないんです。ちょっとこのままではデリカシーに欠けたんではないか。児童が見たときにびっくりするのは本当だと思います。

ですから、該当する方だけに郵送で送付するとか、あるいは、該当する方がいろいろとあっても、

少なくとも封筒に入れてのりづけして、生徒・児童が開封できないように、そういった配慮をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう今後。

○教育庶務課長

今後とも、通知等につきましては、学校のほうの協力もいただいていることとございますので、相談をしながらいい方法ということで検討してまいりますとは思いますが。

○永井委員

ぜひ、こういったお金を払ってないなんていう格好悪いような文書を、児童全員にさらす、すぐ目にできるような格好はぜひ避けていただきたいなと思っております。今後よろしく願いいたします。

もう一つだけ勉強させてください。

職員の給与の中で、先ほど秘書課長のほうから、小学校費や中学校費は、庶務課に属する用務員の方だよということがありました。用務員の方というのは、実際に日常の業務というのがちょっと私つかめてませんので、日常どういった業務に携わっているのか教えてください。

○学校教育課長

私も現場におりましたので、用務員と一緒に仕事をしておったわけです。

学校からの文書を市に届ける。市からの文書を学校のほうに届けるということを毎日必ず行うということでもありますし、その他、校長が依頼する仕事等があります。例えばでいいいますと、簡単な清掃等があったり、来客との対応があったように思います。

主なものは以上だと思います。

○永井委員

私も子供のころ、用務員がおることは重々承知してましたけども、どういった内容で業務というのがぴんとつかめてなかったものですからお聞きしました。

そんな中で、一つお願いというか、用務員の方にちょっと御負担になるのかもしれないけど、ぜひ用務員の方に一踏ん張りしていただければかなと思うのが、今、学校の先生方は、大変いろん

な授業、私が子供のころに比べると、環境に関する授業だとか学芸会もあつたり、運動会もあつたり、大変学校の先生は本当に毎日毎日忙しくしていると思います。

そんな中で私、余り学習的にはちょっと違う観点である遠足ですね。遠足の企画・立案ぐらいは、何とか用務員の方でお願いできんのかなと思いますけども、その辺ちょっと考えだけ示してください。要望ではありません、考えだけ。

○学校教育課長

学校で行っている遠足というものは、教育課程に位置づけられたものであり、同じ学校に勤めてみえる用務員であっても、ちょっと違うかなというふうに。教員のほうできちんと考えていくべきものであるというふうに考えております。

○永井委員

なぜ私がこのような、ちょっと無謀とも言えるような質問を聞いたかといいますと、現在、知立小学校には遠足がありません。他の小学校では実施しているところもあります。先生方の業務多忙ということも聞きましたし、余りにも学校の行事が多いので、遠足は今現在行ってないというふうにお聞きしました。これを何とか解消するために、用務員の力でもおかりできたらという意味で質問しました。

この現状をどうお考えですか。知立小学校は遠足がありません。他の小学校は遠足があります。この現状をどうお考えですか。

○学校教育課長

学校での校外活動、遠足等を計画しておるのは、校長の責任において行っております。こちらがそれについて届けが出来ますので承認するような形をとっております。

ですから、今、委員が言われたように、私たちも子供のころでいいますと、遠足、非常に楽しみにしておったものであります。それが教員の多忙ということではなく、授業時間数確保という、そういう観点からやむなく行っていないというふうに理解しております。

以上であります。

○永井委員

もし、全校がそうであれば、私もそうかなと納得できるんですけども、知立小学校、余り議員が学校現場のことをとやかく言うのは、私も余り好きではないんですけども、実際にお母さん方からの要望がありました。何とか小学校はミカン狩り行ったのに、うちの小学校、遠足があらへんと言われました。確かに、お母さん方は弁当をつくる手間もふえますけども、そのお母さん方から、何とか子供を遠足に行かせてあげたいという要望がありました。

ぜひ、授業時間が本当に少ないという現状、確かにいろんなことをやらないかん、こまが少ない、そんな中でも他校がやっている、うちがない、こういった格差というか、お母さん方たちの要望をぜひ取り入れていただきたい。また、そういう指導を各学校にしていっていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょう。

○石原教育長

各学校においては、校長の責任において、教育課程の編成をしているわけであります。編成するときに、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、これから英語活動が入ってきますけども。

それから、その中の特別活動の中に学校行事というのがあります。学校行事というのは、例えば入学式だとか卒業式、儀式的行事。それから、勤労生産的行事、それから遠足・宿泊行事、旅行的な行事、そういう行事が上がる。行事の精選といったときに、うちは儀式的な行事やめる、これはできないわけです。それぞれの項目について、学校が精選していくわけです。

例えば、5年生、6年生は宿泊的行事をやることになっています。今、山をやって修学旅行をやる。それから、後のほうは、遠足的行事を学校は計画しておると思うんです。それを例えば遠くへ電車で一日かがり電車で行くのも、これは遠足ですし、みんなで近くのところへ行くのも、これも遠足ですので、学校がそれぞれ計画しておる。

だから、遠足、旅行的な行事がゼロということでは実際は考えられないということであります。学

校の中の年間計画のほう、教育委員会は出しておりますので、例えば弁当を持って電車に乗ってどこかへ行くというのはやっています。ある学校は、1年生から6年生まで一緒に行くというところもあります。

いろんなやり方がありますが、そういう行事が全くないということは、一般的には考えられない。教育課程というのは、それは忙しいから。教育課程だから、忙しいからここの時期はやめるというのと一緒です。教育課程は、それを全部バランスよくやっていかなければいけない。それは、校長の責任であります。

○永井委員

確かに本当に、今、石原教育長おっしゃったとおりだと思っておりますが、実際、知立小学校は1年生の子は歩いて歴史民俗か図書館行くのかな。2年生の子も何かあるんですわ。それで、先ほどおっしゃったように、5年生は山の学習がございます。6年生は修学旅行です。3年、4年生の子の部分が、たしかそういった校外活動というか、お弁当持ってどこかへ行くというのが欠けているはずなので、一度私もこの間学校現場行ってきて、それは校長先生も認めてました。

一度、そういったことのないように、必ずよく石原教育長がおっしゃる、花を見てきれいだと思う、鳥のさえずりを聞いてほほ笑む、そんな生徒を育てたいという、私もその思いでいっぱいありますので、ぜひ実態調査をしていただいて、もしそういうことが、私が耳に聞いたことが事実であるとするならば、ぜひ遠足なりの校外学習を実践していただくよう、御指導していただきたいと思いますが、よろしく願いますが、よろしいでしょうか、それで。

○石原教育長

一度、知立小学校の教育課程を1回見てみまして、学校の現状等を調べてみたいと思います。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第61号につきまして、挙手により採決します。

議案第61号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第61号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号 平成22年度知立市土地取得特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

少しだけお聞かせください。

112ページに歳入がありまして、ここに基金運用収入ということで、利子と土地賃借料ということでありますけれども、ちょっとこの辺を、利子はわかりますけれども、4億円の利子だというふうに理解するわけですけども、土地賃借料というのは、これはマイナスになっていますよね。たしか、この土地は、来迎寺のほうの市民農園かなというふうにも思うわけですけど、この減額理由についてお知らせください。

○総務課長

普通財産の土地貸付代金につきましては、これは上重原町の公民館の駐車場の用地でございまして、21年度に道路用地とか代替用地で売買しましたので、611.82平方メートルから411.16平方メートルに変わりましたので、当初、大変申しわけないんですけど、39万8,900円を見込んでおりましたが、その結果、26万8,000円ということで減額をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、この土地の取得会計の中で持っている土地は、私は先ほど市民農園として使っているのではないかということを言いましたけども、ほかには今。上重原の駐車場ということでありましたけど、ほかには土地はどういう状況ですか。

○総務課長

ほかに、市民農園ということで八橋町がございます。それから、来迎寺もございます。それから、弘法町の旧弘法町集会用地ということで、ごみ集積場の跡ということで、弘法町へ貸し出しをしている土地と、それから、上重原町13号線の道路拡張用地ということで、残りということで持っております。

後は、牛田污水の中継ポンプの利用というような形で下水のほうで持って、この土地が7筆持っております。

以上でございます。

○佐藤委員

何平米トータルであるのかお知らせ願いたいと思いますけど、先ほどの長期財政計画の中でこの部分の現金を4億円取り崩すと。計画ですので、その時点になってみないとわからないんですけども、とすると、現金で4億円持ち、土地がそうした形になりますけども、合わせて7億数千万円というようなことも前あったかと思うんですけど、その内訳をちょっとお知らせください。

○総務課長

先ほどの土地の平米数ですが、全部で5,248平米でございます。

それから、これは21年度末でございますが、特別会計の基金といたしまして、現金で4億7,652万8,615円というような形を持っておりまして、土地を換算した場合のときについては、土地代は2億3,711万5,247円ということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、25年に4億円取り崩すということでありまして、その後、財政状況でどうなるかわかりませんが、現金としては760万円余が残るわけですね。

しかしながら、土地は2.3億円だと言われましたけれども、持っている土地そのものは、既に八橋、来迎寺等、弘法のごみ集積場等、すべて活用されているもので、単純にこれが現金化されるとは、私は思わないわけですね。4億円取り崩して700万円残るということでありますけれども、しかしながら、将来のこの会計によって土地を取得し、公共用地に充てるというような流れが一つの考え方としては残るわけですけども、実際問題700万円しかないという中で、土地開発公社ではありませんけれども、新たに公共に要する土地をこの会計で買うとなると、起債で買うしかない。一般会計から入れるということではないと、起債で買うしかないということになると、700万円ではこの会計を維持する意味がどこにあるのかなという疑問が生じてくるわけです。

そして、先ほど言ったように、土地そのものは市民農園であったり駐車場であったり、ごみ集積場に充てられているということを考えると、この土地取得の会計を今後どうしていくのかなと。財政が苦しいから基金はおろすよという話だけでも、あわせてそうした問題を検討すべき時期に来ているのではないかなというふうに思いますけど、その辺の基本的な考え方をお伺いしたいということです。

○総務課長

今、質問者が言われた4億7,000万円ですので、4億円取り崩してもらったとき、7,000万円ぐらいはまだ残っているような形になるかと思えます。

これは、手法がいろいろございます。特別会計だけをやめて、基金だけは一般会計で持つとか、行ったり来たりとか、そういうような形でもできるというような形もあるかと思えます。

確かに、全額廃止するということになれば、一般会計から土地取得と。そういったものを買ったり売ったりというような形をとらなくてはいけないのではないかなというふうに思ってるんですけど、今、委員の言われたとおりに、うちのほうの会計で土地を買う場合のときについては、土地取得特別会計等から開発公社というのがございまし

て、今、開発公社については、ほとんど動いてない。それから、土地取得についても、それほど先行して買う土地というのはない。

その辺が、ほかの市町村を見ますと、土地取得のほうを廃止しているところもございますので、手法もあると思いますけど、今後、委員が言われたとおりに、検討をしていくというような形になるかと思えます。

以上でございます。

○佐藤委員

いずれ、そのところで、今、考え方を示されて、今ははっきりしているわけではないと。ただ、基金で持っている土地がごみの集積場であったり、将来これは公共の用地として活用できるものならいざ知らず、そうではないというね。市民農園、売ればいいという話が出るかもしれませんが、しかし、市民農園も団塊の世代がふえて、需要の高い政策の一つであるということを見ると、これを現金化して云々ということはできないということを使うと、これを私の考えでは、ある時期にけじめをつけて、畳んで、土地も一般会計に移して、ちゃんとそういう持っている金も基金なら利子がつくし、それから、賃借料についても一般会計に入れるというような形で、後生大事に持っている。当面、新たな公共の用地、建てる予定がないということであるならば、そうしたことも含めて、基金を取り崩すというだけではなくて、そうしたところも検討し、結論を得る時期に来ているのではないかなと私は思いますけど、そのところだけ聞いて終わります。

○総務課長

そのとおりでございまして、先ほどのところで、非常に何回でも繰り返しになるかと思えますけど、基金の4億円というのは、財政調整基金が減ってきたときに、どうしてもというときになったときに、そのものを活用していきたいというふうに少し思っております、本来の形ならそういうことではなくて、違うような基金で財産を財産にかえていきたいと思っております。

今言われるとおりに、そういったものにつつま

しても、検討を深めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号につきまして、挙手により採決します。

議案第64号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第64号 平成22年度知立市土地取得特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時55分

再開 午後6時04分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第68号につきまして、挙手により採決します。

議案第68号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第68号 平成22年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○永井委員

今回の定例会に提出された参考資料について、ぜひ当局の皆さんにお願いがあって、議事進行発言させていたいただきたいと思います。

ごらんになっていただくとわかるんですけど、1枚めくっていただきますと、56号に関してのこういった横に向けて見ると早いと思うんですけども、表があります。この表で見ると、改正後の案が左側についていて、改正前の今現行が右側についております。

以下、総合計画審議会の条例のことも一緒です。どんどんめくってもらいますと、機構改革の事務分掌の改正の欄になると、今度は左側が現行で右側が改正案になっております。

またどンドンめくってもらおうと、今度57号の議案のところでは、また左側が改正後で、右側が改正前になっております。

非常に最初、こちらのいただいた表も、これも右側が現行、左側が改正組織になっております。

ぜひ、一番最初これを見たときに、私、反対見えて、何、どこも変わってないなんていうふうに思ったものですから、ぜひですね。何か意味があってやったことかもしれませんけど、ぜひ今後は、こういった改正前、改正後の右左は統一していただきたい。少なくとも、一つの議会の中であっちこっち見ないかんというのは非常に見づらいです。統一していただきたいと思います。

以上、議事進行発言でした。

○企画部長

今の右左が逆だというお話でございます。前回

の改正のときにもこういう形で出ささせていただいておったようです。

まず、機構図のほうを最初につくったという経緯がございまして、これが左側が現行で、右側が改正案というふうなものでつくったということから、事務分掌の改正のところも同じように左右という形になっているんですが、通常の条例、あるいは規則の改正でいきますと、今おっしゃいましたように、これが逆になっておるということで、あわせたほうのが見やすいということだと思えますので、今後気をつけさせていただきたいというふうに思います。

失礼いたしました。

○総務部長

説明書のほうにつきましては、今後とも気を付けてまいりたいと思います。

よろしく願います。

○山崎委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後6時08分

再開 午後6時10分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第25号 消費税率引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○稲垣委員

陳情第25号について発言させていただきます。

元来、税は広く、薄く、公平に徴収されるべきと考えております。高齢化の進む中、現在及び将来に向けた年金、介護、医療を含む国民の安定した暮らしの確保のためには、抜本的な税制の改革議論が不可欠であると考えます。

よって、陳情第25号は、市民クラブとしまして、反対させていただきます。

○山崎委員長

ほかにごいませんか。

○明石委員

財政再建には、経済成長による税収増と税金の

無駄遣い根絶などによる歳出削減が不可欠と考えます。

消費税増税は、本来、社会保障の全体を見た上で、将来負担について国民にお願いすべき重大な問題であります。菅総理就任以後、余りにも唐突な消費税増税発言は、それを軽々に扱う不まじめな態度は、国民を愚弄するように思います。

円高、株価低迷、景気の未満足が懸念され、いち早くデフレを脱却しなくてはならないと考えますが、我が公明党は、少子高齢化が進む中で、社会保障の機能強化のための安定的な財源として、また、我が党が提案する新しい福祉の財源に消費税を含めた税制の抜本改革が必要だと考えます。

ですから、まずは社会保障のあるべき姿についての議論を先に行った上で、どういう負担のあり方がいいかを検討していくべきだと考えます。負担のあり方は、消費税だけでなく、所得税や相続面を含めた税制全体の議論をする必要があります。

すなわち、年金や介護、医療、子育て支援の将来像を提示することが先決であります。

よって、本陳情に反対いたします。

○山崎委員長

ほかにございますか。

○佐藤委員

私は、この消費税の引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情に賛成をいたします。

それで、消費税は、この趣旨にあるように、社会保障のためという議論がされました。しかしながら、この間、法人税率の引き下げなどを含めて、ほとんどが財源として消えたというのがその結果であります。

そして、つい最近も菅総理が財界の要求のままに、5%の法人税率を引き下げると。そして、その裏返しとして民主党が出したやつは、優遇税制を財源に充てるということで、経団連は猛反対をいたしました。

そして、菅総理は、法人税の引き下げ、その分を働く人たちの賃金などに回してほしいと。しかしながら、経団連の会長は、そんなことはできないということを言っておるわけであります。

私は、今日、消費税を上げる議論をする前に、諸外国と比べて、テレビ等では高いと言われている法人税でありますけれども、それぞれの国の社会保障負担等を比べれば、今では菅総理を含めて、日本の法人税はそう高くないと、経団連の幹部でさえ言っているわけです。このところを議論しないままに、とにかく消費税だという議論はいただけないというふうに思います。

それに、憲法は、生存権及び幸福追求権を定めているところであります。この税金を見たときには、応能負担、収入に応じて納めるという基本原則。さらには、生計費非課税という原則、そういうことから見て、あるべき姿だと私は思っているところであります。

そんなことから、消費税は、先ほど公平な税制だというような議論もございましたけれども、税率で負担するという意味では公平であります。

しかし、それぞれの所得に応じてみたときには、その負担割合は、高額所得者ほど軽く、低所得者ほど重いと。例えば、住民税非課税の子供であっても消費税は納めないかん。これは大きな矛盾で、逆進性があるということを言われているわけで、そうした趣旨を含めて、私は反対ですし、何よりも景気が下降線をたどる中で、法人税は下げて、消費税を上げて、本当にこれで景気回復が望めるかといったら、ますますもって財布は固く閉まり、内需拡大は縮小してしまうと、今でも縮小しているのに。それを社会保障の財源にするから、それはオーケーだという議論もありますけれども、日本経済全体を見渡したときには、それは過去の消費税の実態を見ても、実態にそぐわない議論だというふうに思うわけであります。

私は何よりも、不要不急の無駄をなくすということは当然でありますけれども、軍事費の問題やですね。企業は、この間、内部留保という、トヨタを初めとする大企業が非正規の労働者を使い、期間工を使い、中小企業をたたき、そして大きな利益を上げてまいりました。

そして、日銀の白川総裁であっても、去年からことし、11兆円も内部留保をふやしたと。そして、

企業は、その金の行き先をどこにしようか困っている状態だと。

しかしながら、そういう状態であるにもかかわらず、賃金は上がらないと。景気はますます悪くなる。そこに消費税が追い討ちをかけたらどうなるのかと。これは、議論するまでもなく明らかだと私は思います。

そんなことから、いろいろ皆さんの議論があるうかと思えますけれども、ぜひ消費税率の引き上げに反対する意見書の可決をお願いしたいと表明して、この陳情に賛成の意見表明をいたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○永井委員

陳情第25号について、私は不採択の立場で少し意見を述べさせていただきます。

がしかし、手放しで消費税の増税に賛成するわけではありません。その前に、国はやるべきことはちゃんとやっていただきたい。まず、景気対策をちゃんとやっていただきたい。そして、無駄の削減、国会議員の削減、国家公務員の人件費の削減等も必要であります。

その上で議論しなければならないのが、社会保障費の自然増分、毎年度約1兆円、少子化対策や年金、医療、介護の機能強化、7兆円。

現在、消費税以外で賄われている年金、老人医療、介護にかかる費用、7.3兆円などを考慮し、10%は議論の対象にしなければならない、そう考えます。

しかし、その際、食料品の複数税率等、低所得者に対する配慮もあわせて考慮していただきたい、そう願っております。

いずれにいたしましても、消費税増税の議論は、反対、賛成を含めて撤廃するわけにはいきません。今後、さまざまな意見を議論するためにも、本陳情は不採択でお願いします。

○山崎委員長

ほかによろしいですか。

○池田福子委員

この陳情、引き下げ反対に賛同するものでござ

います。

消費税は、もともとは福祉のために使うという理由で始められました。しかし、法人税のあな埋めとして今現在使われている状態です。5%の引き下げが今もう確定したようですけれども、内部留保化するのには目に見えております。これを雇用拡大とか、それから労働者の待遇改善に使われるならともかく、今発表がありましたように、どのように使おうか悩んでいる企業があるというこの現実を見て、これは賛成しかねます。

それから、米軍の思いやり予算は、そのまま相変わらず3,000億円そのままになりました。消費税上げる前に、こういう部分の見直しが必要ではないかと思えます。

それから、景気回復をしたいと言っているにもかかわらず、消費税を上げればどうなるかはわかり切っていることだと思います。消費は、ますます落ち込みます。倍に上がるわけです。5%が10%にしたいと言っているわけです。給料は倍に上がりません。その点から、消費は落ち込んで、景気はますます落ち込むということが、もう確定しているようなこのやり方に到底賛成はできません。

したがって、消費税率引き上げ反対に賛成するものでございます。

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第25号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第25号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第25号 消費税率引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第29号 地方自治体において明確に

された住民意思を尊重し国家政策に反映することを政府に求める意見書提出に関する陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

陳情第29号に関しまして、私は採択の立場で意見を述べさせていただきます。

地方自治体で明確にされた住民意思に沿わない形で国家政策を進めるに当たっては、十分に慎重に行われるべきで、反映に最善を尽くすべきである。相互理解を得る努力を十分以上にすることが、信頼関係を形成する上で必要不可欠であって、政府とは国益を最優先する考え方で国家政策を進めるもので、日和見的な対応は国民からも他国からも不信感を抱かれます。そのこと自体が国益に反することであり、現政権には猛省を促したいと、そういう意味で採択とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○明石委員

政府と地方自治体の関係を上下主従から対等、協力を改めた新地方自治法は、ことし施行10年を迎えました。

地方自治体を国の出先機関として扱う機関委任事務の制度が廃止されるなど、新地方自治法は確かな成果を上げてきました。

しかし、その一方で地方自治体の自主財源の確保や国から地方へのさらなる権限の移譲など課題も多く、地方自治改革は道半ばではありますが、ことし3月末で失効した地方分権改革推進法のもとで改革が進められてきました。

民主主義の基盤である地方自治の確立は、歴史的にも欧米の先進民主国家は、地方自治の伝統のもとに近代的民主主義を発展させてきました。日本の場合、近代的な地方自治の発足は第二次世界大戦後であり、戦前の大日本帝国憲法には地方自治の定めはなく、戦後の民主化で誕生した日本国憲法で初めて地方自治が規定され、旧地方自治法は憲法92条の地方自治の本旨を具体化するため、1947年5月に憲法と同時施行されました。

しかしながら今、国主導による全国一律型行政があらゆる面で制度疲労を起こしています。国は、国民の生命・財産を守る基準は、全国一律であるべきと主張するが、それが地方の対応を硬直化させ、かえって住民を困惑され、その現実に対応できないことが問題であります。

ケース・バイ・ケースで政策上の権限を地方自治体に移していくことも大事ですが、根本的には、住民に身近な行政については、初めから地方自治体に政策立案と執行のための権限と財源を与える地域主権を実現することが欠かせないと思います。

国の仕事は、外交、安全保障と、全国共通の基準が必要な行政分野に限定し、地方の仕事は、福祉、教育、地域振興、社会基盤整備など、住民生活に身近な分野とするなどして、新しい国の形をつくるべきものであります。

そのために住民意思は尊重されなければならない、よって、賛成といたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○稲垣委員

両委員の申された同等の考えでおりまして、地方分権の進む中で、住民の意思が尊重されるべきであり、また、住民の声が国の政策に反映されることは当然のことと考えます。

よって、陳情第29号は、市民クラブといたしまして賛成いたします。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○池田福子委員

住民の意思の尊重、そして国家政策に反映するということを採択していただきたい立場で意見を申し上げさせていただきます。

基地の存在というものがどれほど沖縄県民を苦しめてきたかを理解するべきであると思います。特に、生活居住区の場合、精神的・身体的に与える悪影響は想像を絶するものではないかと思うのであります。

憲法25条でも定められております、健康で文化

的な最低限。この最低限の生活も送れない状態が65年以上続いたと。そういう現実を見なければいけないと思います。

さらに、沖縄の海兵隊というのは、国民を守る、そういう軍隊ではない。積極的に攻撃に出向く軍隊であります。日本は、憲法9条で戦争はしないということをおっしゃっておりますけれども、世界から見れば、この状態を見て、日本も戦争に加担しているのと同じだと理解されるのではないのでしょうか。

私たちは、基地は最終的には縮小を経て、最終的には撤退を求める立場を通しております。沖縄県民に多大な犠牲を強いてきました。もともと基地のあの土地は、住民の皆さんを避難させておいた隙にブルドーザーを入れて、無理やり基地にしてしまった、まさしく分捕った土地であります。

そういう意味からも、この問題に対しては、採択していただきたく思っております。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○佐藤委員

今、池田委員が言われたように、沖縄の基地というのは、第二次世界大戦唯一の地上戦が行われて、大変な被害を受けたわけです。その後、銃剣とブルドーザーでもって県民の土地を強奪し、そこに基地をつくり、今日まで基地被害等を含めて、悲惨な事件が後を絶たないと、こういう内容であるわけです。

そして、しかしながら、沖縄は戦後、自民党政権下の中で基地を負担しているということから、地域振興ということでさまざまな箱物行政が行われてまいりました。

しかしながら、そうした事態も今や基地があっても沖縄の経済振興には寄与しないということが、いよいよ明らかになると、相次ぐ基地被害と。

こうした中で、沖縄の県民の人たちは、基地の縮小・撤去を求め、その象徴的なのが辺野古ということになるかというふうに思うんですね。とりわけ、1972年にアメリカ占領下の沖縄が、主政

権が返還されて、本土復帰したと。しかし、戦後処理の中でポツダム宣言、サンフランシスコ条約の中で、沖縄等を含めて放棄したということがありました。

しかし、本土復帰の願いに火がついて、沖縄の人たちが大きな運動をする中で、本土でも本土復帰の闘いがやられたと。その中で無理だと言われたものがアメリカに譲歩をさせて、本土復帰をしてきたというのが今日の沖縄でございます。

しかし、本土復帰したといっても、基地の被害はなくなる。基地は縮小しない、むしろ強化をされてきたというのが今日までの歴史があったというふうに思うわけです。

その点では、この陳情で出ているのは、地方自治体において明確にされた住民意思を尊重し、国家政策に反映することということを述べているわけであります。

民主党政権において、自民党政権時代は地方分権と言われ、そして民主党政権にかわって地域主権と言われて、しかしながら、憲法上は地域主権なんてものはないし、国民主権なんです。沖縄の人々のこうした地方自治の中でその意思を明らかにし、名護の市長選挙、それから市議会議員選挙、反対派が勝利をおさめると。この間、沖縄の知事選でも、それまで推進をしてきた仲井眞知事も、基地の県外への移転を言わざるを得ないと。そして、基地の全面撤去を掲げた伊波候補が肉薄すると。そんな中で住民の意思は明らかであって、民主党政権は、またそれらを正面からやっぱり受けとめて、本格的にアメリカに交渉する、そういう立場に立つてこそ、住民の意思が反映されたというように言えると私は思っております。

そんなことを含めて、この陳情はぜひ賛成ということでお願いしたいし、皆さんも採択することをお願ひされておりますので、私は大変喜んでるところであります。

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第29号について採択することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、陳情第29号 地方自治体において明確にされた住民意思を尊重し国家政策に反映することを政府に求める意見書提出に関する陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第30号 国に「尖閣諸島領海内における中国船の巡視船衝突事件についての意見書」提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等がありましたら発言をお願いします。

○田中委員

それでは、陳情第30号に関しまして、採択という立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

御存じのとおり、尖閣諸島は我が国固有の領土であることは明らかであり、中国の態度は国際法上認めることができないことは、日本国内のみならず海外世論を見ても明確であります。

このような中で、現政府は日本の国益を守ることが第一義であるにもかかわらず、態度を明確にせず、間違ったメッセージを伝えてしまいました。国民の生命と財産を守るために、意見書で述べられている内容に関して、国民世論として政府関係者に伝えるべきものであるという意味で採択とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○明石委員

今回の処置が、結果的には日本が圧力を加えたら屈するという誤ったメッセージを内外に与えた可能性が極めて高く、日中関係に悪い先例を残したと言わざるを得ません。

尖閣諸島が日本固有の領土であることは堂々と訴えなければならないし、いささかも妥協する必要はなく、政府は国際社会にもっとアピールする必要があります。検察は、法と事実に基づいて判断すべきで、政治的配慮があったとすれば、それは事実上の指揮権発動と同じことでもあります。

そういう意味で、内閣の責任は極めて重く、日

本政府がどれだけの外交努力をしたのか見えてきません。逮捕時点でこの問題がどう推移するかは予測できたはずで、ただ国内法に従って粛々とやるというのでは外交なんてなしに等しく、尖閣諸島は日本固有の領土だ、そういう立場をあらゆる機会を通じて国際社会が認める外交努力をすべきであります。

また、日中のデリケートな外交関係をどう判断して、どのような結論になったのか、経緯を国民によく説明することが必要で、重要な判断を検察任せにするだけでいいのか問わなければなりません。

それに、領土、領海、主権を主張することは当然で、妥協する必要はなく、外交解決の努力が必要であるとともに、日本の主張の正当性を国民、国際社会に伝えるため、撮影されたビデオなどを開示し、納得のいく説明をすることが重要であると考えます。

よって、賛成といたします。

○山崎委員長

ほかによろしいですか。

○池田福子委員

尖閣諸島問題、採択していただきたい立場で、総論賛成、各論反対で述べさせていただきたいと思います。

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的国際法上も認められていることであります。毅然とした外交で国民の生命と財産を守る義務を負うことは必定なんです。

けれども、また、迅速で公正な情報公開を実施するべきであった、これは言えると思います。国民の知る権利のためばかりではなく、相手に対しても憎悪感を助長させないためにもしっかりと情報開示は必要だったのではないかと思います。中途半端な秘密主義が、今回の問題をより大きくしたのではないかと私自身も考えております。

しかし、記述の3番ですが、尖閣諸島の警備体制を充実・強化するという部分で、反対ではございませんけれども、これを例えば自衛隊を出動させるという意味ならば、疑問に思います。自衛隊、

沖縄近辺では、既にこれは軍隊なのではないかという意味にもとられております。その自衛隊を出動させるということは、逆に相手に対して疑心暗鬼を抱かせるのではないかと。根本解決にはならないと。外交の根本解決は、平和でなければいけないと思っております。相手の立場を尊重しつつ、毅然とした態度というのが、外交の基本だと思っております。

私は、そういう意味からも、この採択は賛成いたしますけれども、この各論の部分だけは問題視させていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませぬか。

○稲垣委員

国は、国民の生命と財産を守るため、また、国際社会に誤解を招かないためにも対応を重視した外交努力を行い、両国の成熟した関係を構築すべきであります。国民の知る権利は、当然保障されなくてはなりません。

よって、ビデオ等の公開などを求める陳情第30号は、市民クラブとしまして賛成させていただきます。

以上。

○山崎委員長

ほかはどうですか。

○佐藤委員

尖閣諸島をめぐる問題では、政権交代がありましたけれども、しかしながら、この間の尖閣諸島の我が国の領有について、国際社会、中国も含めて、事あるごとに道理ある説明やアピールをしてこなかったということがありまして、これは国会の我が党の質問にも認めているとおりであります。

さらには、日清戦争で日本が戦勝国となったわけですが、そこで尖閣諸島を領有して併合したという歴史的事実もないということも明らかにして、国会でも取り上げさせていただきました。

そんなことから、私どもの提案でありました中身が外務省のホームページに、従来のホームページから書きかえられると、そんな形で歴史的経緯は明らかであるわけでありまして。

この間の政府の行った、検察がやったとか、いろいろありますし、ビデオの流出もあります。しかし、これらは本当にそうだったのかというと、多くの国民の皆さんは、そうではないというふうに思っていることも事実であり、ビデオについてはYouTubeで出ましたので、それは速やかに明らかにするのが当然だというふうに思っております。

しかしながら、そういう点では、尖閣諸島領海内における中国船の巡視衝突事件についての検証案と。私は、特に前文はともかくとして、先ほど池田委員も言いましたけれども、1、2、3、4という形で具体的な陳情事項があるわけですね。その中で特に3番、警備体制を充実・強化すること。これは、池田委員が言いましたように、これは自衛隊を含む尖閣への実効支配、もしくは警備というような形になることも当然含まれる。この間の識者の皆さんの議論やいろんな議論の中でも、そのことについては議論の分かれるところなんですよ。

これが軍隊が占用し、そして上陸をすると。一見華々しい毅然とした態度のように見えますけれども、相手国との関係で今日、海上保安庁と漁船という事態でもこれだけの問題になった。それが自衛隊という形で、相手も軍隊ということになって、何かあったときは本当にこれは取り返しのつかない緊張感をもたらすと、そういう内容を含んでいるのではないかということから、私はこれはいろいろ意見が分かれる部分でありますので、尖閣諸島の警備体制の充実・強化することということではなくて、海上保安庁による警備体制を一層充実・強化するというような中身にぜひ変えていただきたい。そのことを皆さんにお願いしたいというふうに思っているわけです。この原文のままだと、そうした議論の分かれる問題も含めて、包含してしまうということから、そこをところを正副委員長に任せるにしても、そこをところを修正してほしいなというふうに思います。

その修正がなされるということの一つの考えとして、賛成したいなというふうに思っております。

す。

○山崎委員長

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第30号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、陳情第30号 国に「尖閣諸島領海内における中国船の巡視船衝突事件についての意見書」提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま、陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

陳情第29号 地方自治体において明確にされた住民意思を尊重し国家政策に反映することを政府に求める意見書提出に関する陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第30号 国に「尖閣諸島領海内における中国船の巡視船衝突事件についての意見書」提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

○佐藤委員

先ほども言いましたように、記ということで3番になっているやつを、先ほど述べたような趣旨で、警備体制を充実・強化するということに、海上保安庁による警備体制を一層充実・強化する

ことということに、ぜひ変えてほしいというふうに思います。

ぜひ、皆さんの御同意を得たいなというふうに思いますけど。

○山崎委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後6時44分

再開 午後6時52分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、添付されている案文、修正案が出されましたが、こちらのほう、正副委員長に一任で御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

提出先については、正副委員長に一任で御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長、議長、副議長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任お願いしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。

午後6時53分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証する
ためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長